

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(6)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の対外経済関係法は、1980年代中盤に合併法とそれに関連する規定、外国人投資企業と外国人の税金に関する法規が制定され、その他の多くは、1991年末の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の制定以後、1995年頃までに立法された。

1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた<sup>1</sup>。本誌上においてこれまで5回にわたって改正後の海外直接投資制度の概況、海外直接投資企業の類型と特徴、北朝鮮と中華人民共和国（以下、中国とする）の海外直接投資制度の比較、法規の改正点の解説を行ってきた。

これまで見てきたように、北朝鮮の対外経済関係法の立法は中国の対外経済関係法をかなり参考にしている。しかし、対米関係を改善した条件の下で対外開放を大胆に推進した中国とは異なり、旧ソ連・東欧の社会主義市場の崩壊によって、北朝鮮は対日・対米関係を正常化しない状態のまま、世界市場へ参入せざるを得なくなった。このため、中国とは異なり、日本や西側諸国からの投資はそれほど多くはなく、在日朝鮮人や中国、東南アジア諸国からの投資が中心であった<sup>2</sup>。このため、1999年以降の改正でも変更点が必ずしも多くはなかった。しかし、長らく北朝鮮唯一の経済特区であった羅先経済貿易地帯に関する法規の中には、大規模な改正が行われたものもある<sup>3</sup>。

今回は保険法、羅先経済貿易地帯外国企業常任代表事務所規定、羅先経済貿易地帯中継貿易規定、羅先経済貿易地帯請負建設規定、羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定、羅先経済貿易地帯統計規定、羅先経済貿易地帯観光規定、羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定、羅先経済貿易地帯外国人出入および滞留規定、羅先経済貿易地帯税関規定についてその内容と、主要な改正点を指摘する。

## 1. 保険法

保険法は、1995年4月6日、最高人民会議常設会議決定第58号として採択され、1999年2月4日 最高人民会議常任委員会政令第383号として修正補充された。「保険の機能及び役割を高め、国の経済発展及び人民生活の安定に寄与する」（第1条）ことを目的とした北朝鮮における保険制度の基本を定める法律である。北朝鮮では保険は「人体保険と財産保険」（第2条）とされている。人体保険には、生命保険、児童保険、旅客保険、災害保険等が属し、財産保険には、火災保険、海上保険、農業保険、信用保険等が属する。生命保険と損害保険という分け方ではなく、対象が人間かそうではないかによって区分する方法をとっている。

保険を運営する機関は、「国家保険機関」（第3条）と規定されている。ただし、羅津・先鋒等の特殊経済地帯では、「共和国の当該法規に従い外国投資家及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞も保険事業を行うことができる。外国の保険企業の代表部、支社、代理店も保険事業を行うことができる」（第3条第2項）となっている。国内では「共和国領域にある国家保険機関又は外国投資保険企業が行う保険に加入」することが義務づけられている（第6条）。

保険事業に関する規制としては、「義務的な保険、外貨で行う保険及び再保険」を行う場合には、国家保険管理機関と合意しなければならない（第10条）との規定があるほか、保険契約標準条件、保険料率について、国家保険管理機関の承認を必要とする（第11条）。また、外国投資保険機関に対する規制としては、「受け取った保険料の30%以上を定められた保険機関に再保険しなければならない」（第13条）との規定がある<sup>4</sup>。

保険契約は保険者と被保険者の間で締結することが基本で、第三者のために保険契約を締結することもできる（第17条）。また、人体保険契約の締結手続と方法は、国家保

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 日本に居住し、経済活動を行う中で、契約や市場経済、法による経済活動の規制を実地で体験している在日朝鮮人の北朝鮮の法規制定や対外経済政策への影響力は無視できない。

<sup>3</sup> 今回紹介した法規の他に、改正前には、羅津・先鋒自由経済貿易地帯関係の行政法規として、自由経済貿易地帯外国人投資企業公印彫刻および登録規定、自由経済貿易地帯外国投資家代理人規定、自由経済貿易地帯広告規定、自由経済貿易地帯工業地区開発および経営規定、自由経済貿易地帯建物譲渡および抵当規定、自由経済貿易地帯貨幣流通規定、外国投資銀行法施行規定、外国人投資銀行簿記計算規定、自由経済貿易地帯加工貿易規定、自由貿易港規定、自由経済貿易地帯国境検疫規定、自由経済貿易地帯境界通行検査規定、自由経済貿易地帯自動車登録規定が存在した。2002年9月に北朝鮮の法学者にインタビューを行ったときには、これらの行政法規の多くは改正作業中であるということであった。今回紹介した行政法規が他のものに先立って改正され、法規集に掲載されたのは、現在の対外経済政策から見て優先度が高いと判断したものと考えることもできる。

険機関が定めた方法に従わなければならない(第18条)。財産保険契約については、保険契約標準条件に従い締結し、当該保険契約標準条件にない事項は、保険当事者が協議して定めることができる(第19条)。

保険の補償については、生命保険と児童保険については被保険者の死亡の場合、「該当する保険金」(死亡保険金)を支払い、保険事故がなく保険契約期間が終了し、定められた保険料を全額支払った被保険者には、「満期保険金」を支払うこととされている(第31条)。旅客保険、災害保険の場合は、被保険者が死亡した場合又は労働能力を喪失した場合に、「該当する保険金」を支払うことになっている。また、「労働能力鑑定は、当該医療機関が行う」と規定されている(第32条)。北朝鮮では無償治療制度が実施されているためか、入院、通院などの保険金を給付するという考え方はないようである。

紛争解決については、「協議の方法」で解決できない場合、「共和国の裁判、仲裁機関に提起して解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる」(第47条)と、国内の裁判、仲裁機関での解決が基本とされている。このため、第三国の仲裁機関での解決をする場合には、約款や契約に国外での仲裁条項を入れておく必要がある。

今回の改正は、字句上の変更が若干あるのみである。

## 2. 羅先経済貿易地帯外国企業常駐代表事務所規定

羅先経済貿易地帯外国企業常駐代表事務所規定は、1994年2月21日、政務院決定として承認され、2000年10月27日、内閣決定第61号として改正された。この規定は、羅先経済貿易地帯における、外国企業の常駐代表事務所設置と運営に関する規定である。常駐代表事務所の常駐期間は3年まで、人員数は5人までである(第4条)。常駐代表事務所は責任者とその他のメンバーで構成されるが、通訳員、タイピスト、簿記員、経理員、運転手、警備員はメンバーとはならない。責任者とメンバーには「共和国の公民を当てることもできる」(第4条第3項)。

駐在事務所の業務は「本企業の業務と関連した通信連絡、諮問事業、経済技術資料の紹介等」に限られ(第5条)。「本企業の名義及び負担で取引当事者との契約の締結又は代金及び物資の授受等」を行う場合には、本企業の代理委任状を羅先市人民委員会に提出の上、承認を受ける必要がある(第5条第3項)。販売や輸出入業務などは禁止されている(第6条)。駐在事務所の開設申請は地帯管理機関(羅先市人民委員会)を通じて、中央貿易指導機関(外国金融機関は中央銀行機関)に行う(第9条)。駐在事務所は朝鮮語で作成した業務報告を「毎年1月中旬に、地帯管理

機関を通じて審査承認機関に」提出しなければならない(第20条)。

今回の改正では、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称が羅先経済貿易地帯に変更されたことと、1998年の憲法改正によって国家機構が大幅に改編されたことを受けて機関名等の字句上の調整が行われた。また、「常駐代表事務所の設置及び登録、変更、期間延長等の申請文書は、朝鮮語及び外国語で作成しなければならない」(旧第7条)の規定が削除され、常駐代表事務所に必要な運輸手段、事務用品、生活用品などの処分方法が改善されるなど(第22条)、実際の業務遂行にともなう問題点を改善した内容となっている。

## 3. 羅先経済貿易地帯中継貿易規定

羅先経済貿易地帯中継貿易規定は、1996年7月15日、政務院決定として承認され、2000年10月27日、内閣決定第62号として改正された。この規定は「ある国から商品を搬入した後、外国商品をそのまま搬出し、又は再包装又は若干の加工を行い、外国に再び搬出する貿易方式のひとつである」(第2条)中継貿易の内容と方法を規定する行政法規である。改正前の規定では、「中継貿易品は、製品の性質を変化させない範囲の選別、包装、組立等の加工を行うことができる」(旧第18条)と規定しながらも、定義条項には「中継貿易は、ある国のものを持って他の国に渡し、他の国のものを持ってある国に渡す貿易」(前第2条)とされていたので、今回の改正で、定義の上でも中継貿易が単純な運送から、再包装や若干の加工を含む物流事業として定義されることになった。中継貿易を行えるのは「共和国の貿易会社」と、中央貿易指導機関の承認を受けた「地帯に組織された外国人投資企業」(第3条)である。

中継貿易の方法として、まず搬出入は、「共和国の当該機関の輸出入許可、価格承認、品質検査を受けずに行うことができる」としつつ、「中継貿易業者は、必要な場合、当該検疫、検査機関に中継貿易品の検疫、検査を依頼することができる」とし、「該当する検疫、検査機関は、必要な場合、中継貿易品に対する検疫、検査を依頼なく行うことができる」(第7条)とし、搬出入の申告(第8条)や原産地証明に関する規定(第9条)などが追加されている。改正前には、「中継貿易品の搬出入は、共和国の当該機関の輸出入許可、価格承認、品質検査を受けずに行うことができる」(旧第7条)と規定するだけであったのに比べると、中国のクォータを免れるための原産地証明の濫用など、実際に発生する問題に対処する中で、規定が改正されたことが推定される。

紛争解決方法は、「申訴及び請願」(第20条)である。改正前と比較すると行政側が処理にかけてよい時間が20日以内から30日以内へと変更になっている。

#### 4. 羅先経済貿易地帯請負建設規定

羅先経済貿易地帯請負建設規定は、1996年7月15日、政務院決定として承認され、2000年10月27日、内閣決定第59号として改正された、羅先経済貿易地帯における「請負建設を円満に保障するために」(第1条)制定された行政法規である。今回の改正で、大幅に手を入れられた規則のうちのひとつである。

この規定で請負建設の当事者として予定されているのは、建設主が「外国人投資企業、外国人、海外朝鮮同胞」、施工主が「共和国の建設企業所又は外国の建設会社」(第2条)である<sup>5</sup>。今回の改正で労働力下請負を含む下請負建設が新たに規定された(第3条)。請負対象には、「建物と施設物を新しく建設し、又は改築、移改築、増築、復旧、改造、拡張、補修が含まれる」(第5条)。

改正前の規定では、第二章に設計に関する条項が規定されていたが、改正後は削除され、その内容の一部は建設についての章(第二章)に吸収された。新しい規定では、羅先経済貿易地帯外の建設会社や外国の建設会社が請負建設を行う際に必要とされる規定が追加されている。改正前の規定にあった契約で定めればよいような建設に関する条件等についての条項は削除されており、契約の自由度が上がった。また、この規定では請負対象建設物の質の保証期間は引渡から1年となっている(第37条)。

監督統制と紛争解決について、「国家建設監督機関は、請負建設と関連して偏向が生じないように監督統制事業を強化しなければならない」(第40条第2項)という条項が追加された。また、違反の際の制裁は「工事中止、罰金適用、追放等の行政的制裁」が予定されている。違反行為が重大な場合には、刑事的責任も予定されているが詳細は規定されていない(第41条)。紛争解決手段としては、「共和国の裁判又は仲裁機関の該当する手続」(第42条)が規定されている。改正前の規定では第三国での仲裁も可能であったが、新しい規定ではこの部分は削除されている。

#### 5. 羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定

羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定は、1995年7月13日、政務院決定として承認され、1999年3月21日、内閣

決定第27号として改正された、「外国の貨物を羅先経済貿易地帯を経て外国に中継輸送しようとする荷主の便宜を保障し、外国の中継貨物輸送を円満に行うために」制定された行政法規である(第1条)。中継荷主代理業務とは、「外国の荷主の委託に従い、中継する貨物の受領、発送、作業及び保管手続、税関手続、検査及び検疫手続、費用清算、事故処理、輸送組織等の業務」(第2条)を内容とするフォワーダーの業務である。改正前の規定では、「機関、企業所、団体」(旧第3条)が行うことになっていたが、現在は「羅先経済貿易地帯の対外運輸機関」(第3条)が企業創設審査承認機関の許可を得て行うことになっている。

荷主は、中継貨物を当該輸送手段に積み換えようとする場合には、荷積の5日前までに、船積証券又は運送状を作成することができる資料を荷主代理機関に提出しなければならない(第11条)。ただし、中継貨物を汽車に積み換えようとする場合、荷主代理機関は輸送が開始される前月20日までに、月次貨車要求文書を鉄道運輸機関に提出しなければならない(第14条)ので、機動性に問題が残る。

紛争解決手段としては、「朝鮮民主主義人民共和国裁判機関又は仲裁機関が処理する」(第30条)としている。違反に対する制裁としては、「罰金適用等の行政的制裁」(第31条)が予定されているほか、「違反行為が重大な場合」(同) 刑事罰も予定されている。

#### 6. 羅先経済貿易地帯統計規定

羅先経済貿易地帯統計規定は、1999年3月6日に内閣決定第19号として新たに承認された。「社会経済実態に対する統計を正確に掌握し、統計資料の管理及び利用秩序を正しく確立」(第1条)することを目的とする行政法規である。この規則でいう統計とは、「経済文化の発展水準と関連した資料及び天然資源、人口、生態系と関連した資料等が含まれる」(第2条第2項)ものである。この規定は羅先経済貿易地帯にある「共和国の機関、企業所、団体及び外国人投資企業」(第3条)に適用される。統計事業は「中央統計機関の統一的な指導下に」(第5条) 地帯統計機関が行う。

統計の具体的な内容としては、経済活動と関連した統計と社会経済実態、人口、生態系、物価があげられており、前者は統計報告で、後者は統計調査で統計を行うとしている(第13条)。また、地帯統計機関から統計資料提出の要請を受けた場合、これに応じなければならない(第14条)。

<sup>5</sup> 外国建設会社が請負建設を行う場合、特別な場合を除き請負建設労働力は、地帯労働力斡旋期間を通じて保障され、外国の建設主又は施工主機関は請負建設に必要な労働力の80%以上を共和国の労働力で採用しなければならない(第7条)。

第三章（第21条～第33条）では、統計初期計算として、統計の計算方法が規定されている。この中で、規定されている項目は、地帯総生産額、投資額実績、生産額実績、サービス収入額実績、輸出額実績、輸入額実績、流通額実績、税金納付実績はである。

統計資料の利用及び管理（第四章）では、「統計資料は秘密文書として取り扱う」（第34条）としている。また、「地帯内の労働力源泉、天然資源、地帯総生産額等の統計資料は、中央統計機関の承認を受けてはじめて公開できる」（第40条）など、諸外国で広く公開されている情報を秘密にすることが規定されている<sup>6</sup>。これは企業の秘密を確保するためではなく、この地域の統計資料自体を秘密文書とすることを意味する。しかし、「統計資料を分析して、生産及び経営活動を改善」（第41条）する努力義務が課されており、地帯統計機関の統計資料を閲覧できる規定もあることにはある（第37条）。また、企業活動の秘密を保持する意味での秘密保持条項は第38条に「機関、企業所及び外国人投資企業と関連した統計資料は承認なく公開することができない」として規定されている。

この規定は、羅先経済貿易地帯内の機関、企業所の人民経済計画実行に対する評価に対する規定も持っており、地帯統計機関が毎月、人民経済計画に対する計画実行評価を行うことなども規定されている。

## 7．羅先経済貿易地帯観光規定

羅先経済貿易地帯観光規定は、1996年7月15日、政務院決定として承認され、2000年4月29日 内閣決定第33号として改正された、羅先経済貿易地帯における「外国人と海外朝鮮同胞」の観光（第2条）を規制する行政法規である。観光の内容であるが、「旅行を通じた見物、教育、休養、研究、娯楽と関連した観光等」（第2条第2項）と定義されている。

この規定における観光は、北朝鮮と外国の間に締結された観光協定、羅先経済貿易地帯で観光旅行を組織する会社と外国の観光会社、機関、企業体、団体の間に締結された観光契約に従うことになっている（第3条）。出入国に対する規定としては、「観光証又はそれに代わる証明文書」による出入が規定されており（第5条）入国査証を必要としない制度になっている。

観光旅行は、団体で行うことが原則であり、個人の自由な旅行は認められていない（第10条）。旧規定では、羅先経済貿易地帯以外への旅行を希望する旅行者に対する手配義務やキャンピングカーを利用したり、テントを持参したりする旅行社への対応義務があったが、改正後にはこの条項は削除された。また、観光業の品質を維持するための管理を強化する方向での改正が行われている。

## 8．羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定

羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定は、1999年12月4日、内閣決定第91号として承認された羅先経済貿易地帯における外国人投資企業の財政管理に関する行政法規である。全十章で構成され、第一章一般規定、第二章資本の造成、第三章財政計画、第四章流通財産、第五章固定資産、第六章生産費、第七章財政収入、第八章財政決算及び利潤分配、第九章財政清算、第十章監督統制の順である。

この規定では、財政管理を「経営活動に必要な財産と貨幣資金を自らの計画に従い独自に造成して合理的に利用する経済管理活動である」（第2条）と規定している。また、財政管理は「企業の財政計画に従い、資金を支出し、税金等の貨幣資金を納付し、企業に網羅された投資当事者の権利及び利益を保障する原則で財政管理を行わなければならない」（第6条）で行うこととされており、脱税や投資家に不利益を与える行為を防ぐためにこの規則が制定されたことを示唆している。会計、簿記については、「外国人投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業、外国人投資銀行の簿記計算と関連した法規範の要求通りに行い、中央財政機関又は中央銀行機関が定めた様式に従って行わなければならない」（第8条）としているが、簿記計算に関する法規は、現行の法規集には掲載されていない。

資本については、「投資当事者が出資した資本、企業運営過程で増加した資本、借入資本等の資本が含まれる。」（第13条第2項）との規定がある。出資は、「貨幣資産、現物資産、財産権、ノー・ハウ等」（第17条）で行うことができるが、財産権での出資は、投資当事者の出資の20%を超過することができない。また、投資当事者の出資（登録資本）は増額することはできても、減額することはできない（第19条）。また、投資が出資として承認される方法も指定されている（第20条）。出資金の保護について、外国

<sup>6</sup> これは羅先経済貿易地帯の問題というよりは、北朝鮮全体の問題と考えた方がよい。外国からの投資は受けたいが、特に機密事項とも思われにくい客観的なデータを出さないというのは、理解に苦しむ。しかし、中国でも改革開放が始まった当初はこのような状況であった。国営企業の生産高を見れば、工場の実稼働率などが推定できる。日本や米国との関係が正常化されておらず、休戦とはいえ朝鮮戦争が完全に終結してはいない現状では、外国から虫のいい考えだと非難されようとも、情報を開示しないことで自分たちを守りたいという考えを内部から変えていくことはかなり困難なことであると思われる。情報を開示しないがために、どれだけの損失を自分たちが蒙っているのかということに考えが及ぶようになるためには、国際環境が変化することが必要であろう。

人投資企業の資本については、「国有化し、又は地帯で取用しない」(第23条)との規定がある。

財政計画については、「財政計画を自身で立てた後、それを理事会又は共同協議会(以下、理事会とする。)で討議し決定」(第26条)規定がおかれている。また、財政計画は四半期別に「工業、農業、建設、運輸、通信、商業、貿易、給養等の分野別」(第29条)に分けて、「資本金計画、販売(サービス)収入金計画、原価(流通費、運営費)計画、固定資産減価償却金計画、利潤及び分配計画、国家納付金計画等」について(第30条)立てることになっている。翌年の財政計画は12月25日までに地帯財政機関に登録し(第32条)年の途中に変更する場合には、地帯財政機関の了解を得て、変更登録(第33条)を行うことになっている。

資産については、流通資産(第四章)固定資産(第五章)に分けて規定されている。流通資産とは「一度生産過程に完全に消費され、新たに生産される生産物にその価値を移転させる財産である」(第34条)と定義され、その具体的内容として、「原料、資材、燃料、容器及び包装材、小工具、未完成品、半製品、完成品等」の「現物資産」と「現金、預金等」の「貨幣資産」(第34条第2項)に分けて列挙されている。流動資産の棚卸しは毎月行わなければならない(第41条)。

固定資産は、「使用年限が1年以上であり、かつ当初価値が500ウォン以上の財産である」と定義されている<sup>7</sup>。固定資産は「固定資産登録台帳に形態別に登録し、管理」しなければならない。固定資産登録台帳には、「登録日、登録番号、固定資産名、規格、初期価格、内容年限、設置場所、生産年月日、生産地、取得年月日等」を明らかにする必要がある(第44条)だけでなく、「固定資産を取得した日から1ヶ月以内に地帯財政機関に登録」する必要も出てくる(第45条)。固定資産の種類、価値の計算並びに減価償却金の計算、積立及び利用に関しては、「固定資産減価償却金と関連した法規範」に従う旨の規定があるが(第46条)現行の法規集にはこのような規定は収録されていない。固定資産の棚卸しは、毎年1回以上行う必要がある(第47条)。

生産費とは「原価、その他の支出等」および「賃加工費」(第49条)が含まれ、原価には「工業生産原価」、「農業生産原価」、「建設原価」、「輸送原価」、「流通原価」とその内訳が列挙されている(第50条)。その他の支出には「為替

差損、企業が破産して受け取ることができない債権、販路に行き詰まり滞貨となった製品を販売するために再び加工、包装するために支出した費用、各種利子、資金借り入れに支出した費用、滞貨商品の価格引き下げにより損失等の正常な企業活動と関連なく発生した費用」(第51条)が含まれる。人件費の原価算入については、「共和国従業員の労賃を原価に入れて計算した後、社会文化施策金を控除した金額を従業員に計算し支払わなければならない」(第53条)との規定がある。この他、原価には地帯財政機関が定めた基準内の対外事業費(代表団迎撃費、交際費、代表団派遣費)を含めることもできる(第54条)。

財政収入には、「企業活動を行って得た収入及び企業活動と関連がないその他の収入」(第63条)が含まれる。ここでは、取引税の納税についても規定されており、「課税対象の生産物を販売し、又はサービスした後得た収入金に定められた税率を適用」する旨が定められている(第69条)。

決算については、「四半期、年間別」に決算を行うことが義務づけられている(第71条)。年間の決算については、その総括を理事会で行うことが規定されている(第73条)。これら財政決算文書は、簿記検証機関の検証を受ける必要がある(第74条)。

所得は、「利潤、決算利潤、分配する利潤」(第76条第2項)に分けて規定されており、それぞれ「販売収入金から原価を控除した所得」、「利潤から取引税、その他の支出を控除した」もの、「決算利潤から基金、企業所得税等の金額を控除した」ものと規定されている(第77条)。登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%を予備基金として積み立てることが義務づけられている。予備基金は、企業損失の補填と登録資本の増額にのみ使用が可能である(第78条)。予備基金で埋め合わせることのできない損失に関しては、連続して4年間繰り越すことができる(第79条)。また、利潤の10%までの範囲で「生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の基金」(第80条)を作ることができ、複数年度にまたがって利用できる。分配を受けた利潤や償還を受けた投資分を再投資する際の優遇に関しても原則が定められている。また、分配を受けた利潤や償還を受けた投資分の課税なしでの「共和国領域外」への搬出ができる規定がある。

外国人投資企業の解散に関して、財政清算が規定されている。財政清算は清算委員会を組織することで行う。清算

<sup>7</sup> 2002年7月の経済管理改善措置の際、朝鮮ウォンのレートが変更された。この規定で表示されているのは、それ以前の金額である。2002年7月に改善措置の前後で、どのようにこれら法規に規定されている金額を読み替えるのかを朝鮮国際合併総社の担当者にインタビューしたところ、外貨建てで同じ金額になるように、すなわち約70倍して考えるとの回答を得た。2002年6月のレートで換算すると、500朝鮮ウォンは約226米ドルである。日本では消耗品として取り扱う物品であっても、固定資産としなければならないものが多い。

財産の処理は「清算財産の処理は、清算費用、従業員の労働報酬、国家納付金、保証債権が付された債務、一般債務の清算等の順位」で行うことになっている（第88条）。合弁法施行規定と合作法施行規定、外国人企業法施行規定では「清算事業と関連して提起される費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務」とされているので、従業員の労働報酬と税収のどちらが優先させるかについて、行政法規間で衝突が起きている<sup>8</sup>。

財政管理分野ではこの規定の他に、羅先経済貿易地帯以外の地域に関しては、「外国人投資企業財政管理規定」<sup>9</sup>が存在し、「合弁法施行規定」、「合作法施行規定」の一部の条項も財政管理について定めている。羅先経済貿易地帯財政管理規定は、企業経営の核心となる資本、財政計画、財産の管理、生産費や財政収入の計算などについて、他の法規よりも具体的な規定を持っている。これは、経済活動の法的規制において、羅先経済貿易地帯が対外開放の窓口として、それなりの役割を果たしたことを意味する。

## 9. 羅先経済貿易地帯外国人出入及び滞留規定

羅先経済貿易地帯外国人出入及び滞留規定は、1993年11月29日に政務院決定として承認された「自由経済貿易地帯外国人出入規定」と1994年6月14日に政務院決定として承認された「自由経済貿易地帯外国人滞留及び居住規定」を合体させて改正し、2000年2月19日に内閣決定第8号として承認されたものである。

羅先経済貿易地帯への外国人の出入について、この規定に規定されていない事項は「外国人出入及び滞留と関連した共和国の法規に從う」とされている。また、「共和国政府と外国政府間に締結した協定に、外国人の地帯出入及び滞留と関連した規制内容が本規定と異なっている場合には、その協定に從う」との規定もある（第2条）<sup>10</sup>。羅先経済貿易地帯はビジネス（第7条）や観光（第9条）目的で外国から直接入ってくる外国人に対する無査証制度を規定している<sup>11</sup>。

外国人の滞在は短期滞留（90日未満）と長期滞留（90日以上）に分類されている（第18条）。地帯に滞留する外国

人は、到着した翌日までに、滞留登録を行なう必要がある（第19条）。長期滞留する場合には、「滞留証又は居住登録証」の発給を受ける必要がある（第24条）。滞留証の有効期間は6ヶ月まで、居住登録証の有効期間は、1年までとなっている（第27条）。

制裁としては、「共和国の当該機関が発給した証明文書の回収、罰金適用、追放、入国の禁止等の行政的制裁」と違反行為が重大な場合の刑事的責任が予定されている。

今回の改正では、出入、滞留等の手続に対して、必要書類の列挙等が行われ、ビジネスや投資目的だけではなく、羅先経済貿易地帯への外国人の出入手続や滞留の手続を網羅的に規制する上で、必要な情報が追加されたといえる。

## 10. 羅先経済貿易地帯税関規定

羅先経済貿易地帯税関規定は、1995年6月28日に中央人民委員会政令で採択され、2000年9月23日に改正された。対外経済関係の行政法規で、中央人民委員会によって採択されたものはこの規定だけであることから、この規定が当初から重要視されていたことがわかる。今回の改正では、五章60条構成であったものが、五章78条となり、税関手続及び登録、税関検査及び監督についての規定が全面的に変更された。

羅先経済貿易地帯における税関は、「国境界線、国内境界線、港境界線」を含む「地帯境界線の税関通過地点」、「保税區、保税工場、保税倉庫、保税展示場、飛行場、郵便局等」に設置することが規定されている（第2条）。税関の職務は「税関通過地点を通過する共和国の機関、企業所、団体」、「外国人投資企業、外国企業」、「外国企業常任代表事務所」、「共和国公民及び外国公民」の「貨物、運送手段、郵便物、携帯品に対する税関手続及び検査を行い」、「地帯搬入物資の保管及び利用、処理状況に対して監督」することにある（第3条）。具体的には、「国の安全及び社会道徳生活並びに住民の健康及び動植物の成長に有害な文書及び麻薬、武器をはじめとする禁止品を搬出入し、又は密輸行為を行う等の違法現象を厳格に取り締まり、統制」（第4条）」することである。

<sup>8</sup> 企業破産の場合に適用される「朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法」では、破産財産の分配順位を国家手数料及び破産手続費用 労賃と保険金 税金とはじめとする国家義務納付金 破産手続中に契約取消で発生した違約金 担保財産 無担保財産 債権以外の請求権の順で規定している。従業員の労働報酬の保護は重要な問題だけに、規定が錯綜する現状は大きな問題である。「合弁法施行規定」「合作法施行規定」共に、2000年の改正で税金の優先順位を従業員の労働報酬の上に持つてくる改正を行っている。羅先において、企業を解散する場合には、労働報酬の取り扱いで、どの法を基準とするかが問題になることが予想される。

<sup>9</sup> 詳細については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(5)」『ERINA REPORT』vol. 52 (2003.6) 52～54頁を参照されたい。

<sup>10</sup> 中国と北朝鮮の間には、この種の協定が存在する。

<sup>11</sup> 無査証制度とは言っても、訪問機関からの招請状や、観光手配をすませた上で観光証を受け取る必要がある。誰も自由訪問できるわけではない。中国は深圳などの経済特区でも無査証制度は採用していないが、実際にはお金さえ出せば在外公館や国境で簡単に査証を取得することができるので、こちらのほうが実質的には無査証に近いといえる。

羅先經濟貿易地帯内の機関、企業所、外国投資企業、常駐代表機関は、税関登録を行い、税関申告員を定める必要がある。ただし、物資の搬出入業務を専門として行わない場合はこの限りではない（第7条）。税関申告員とは、「物資の搬出入と関連した税関申告文書を作成し、税関手続を担当」（第10条）する者で、税関に登録した者（第9条）のことであり、通関士のような国家試験制度があるわけではないようである。

税関検査については、「税関通過地点でのみ通過することができ、税関検査を受けなければならない」のが原則で、例外として、それ以外の場所を通過する場合には「最寄りの税関に移動検査申請文書を提出し、移動税関検査を受けなければならない」（第29条）としている。税関通過地点で検査を受けることができない場合には、「地帯内の税関の間で監督移送」（第30条）することになっている。地帯外の北朝鮮領域を通過して地帯に搬入する場合は、「地帯外の税関では税関検査を行わず、地帯の税関と地帯外の税関の間で監督移送」を行う。ただし、バラ荷の場合は、地帯外の税関で税関検査を行う（第31条）。中継輸送の場合は、基本的に税関検査は行わず、監督のみを行う（第41条）。

関税および税関料金については、地帯内輸入物資に対する特惠関税の適用が宣言されており（第52条）、免税となる物資、課税する物資、観光業、旅館業、商業、食堂業などに対する関税の減免、関税を納付しない原料、資材、付属品、部品等を利用して製造した製品の取り扱い、羅先經濟貿易地帯以外での国内販売に関する取り扱い、保税関連の取り扱いなどが規定されている。関税賦課の基準価格は輸入物資の場合、国境到着価格、輸出物資に対しては国境引渡価格である（第64条）。また、密輸に関連して、「密輸品はそれを発見した時期に関係なく没収し、密輸行為の程度に応じて、密輸行為を行うのに利用した当該物資と運輸手段を没収する」（第75条）との規定があるほか、「密輸品を没収することができない場合には、密輸行為を行い、又は密輸行為に協力した機関、企業所及び外国投資企業、個人から密輸品価格に相当する金銭を徴収する」（第75条第2項）の規定がある。没収品の取り扱いは、「没収財産処理と関連した法規範」（第77条）に従い処理することとなっ

ているが、このような法規範は、公開されていないので、実際にどのような処理が行われるのかは不明である<sup>12</sup>。

紛争処理については、「税関手続及び検査並びに関税及び税関料金の納付に関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。」との規定がある（第78条）。改正前の規定では、申訴、請願に対する税関の処理結果に不服がある場合には、訴訟を提起することができるとの規定があったが、この条項は改正時に削除された<sup>13</sup>。

## おわりに

以上、保険法、羅先經濟貿易地帯外国企業常住代表事務所規定、羅先經濟貿易地帯中継貿易規定、羅先經濟貿易地帯請負建設規定、羅先經濟貿易地帯中継荷主代理業務規定、羅先經濟貿易地帯統計規定、羅先經濟貿易地帯観光規定、羅先經濟貿易地帯外国人投資企業財政管理規定、羅先經濟貿易地帯外国人出入および滞留規定、羅先經濟貿易地帯税関規定について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。

今回の一連の改正のなかでは、羅先經濟貿易地帯における中継貿易、請負建設、財政管理、出入国、税関などの規定に、經濟活動を包括的に法で規制するために必要な規定や内容の補充が見られる。羅先經濟貿易地帯は、設置時に考えられたほどの投資を集めることはできなかつたと一般的に評価されているが、その中でも中継貿易や観光については、細々ながらも事業が行われている。今回の一連の改正で、これらの規定が大幅に改定され、内容が豊富になったということは、羅先經濟貿易地帯の經濟活動による經驗の蓄積が法規に反映されたことを意味する。今後、北朝鮮の對外經濟活動が活発に展開する國際状況になれば、これ以外の法規にもこのような変化が生まれてくるであろう。

北朝鮮の對外經濟開放は、隣国である中国の躍動的な對外經濟開放の動きに比べるとその規模、速度共に小さいが、今号で見たように經驗の蓄積が法規の改正に結びつくメカニズムは働いており、今後の変化が期待される。

次号では、新義州特別行政区、開城工業地区、金剛山観光地区の関連法規を紹介して、對外經濟關係法紹介シリーズを終了したいと思う。

<sup>12</sup> ちなみに筆者が2002年9月に新義州から中国に出国するときに朝鮮ウォンを所持していたため、これを没収されたが、税関の事務所では没収する金額を確認した後、没収の証明書を交付された。金額の確認は、複数の税関職員の下で行われたので、税関員が個人的に私腹を肥やすようなことはなかったと思う。ただし、没収されたお金がどのように処理されたかはわからない。

<sup>13</sup> 行政機関を相手にした訴訟は、現在のところ北朝鮮では一般的ではないようである。

## 資料（筆者による翻訳）

## 1. 朝鮮民主主義人民共和国保険法

チュチェ84（1995）年4月6日 最高人民会議常設会議決定第58号として採択

チュチェ88（1999）年2月4日 最高人民会議常任委員会政令第383号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 保険法の基本</b>		<b>第一章 保険法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国保険法は、保険の機能及び役割を高め、国の経済発展及び人民生活の安定に寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国保険法は、保険の機能及び役割を高め、国の経済発展及び人民生活の安定に寄与する。
2	保険は、人体保険と財産保険に分ける。 人体保険には、生命保険、児童保険、旅客保険、災害保険等が属し、財産保険には、火災保険、海上保険、農業保険、信用保険等が属する。 国家は、保険に対する需要の増大に即して保険の種類を増やし、保険事業を自発性及び義務性の原則から正しく行う。	2	保険は、人体保険と財産保険に分ける。 人体保険には、生命保険、児童保険、旅客保険、災害保険等が属し、財産保険には、火災保険、海上保険、農業保険、信用保険等が属する。 国家は、保険に対する需要の増大に即して保険の種類を増やし、保険事業を自発性及び義務性の原則から正しく行うようにする。
3	朝鮮民主主義人民共和国において保険事業は、国家保険機関が行う。 自由経済貿易地帯では、共和国の当該法に基づいて外国投資家及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞も保険事業を行うことができる。外国の保険企業の代表部、支社、代理店も保険事業を行うことができる。	3	朝鮮民主主義人民共和国において保険事業は、国家保険機関が行う。 特殊経済地帯では、共和国の当該法規に従い外国投資家及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞も保険事業を行うことができる。外国の保険企業の代表部、支社、代理店も保険事業を行うことができる。
4	国家は、保険当事者が平等な地位で保険契約を締結し、履行するようにする。	4	国家は、保険当事者が平等な地位で保険契約を締結し、履行するようにする。
5	国家は、保険事業を奨励し、不慮の事故又は自然災害によって発生した被害及び損害に対する保険補償を円満に行うようにする。	5	国家は、保険事業を奨励し、不慮の事故又は自然災害によって発生した被害及び損害に対する保険補償を円満に行うようにする。
6	国家は、機関、企業所、団体と公民、共和国領域にある外国機関、外国投資企業、外国人が保険に加入しようとする場合、共和国領域にある国家保険機関又は外国投資保険企業が行う保険に加入するようにする。	6	国家は、機関、企業所、団体及び公民、共和国領域にある外国機関、外国投資企業、外国人が保険に加入しようとする場合、共和国領域にある国家保険機関又は外国投資保険企業が行う保険に加入するようにする。
7	国家は、保険分野で外国の保険機関、国際保険機構との交流及び協力を発展させる。	7	国家は、保険分野で外国の保険機関、国際保険機構との交流及び協力を発展させる。
<b>第二章 保険当事者</b>		<b>第二章 保険当事者</b>	
8	保険当事者は、保険者及び被保険者である。 保険者には、国家保険機関及び外国投資保険企業が属し、被保険者には、保険者と保険契約を締結した機関、企業所、団体及び公民、外国機関、外国投資企業、外国人が属する。	8	保険当事者は、保険者及び被保険者である。 保険者には、国家保険機関及び外国投資保険企業が、被保険者には、保険に加入した機関、企業所、団体及び公民、外国機関、外国投資企業、外国人が属する。
9	保険者は、保険事故によって被保険者が被った損害若しくは被害を補償し、又は保険期間の終了次第保険金を払い戻す義務を負い、被保険者は、保険補償を受け取る権利を有する。	9	保険者は、保険事故によって被保険者が被った損害若しくは被害を補償し、又は保険期間の終了次第保険金を払い戻す義務を負い、被保険者は、保険補償を受け取る権利を有する。
10	義務的な保険と外貨で行う保険、再保険を行おうとする保険者は、国家保険管理機関と合意しなければならない。	10	義務的な保険、外貨で行う保険及び再保険を行おうとする保険者は、国家保険管理機関と合意しなければならない。
11	保険者は、当該保険契約標準条件、保険料率を作成し、国家保険管理機関の承認を受けなければならない。 承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料率は、適用することができない。	11	保険者は、当該保険契約標準条件、保険料率を作成し、国家保険管理機関の承認を受けなければならない。 承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料率は、適用することができない。
12	保険者は、年間業務決算の終了次第、貸借対照表及び損益計算書を正確に作成し、国家保険管理機関に提出しなければならない。	12	保険者は、年間業務決算の終了次第、貸借対照表及び損益計算書を正確に作成し、国家保険管理機関に提出しなければならない。
13	外国投資保険企業は、自らが受け取った保険料の30%以上を定められた保険機関に再保険しなければならない。	13	外国投資保険企業は、自らが受け取った保険料の30%以上を定められた保険機関に再保険しなければならない。
14	被保険者は、保険事故によって損害を被った場合、保険補償金を受け取ることができる被保険利益が必要である。	14	被保険者は、保険事故によって損害を被った場合、保険補償金を受け取ることができる被保険利益が必要である。
15	被保険者は、保険契約で定めた通りに、保険者に保険料を支払わなければならない。第三者のために保険契約を締結した者も、保険料を支払わなければならない。	15	被保険者は、保険契約で定めた通りに、保険者に保険料を支払わなければならない。 第三者のために保険契約を締結した者も、保険料を支払わなければならない。
16	被保険者は、保険契約を締結したとき、保険対象に対する重要資料を保険者に正確に知らせなければならない。 被保険者は、財産保険対象の被害及び損害を防ぐための契約義務を誠実に履行し、財産保険事故が発生すれば、直ちに保険者に知らせ、損害が拡大しないようにしなければならない。	16	被保険者は、保険契約を締結したとき、保険対象に対する重要資料を保険者に正確に知らせなければならない。 被保険者は、財産保険対象の被害及び損害を防ぐための契約義務を誠実に履行し、財産保険事故が発生すれば、直ちに保険者に知らせ、損害が拡大しないようにしなければならない。
<b>第三章 保険契約</b>		<b>第三章 保険契約</b>	
17	保険契約は、保険者と被保険者の間で締結する。第三者のために保険契約を締結することもできる。	17	保険契約は、保険者と被保険者の間で締結する。 第三者のために保険契約を締結することもできる。
18	保険当事者は、人体保険契約を定められた手続及び方法に基づいて締結しなければならない。 人体保険契約を締結する手続及び方法は、国家保険機関が定める。	18	保険当事者は、人体保険契約を定められた手続及び方法に基づいて締結しなければならない。 人体保険契約を締結する手続及び方法は、国家保険機関が定める。
19	保険当事者は、財産保険契約を当該保険契約標準条件に従い締結しなければならない。 当該保険契約標準条件にない事項は、保険当事者が協議して定めることができる。	19	保険当事者は、財産保険契約を当該保険契約標準条件に従い締結しなければならない。 当該保険契約標準条件にない事項は、保険当事者が協議して定めることができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
20	保険者は、保険契約を締結すれば、保険証書を被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者に与えなければならない。	20	保険者は、保険契約を締結すれば、保険証書を被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者に与えなければならない。
21	保険契約の効力は、保険者が被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者から保険料又は保険料支払保証を受け取った時点で発生する。被保険者又は第三者のために生命保険、児童保険契約を締結した者が定められた期間に保険料を支払わなければ、保険契約の効力は消滅し、保険料を再び支払えば、そのときから保険契約は効力を有する。	21	保険契約の効力は、保険者が被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者から保険料又は保険料支払保証を受け取った時点で発生する。被保険者又は第三者のために生命保険、児童保険契約を締結した者が定められた期間に保険料を支払わなければ、保険契約の効力は消滅し、保険料を再び支払えば、そのときから保険契約は効力を有する。
22	財産保険契約の対象は、金額で計算できなければならない。保険価格は当事者間で協議して定める。財産保険契約を更新しようとする保険当事者は、保険対象の価格を再び定め、保険契約書に反映しなければならない。	22	財産保険契約の対象は、金額で計算できなければならない。保険価格は当事者間で協議して定める。財産保険契約を更新しようとする保険当事者は、保険対象の価格を再び定め、保険契約書に反映しなければならない。
23	財産保険契約期間に保険対象におよぼす危険が変動すれば、保険当事者は協議して契約内容を変更しなければならない。この場合、保険者は危険が増大したことに對しては追加保険料を受け取り、危険が縮小したことに對しては該当する保険料を返さなければならない。	23	財産保険契約期間に保険対象におよぼす危険が変動すれば、保険当事者は協議して契約内容を変更しなければならない。保険者は危険が増大したことに對しては追加保険料を受け取り、危険が縮小したことに對しては該当する保険料を返さなければならない。
24	財産保険契約期間に保険対象の価格が低下した場合、被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者は、保険金額及び保険料を残った保険期間に該当する分だけ減額することを要求することができる。	24	財産保険契約期間に保険対象の価格が低下した場合、被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者は、保険金額及び保険料を残った保険期間に該当する分だけ減額することを要求することができる。
25	保険契約を締結した被保険者は、契約された保険対象を第三者に譲渡することができる。この場合、保険者に事前に知らせなければならない。	25	保険契約を締結した被保険者は、契約された保険対象を第三者に譲渡することができる。この場合、保険者に事前に知らせなければならない。
26	財産保険対象が第三者に譲渡されれば、保険契約にともなう当事者の権利義務とともに委譲される。この場合、すでに契約書で定められた危険が増大すれば、当該契約の更新、取消を行うことができる。	26	財産保険対象が第三者に譲渡されれば、保険契約にともなう当事者の権利義務とともに委譲される。この場合、すでに契約書で定められた危険が増大すれば、当該契約の更新、取消を行うことができる。
27	災害保険、旅客保険契約等は、契約期間の途中に取消又は変更を行うことができない。但し、生命保険契約、児童保険は、契約期間の途中で取り消すことができる。	27	災害保険は、契約期間の途中に取消又は変更を行うことができない。但し、生命保険契約、児童保険は、契約期間の途中で取り消すことができる。
28	保険者は、財産保険対象に対する被保険者の管理状況を調査することができ、事故要素を発見すれば、それをなくすための意見を与えることができる。	28	保険者は、財産保険対象に対する被保険者の管理状況を調査することができ、事故要素を発見すれば、それをなくすための意見を与えることができる。
<b>第四章 保険補償</b>		<b>第四章 保険補償</b>	
29	保険補償は、人体保険では保険金で、財産保険では保険補償金で保険者が行う。保険者は、保険補償を契約で定められた通りに行わなければならない。	29	保険補償は、人体保険では保険金で、財産保険では保険補償金で保険者が行う。保険者は、保険補償を定められた通りに行わなければならない。
30	保険金額は、保険補償金の最高限度であり、保険料計算の基礎である。保険金額は、保険当事者が協議して定める。保険補償は、保険金額を超過して行うことができない。	30	保険金額は、保険補償金の最高限度であり、保険料計算の基礎である。保険金額は、保険当事者が協議して定める。保険補償は、保険金額を超過して行うことができない。
31	保険者は、生命保険、児童保険に加入した被保険者が死亡した場合、該当する保険金を支払い、保険事故がなく保険契約期間が終了し、定められた保険料を全額支払った被保険者には、満期保険金を支払わなければならない。	31	保険者は、生命保険、児童保険に加入した被保険者が死亡した場合、該当する保険金を支払い、保険事故がなく保険契約期間が終了し、定められた保険料を全額支払った被保険者には、満期保険金を支払わなければならない。
32	保険者は、旅客保険、災害保険に加入した被保険者が死亡した場合又は労働能力を喪失した場合、該当する保険金を支払わなければならない。労働能力鑑定は、当該医療機関が行う。	32	保険者は、旅客保険、災害保険に加入した被保険者が死亡した場合又は労働能力を喪失した場合、該当する保険金を支払わなければならない。労働能力鑑定は、当該医療機関が行う。
33	生命保険に加入した被保険者が、裁判所の判決によって財産没収の刑を受けた場合、保険金を支払わない。	33	生命保険に加入した被保険者が、裁判所の判決によって財産没収の刑を受けた場合、保険金を支払わない。
34	旅客保険、災害保険、財産保険の場合、保険事故がなく保険契約期間が終了すれば、すでに受け取った保険料は保険者の収入とする。	34	旅客保険、災害保険、財産保険の場合、保険事故がなく保険契約期間が終了すれば、すでに受け取った保険料は保険者の収入とする。
35	被保険者は、財産保険事故が発生した場合、契約で定められた期間内に、損害鑑定文書及び保険証書を添付した損害補償請求書を保険者に提出しなければならない。保険者は、損害補償請求書を正確に検討し、保険補償金を支払わなければならない。	35	被保険者は、財産保険事故が発生した場合、契約で定められた期間内に、損害鑑定文書及び保険証書を添付した損害補償請求書を保険者に提出しなければならない。保険者は、損害補償請求書を正確に検討し、保険補償金を支払わなければならない。
36	保険者は、財産保険事故が発生し、被保険者が増大する損害を防ぐために正当に支出した費用を補償しなければならない。但し、被保険者が適時に対策を立てずに増大した損害は補償しない。	36	保険者は、財産保険事故が発生し、被保険者が増大する損害を防ぐために正当に支出した費用を補償しなければならない。但し、被保険者が適時に対策を立てずに増大した損害は補償しない。
37	財産保険価格の一部を保険に入れた場合、保険補償金は、保険価格に対する保険金額の比率に基づいて計算する。	37	財産保険価格の一部を保険に入れた場合、保険補償金は、保険価格に対する保険金額の比率に基づいて計算する。
38	財産保険対象の損害額は、損害が発生した場所の当該時期の価格に基づいて、保険当事者が協議して定める。	38	財産保険対象の損害額は、損害が発生した場所の当該時期の価格に基づいて、保険当事者が協議して定める。
39	保険者は、財産保険対象に部分損害が発生すれば、それに該当する金額のみを補償し、全損害が発生すれば、保険金額の全部を補償する。	39	保険者は、財産保険対象に部分損害が発生すれば、それに該当する金額のみを補償し、全損害が発生すれば、保険金額の全部を補償する。
40	財産保険金額の全部を補償した保険者は、当該保険対象に対する被保険者の権利及び利益の全部を譲り受ける。但し、財産保険金額の一部を補償した場合には、補償した金額に該当する被保険者の権利及び利益のみを譲り受ける。	40	財産保険金額の全部を補償した保険者は、当該保険対象に対する被保険者の権利及び利益の全部を譲り受ける。但し、財産保険金額の一部を補償した場合には、補償した金額に該当する被保険者の権利及び利益のみを譲り受ける。

旧条	旧条文	新条	新条文
41	被保険者は、財産保険事故の責任が第三者にある場合、その者から損害補償金を請求することができる文書を受け取り、保険者に提出しなければならない。 損害補償請求文書を受け取っていない保険者は、損害補償金を支払わない。	41	被保険者は、財産保険事故の責任が第三者にある場合、その者から損害補償金を請求することができる文書を受け取り、保険者に提出しなければならない。 損害補償請求文書を受け取っていない保険者は、損害補償金を支払わない。
42	戦争又はそれと類似した事変により発生した被害又は損害は、契約に別途に定められていない限り、補償しない。	42	戦争又はそれと類似した事変により発生した被害又は損害は、契約に別途に定められていない限り、補償しない。
43	保険補償を受ける権利がある者又は保険補償を受けることに利害関係のある第三者の故意又は過失により発生した被害、損害、自然減耗、腐敗変質、錆、摩耗などによって発生した損害は補償しない。	43	保険補償を受ける権利がある者又は保険補償を受けることに利害関係のある第三者の故意又は過失により発生した被害、損害、自然減耗、腐敗変質、錆、摩耗などによって発生した損害は補償しない。
<b>第五章 保険事業に対する指導統制及び紛争解決</b>		<b>第五章 保険事業に対する指導統制及び紛争解決</b>	
44	保険事業に対する指導統制は、国家保険管理機関が行う。 国家保険管理機関は、保険事業を正確に掌握指導し、保険契約標準条件及び保険料率の適用を常に監督統制しなければならない。	44	保険事業に対する指導統制は、国家保険管理機関が行う。 国家保険管理機関は、保険事業を正確に掌握指導し、保険契約標準条件及び保険料率の適用を常に監督統制しなければならない。
45	次の各号に掲げる場合には、罰金を徴収する。 1. 国家保険管理機関との合意なしに義務的保険、外貨で行う保険、再保険を行なった場合 2. 国家保険管理機関の承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料を適用した場合 3. 年間貸借対照表及び損益計算書を事実通りに作成しなかった場合又は適時に提出しなかった場合 4. 正当な理由なく保険補償を行わなかった場合又は適時に行わなかった場合	45	次の各号に掲げる場合には、罰金を徴収する。 1. 国家保険管理機関との合意なしに義務的保険、外貨で行う保険、再保険を行なった場合 2. 国家保険管理機関の承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料を適用した場合 3. 年間貸借対照表及び損益計算書を事実通りに作成しなかった場合又は適時に提出しなかった場合 4. 正当な理由なく保険補償を行わなかった場合又は適時に行わなかった場合
46	本法に違反して重大な結果を引き起した場合には、情状に従い行政的又は刑事的責任を課する。	46	本法に違反して重大な結果を引き起した機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民には、情状に従い行政的又は刑事的責任を課する。
47	保険事業と関連する紛争は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、共和国の裁判、仲裁機関に提起して解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	47	保険事業と関連する紛争は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、共和国の裁判、仲裁機関に提起して解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

2. 羅先経済貿易地帯外国企業常駐代表事務所規定

チュチェ83 (1994) 年 2月21日 政務院決定として承認

チュチェ89 (2000) 年 10月27日 内閣決定第61号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は『朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法』に従い、外国企業の常駐代表事務所を設置し、その運営秩序を樹立するために制定する。	1	本規定は羅先貿易経済地帯において、外国企業の常駐代表事務所を設置及びその運営秩序を樹立するために制定する。
2	外国企業の常駐代表事務所（以下、常駐代表事務所とする。）の設置及び運営は、本規定に従って行う。 共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本規定に基づき常駐代表事務所を設置及び運営することができる。	2	外国企業の常駐代表事務所（以下、常駐代表事務所とする。）の設置及び運営は、本規定に従って行う。
3	常駐代表事務所の設置は、自由経済貿易地帯に行うことができる。 常駐代表事務所には、代表部、代理店、出張所等が含まれる。	3	外国企業（以下、本企業とする。）は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）に常駐代表事務所を設置し、運営することができる。
4	常駐代表事務所の常駐期間は3年までとし、その人員数は5人を超えることができない。 常駐代表事務所の人員には、責任者及び代表が含まれる。通訳員、タイピスト、簿記員、経理員をはじめとする行政技術職員及び運転手、警備員等のサービス員は、常駐代表事務所の人員に属さない。	4	常駐代表事務所の常駐期間は3年までとし、その人員数は5人を超えることができない。 常駐代表事務所は責任者及び役員で構成される。 通訳員、タイピスト、簿記員、経理員等の行政技術職員及び運転手、警備員等のサービス員は、常駐代表事務所の成員になることはできない。 常駐代表事務所の責任者と役員（サービス員を含む）は、共和国の公民を当てることもできる。
5	常駐代表事務所は、外国企業（以下、本企業とする。）の業務と関連した通信連絡、諮問事業、経済技術資料の紹介等のサービス活動を行わなければならない。必要な場合、本企業が委任した範囲内で、取引当事者との契約の締結又は代金及び物資の授受等の委任代理業務活動を行うことができる。この場合、本企業の代理委任状を道行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）に提出し、承認を受けなければならない。	5	常駐代表事務所は、本企業の業務と関連した通信連絡、諮問事業、経済技術資料の紹介等のサービス活動を行わなければならない。 必要な場合、本企業が委任した範囲内で、本企業の名義及び負担で取引当事者との契約の締結又は代金及び物資の授受等の委任代理活動を行うことができる。 委任代理活動を行う場合、本企業の代理委任状を羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）に提出し、承認を受けなければならない。
6	常駐代表事務所は、本企業の委任代理業務活動の範囲を越え、自ら外国から商品を購入して転売、委託販売を行い、又は共和国領域内にある輸出物資を購入して販売を行う等の営利を目的とする業務活動を行うことができない。 共和国政府及び外国政府間で常駐代表事務所の活動と関連した協定を締結した場合には、それに従い活動することができる。	6	常駐代表事務所は、外国から商品を共和国領域内に輸入して販売し、又は共和国領域内にある物資を輸出すること等の業務活動を行うことができない。 共和国政府及び外国政府間で常駐代表事務所の活動と関連した協定を締結した場合には、それに従い活動することができる。
7	常駐代表事務所の設置及び登録、変更、期間延長等の申請文書は、朝鮮語及び外国語で作成しなければならない。		
8	常駐代表事務所は、共和国の法及び規定を尊重し、義務的に遵守しなければならない。	7	常駐代表事務所は、共和国の法及び規定を尊重し、義務的に遵守しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
9	常駐代表事務所の合法的権利及び利益は、共和国の法的保護を受ける。	8	常駐代表事務所の合法的権利及び利益は、共和国の法的保護を受ける。
10	常駐代表事務所を設置しようとする場合には、常駐代表事務所設置申請書を地帯当局を通じて対外経済委員会（外国金融機関は中央銀行）に提出しなければならない。 常駐代表事務所設置申請書には、本企業及び常駐代表事務所名、責任者の氏名、代表成員数及び代表の氏名、設置場所、活動内容、常駐期間等を明記し、本企業の所在地又は所在国の当該機関が発給した企業登録証書写本、取り引きする銀行機関が発給した信用確認書、常駐しようとする代表事務所責任者、代表成員の委任状、経歴書等を添付しなければならない。外国金融機関の常駐代表事務所設置申請書には、本企業の最近の貸借対照表、損益計算書、定款、理事会の成員名簿等をさらに添付しなければならない。	9	常駐代表事務所を設置しようとする場合には、常駐代表事務所設置と関連した申請書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関（外国金融機関は中央銀行機関）に提出しなければならない。 常駐代表事務所設置と関連した申請書には、本企業及び常駐代表事務所の名称、責任者名、成員数及びその氏名、設置場所、活動内容、常駐期間等を明らかにした後、本企業の所在地又は所在国の当該機関が発給した企業登録証書写本、取引銀行（取引と関連した委任代理活動を行う場合に限り）の信用確認書、常駐代表事務所の責任者及び成員の委任状、経歴書等を添付しなければならない。 外国金融機関の常駐代表事務所設置申請書には、本企業の最近の貸借対照表、損益計算書、定款、理事会の成員名簿等をさらに添付しなければならない。
11	対外経済委員会、中央銀行（以下、審査承認機関とする。）は、常駐代表事務所設置申請書を受理した日から30日以内に、当該機関の意見を受けて検討審議した後、常駐代表事務所の設置を承認又は否決しなければならない。	10	中央貿易指導機関、中央銀行機関（以下、審査承認機関とする。）は、常駐代表事務所設置と関連した申請書を受理した日から30日以内に、当該機関の意見を受けて検討審議した後、常駐代表事務所の設置を承認又は否決しなければならない。
12	審査承認機関は、常駐代表事務所の設置を承認した日から10日以内に、常駐代表事務所設置承認書を地帯当局に送付しなければならない。	11	審査承認機関は、常駐代表事務所の設置を承認した日から10日以内に、常駐代表事務所設置承認書を地帯管理機関に送付しなければならない。
13	常駐代表事務所は、常駐代表事務所設置承認書を受け取った日から20日以内に、地帯当局に常駐代表事務所登録申請書を提出し、登録しなければならない。 常駐代表事務所登録申請書には、常駐代表事務所設置申請書の内容を明記し、常駐代表事務所設置承認書を添付しなければならない。	12	常駐代表事務所は、常駐代表事務所設置承認書を受け取った日から20日以内に、地帯管理機関に常駐代表事務所登録申請書を提出し、登録しなければならない。 常駐代表事務所登録申請書には、常駐代表事務所設置申請書の内容を明記し、常駐代表事務所設置承認書を添付しなければならない。
14	地帯当局は、承認された常駐代表事務所を登録し、常駐代表事務所登録証及び常駐代表証を発給しなければならない。 常駐代表事務所を登録した日が、常駐代表事務所設置日となる。	13	地帯管理機関は、承認された常駐代表事務所を登録した後、常駐代表事務所登録証を発給しなければならない。常駐代表事務所を登録した場合には該当する登録費を地帯管理機関に支払わなければならない。 常駐代表事務所を登録した日が、常駐代表事務所設置日となる。
15	常駐代表事務所の成員及びその家族は、外国人の滞留と関連した規定に従って登録を行い、滞留証又は常駐外国人証等の発給を受け、自由経済貿易地帯外国人出入に関する規定に基づく出入秩序を徹底的に遵守しなければならない。	14	常駐代表事務所の外国人成員及びその家族は、外国人の滞留と関連した規定に従って登録を行った後、該当する証明文書等の発給を受けなくてはならず、地帯外国人出入及び滞留と関連した法規範の要求を徹底的に遵守しなければならない。
16	常駐代表事務所登録証及び常駐代表証の有効期間は、1年である。 常駐代表事務所及びその人員は、毎年、常駐代表事務所登録証及び常駐代表証をその有効期間終了の15日前に、地帯当局から再発給を受けなければならない。	15	常駐代表事務所登録証及び常駐代表証の有効期間は、1年である。 常駐代表事務所は、毎年、常駐代表事務所登録証及び常駐代表証をその有効期間終了の15日前に、地帯管理機関から再発給を受けなければならない。
17	常駐代表事務所名、設置場所、常駐代表人員数を変更する場合又は責任者若しくは常駐代表を変えようとする場合には、地帯当局を通じて審査承認機関に変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。常駐代表事務所の責任者又は常駐代表を変えようとする場合には、変更申請書にその委任状及び経歴書を添付しなければならない。 常駐代表事務所は、変更承認を受けた日から7日以内に、地帯当局に変更登録を行わなければならない。	16	常駐代表事務所の名称、設置場所、活動内容、常駐成員数を変更する場合には、地帯管理機関を通じて審査承認機関に変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。 常駐代表事務所の責任者又は成員を変えようとする場合には、変更申請書にその委任状及び成員の経歴書を添付しなければならない。 常駐代表事務所の責任者及び成員の変更承認を受けた場合には、変更承認を受けた日から7日以内に、地帯管理機関に変更登録を行わなければならない。
18	常駐代表事務所の責任者が欠員である場合又は1カ月以上所在地を離れる場合には、常駐代表のなかから1人の常駐代表が責任者の代理業務を遂行しなければならない。この場合、常駐代表事務所は、該当する内容を関係機関に書面で通知しなければならない。	17	常駐代表事務所の責任者が欠員である場合には、成員のなかから1人が責任者の代理業務を遂行しなければならない。 常駐代表事務所責任者の代理業務を遂行する場合には、該当する内容を関係機関に書面で通知しなければならない。
19	常駐代表事務所は、共和国の貿易銀行に口座を設けなければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、共和国領域内にある他の銀行に口座を設けることができる。	18	常駐代表事務所は、地帯内にある共和国の外国為替銀行機関に口座を設けなければならない。
20	常駐代表事務所及びその成員は、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した共和国の法及び規定に従い、所在地財政機関に税務登録を行い、該当する税金を支払わなければならない。	19	常駐代表事務所及び外国人成員は、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した共和国の法及び規定に従い、所在地財政機関に税務登録を行った後、該当する税金を支払わなければならない。
21	常駐代表事務所は、毎年1月中旬に、地帯当局を通じて審査承認機関に年間事業総括資料を提出しなければならない。 年間事業総括資料は、朝鮮語で作成しなければならない。	20	常駐代表事務所は、毎年1月中旬に、地帯管理機関を通じて審査承認機関に年間事業報告文書を提出しなければならない。 年間事業報告文書は、朝鮮語で作成しなければならない。
22	常駐代表事務所の常駐期間を延長しようとする場合には、常駐期間が終了する3カ月前に、地帯当局を通じて審査承認機関に常駐期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 常駐期間延長申請書には、延長しようとする期間及び理由を明記し、常駐期間の本企業とわが国との経済取引状況を明らかにした文書を添付しなければならない。	21	常駐代表事務所の常駐期間を延長しようとする場合には、常駐期間が終了する3カ月前に、地帯管理機関を通じて審査承認機関に常駐期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 常駐期間延長申請書には、申請者名、延長しようとする期間及び理由等を明らかにしなければならない。
23	常駐代表事務所に必要な運輸手段、事務用品、生活用品を外国から買い入れる場合には、税関手続を行わなければならない。 運輸手段は、当該社会安全機関に登録して運転免許証及びナンバープレートの交付を受けた後、自動車三者責任保険に加入すれば利用することができる。 外国から買い入れた運輸手段、事務用品、生活用品は、売却又は他の目的に使用することができない。やむを得ず売却しなければならない場合には、税関に申告して関税を支払った後、指定された商業（貿易）機関を通じてのみ売却することができる。	22	常駐代表事務所に必要な運輸手段、事務用品、生活用品を外国から搬入する場合には、税関手続を行わなければならない。 運輸手段は、当該機関に登録して運転免許証及びナンバープレートの交付を受けた後、自動車三者責任保険に加入してはじめて利用することができる。 外国から搬入した運輸手段、事務用品、生活用品は、売却又は他の目的に使用することができない。 やむを得ない事情で運輸手段、事務用品、生活用品を販売しようとする場合には、税関に申告して関税を支払った後、指定された機関を通じてのみ販売することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
24	常駐代表事務所は、必要な建物を賃借する場合又は労働力を採用しようとする場合、建物管理機関又は労働力斡旋機関と契約を締結しなければならない。 賃借した建物、採用した労働力の管理は、外国投資企業に適用する建物譲渡又は労働と関連した法及び規定に従い行わなければならない。	23	常駐代表事務所は、必要な建物を賃借する場合又は労働力を採用しようとする場合、建物を管理する機関又は労働力斡旋機関と契約を締結しなければならない。賃借した建物、採用した労働力の管理は、外国投資企業に適用する建物賃貸又は労働と関連した法規範に従い行わなければならない。
25	常駐代表事務所の事業と関連した国内外の通信は、共和国の当該通信機関を通じて保障をされなければならない。必要な場合、当該機関の承認の下に、国際通信設備を設置して利用することができる。	24	常駐代表事務所の事業と関連した国内外の通信は、共和国の当該通信機関を通じて保障をされなければならない。必要な場合、当該機関の承認の下に、国際通信設備を設置して利用することもできる。
26	常駐代表事務所の常駐期間が終了した場合又は常駐期間が終了する前に常駐代表事務所を撤収しようとする場合には、撤収する30日前に、審査承認機関及び地帯当局に書面で通知し、税務及び債権、債務関係を清算しなければならない。 清算事業が終了した場合には、清算事業が終了した日から7日以内に、常駐代表事務所登録証及び常駐代表証を地帯当局に返還し、登録を取り消す手続を行わなければならない。この場合、財政機関の納税確認文書を地帯当局に提出しなければならない。	25	常駐代表事務所の常駐期間が終了した場合又は常駐期間が終了する前に常駐代表事務所を撤収しようとする場合には、撤収する30日前に、審査承認機関及び地帯管理機関に書面で通知し、税務及び債権、債務関係を清算しなければならない。 清算事業が終了した場合には、清算事業が終了した日から7日以内に、常駐代表事務所登録証を地帯管理機関に返還し、登録を取り消す手続を行わなければならない。 常駐代表事務所の取消登録と関連した手続を行う場合には、財政機関の納税確認文書を地帯管理機関に提出しなければならない。
27	常駐代表事務所は、証書の発給若しくは再発給を受ける場合又は変更及び登録取消手続を行おうとする場合、それにとまう手数料を当該機関に支払わなければならない。	26	常駐代表事務所は、証書の発給若しくは再発給を受ける場合又は変更及び取消登録手続を行おうとする場合、それにとまう手数料を当該機関に支払わなければならない。
28	審査承認機関及び地帯当局は、常駐代表事務所の活動状況について検閲することができる。この場合、常駐代表事務所は、検閲員の要求に応じ必要な文書及び資料を提示しなければならない。	27	審査承認機関及び地帯管理機関は、常駐代表事務所の活動状況について検閲することができる。 常駐代表事務所は検閲職員の要求に応じ必要な文書及び資料を提示し又は提供しなければならない。 常駐代表事務所と関連した行為の結果の責任は本企業が負う。
29	常駐代表事務所及びその成員が本規定に違反した場合には、2,000ウォンまでの罰金を支払い、違反行為が重大な場合には、共和国領域外に追放することができる。	28	本規定に違反した場合には、罰金適用、財産没収、追放等の制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
30	常駐代表事務所の活動と関連して提起された意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関で審議解決する。	29	常駐代表事務所の活動と関連して提起された意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない紛争事件は、共和国の裁判又は仲裁機関が処理する。

### 3. 羅先経済貿易地帯中継貿易規定

チュチェ85 (1996) 年 7 月 15 日 政務院決定として承認

チュチェ89 (2000) 年 10 月 27 日 内閣決定第62号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
1	本規定は、自由経済貿易地帯の中継貿易秩序を確立し、中継貿易者の合法的権利及び利益を保護し、世界各国と対外経済関係を拡大発展させるために制定する。	1	本規定は、羅先経済貿易地帯内において中継貿易と関連した秩序を確立し、世界各国と対外経済関係を拡大発展させるために制定する。
2	中継貿易は、ある国のものを持って他の国に渡し、他の国のものを持ってある国に渡す貿易である。	2	中継貿易は、ある国から商品を搬入した後、外国商品をそのまま搬出し、又は再包装又は若干の加工を行い、外国に再び搬出する貿易方式のひとつである。
3	共和国の貿易会社は、地帯内で中継貿易活動を行うことができる。 外国の会社も、地帯内に支社を設置し、あるいは代理人を置いて、中継貿易活動を行うことができる。 地帯で中継貿易活動を行おうとする共和国の貿易会社及び外国の会社の支社、代理人は、地帯税関に税関登録を行わなければならない。	3	共和国の貿易会社は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）において中継貿易を行うことができる。 地帯に組織された外国人投資企業も中央貿易指導機関の承認を受けて中継貿易を行うことができる。 地帯で中継貿易活動を行おうとする共和国の貿易会社及び地帯に組織された外国人投資企業（以下、中継貿易業者とする。）は、地帯税関に税関登録を行わなければならない。
4	地帯で合法的な中継貿易活動を行う共和国の貿易会社及び外国の一会社の支社、代理人（以下、中継貿易業者とする。）は、法的な保護を受ける。 中継貿易業者は、共和国の当該法及び規定を徹底して守らなければならない。	4	地帯で合法的な中継貿易活動を行う中継貿易業者は、法的な保護を受ける。 中継貿易業者は、共和国の当該法及び規定を徹底して守らなければならない。
5	地帯中継貿易事業に対する統一的な掌握及び指導は、自由経済貿易地帯当局が行う。	5	地帯の中継貿易事業に対する指導は、中央貿易指導機関の統一的な掌握及び指導の下に、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）が行う。
6	本規定は、中継貿易業者に適用する。	6	本規定は、地帯中継貿易業者に適用する。
<b>第二章 中継貿易品の搬出入</b>		<b>第二章 中継貿易品の搬出入</b>	
7	中継貿易品の搬出入は、共和国の当該機関の輸出入許可、価格承認、品質検査を受けずに行うことができる。	7	中継貿易品の搬出入は、共和国の当該機関の輸出入許可、価格承認、品質検査を受けずに行うことができる。 中継貿易業者は、必要な場合、当該検査、検査機関に中継貿易品の検査、検査を依頼することができ、該当する検査、検査文書の発給を受けることもできる。 該当する検査、検査機関は、必要な場合、中継貿易品に対する検査、検査を依頼なく行うことができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
		8	中継貿易品を搬出入しようとする場合には、搬出入申告文書を地帯管理機関に提出し、合意を得た後、地帯税関に提出しなければならない。
		9	搬出する中継貿易品には、共和国の原産地証明書、商標を付けて搬出することができない。
8	搬出入する中継貿易品の出荷地、数量、原産地、商標条件は、制限しない。		
9	国の安全を阻害し、又は人の生命及び健康、動植物に被害を与えるおそれのある中継貿易品は、搬入することができない。	10	国の安全を阻害し、又は人の生命及び健康、動植物に被害を与えるおそれのある中継貿易品は、搬入することができない。
10	中継貿易品の搬出入は、国家が定めた通路でのみ行わなければならない。	11	中継貿易品の搬出入は、国家が定めた通路でのみ行わなければならない。
11	中継貿易品を搬出入しようとする場合には、自由経済貿易地帯税関(以下、地帯税関とする。)に、搬出入申告書を提出しなければならない。		
12	中継貿易品の搬出入申告は、中継貿易業者の税関申告員が行わなければならない。		
13	中継貿易品に対しては、関税を免除する。 地帯内又は地帯外の共和国領域内で中継貿易品を販売する場合には、関税を適用する。	12	中継貿易品に対しては、関税を免除する。
<b>第三章 中継貿易品の保管及び加工</b>		<b>第三章 中継貿易品の保管及び再包装</b>	
14	中継貿易品は、倉庫、野積場等の一定の保管施設を備えた場所でのみ保管することができる。	13	中継貿易品は、税関の承認した倉庫、野積場等の一定の保管施設を備えた場所でのみ保管することができる。
15	中継貿易品の保管期間は、2年を超えることができない。 特別な場合、税関の承認を受けて6カ月まで保管期間を延長することができる。		
16	中継貿易品の保管期間を延長しようとする場合には、保管期間の終了10日前に、保管期間延長申請書を地帯税関に提出しなければならない。 地帯税関は、保管期間延長申請書を受理した日から5日以内に検討し、承認又は否決しなければならない。		
17	中継貿易品の保管料は、荷主が負担する。	14	中継貿易品の保管料は、中継貿易業者が負担する。
18	中継貿易品は、製品の性質を変化させない範囲の選別、包装、組立等の加工を行うことができる。	15	中継貿易品は、保管場所において製品の性質を変化させない範囲で選別、若干の加工、再包装を行うことができる。
19	中継貿易品を加工しようとする場合には、加工対象、加工内容、加工者及び加工場所、加工期間等を明らかにした申告書を、地帯税関に提出しなければならない。	16	中継貿易品を若干の加工、再包装しようとする場合には、商品名、加工又は包装の内容、期間等を明らかにした申告文書を、地帯管理機関及び税関に提出しなければならない。
20	中継貿易品の加工は、中継貿易業者が行い、又は地帯内の企業に委託して行うことができる。	17	中継貿易品の加工、再包装は、税関の監督下において中継貿易業者が直接行い、又は地帯内の企業に委託して行うことができる。
21	中継貿易品は、共和国領域内の貿易機関及び外国人投資企業に販売することができる。この場合、販売者は、品名、数量、引渡時期等を明らかにした申告書を、地帯税関に提出しなければならない。		
22	中継貿易品は、地帯内で一定の数量を見本として販売することができる。 一定の数量の見本を販売した場合には、中継貿易品搬出申告書に領収証を添付しなければならない。		
<b>第四章 監督統制</b>		<b>第四章 監督統制</b>	
23	中継貿易品の搬入、保管及び加工に対する監督統制は、地帯税関が行う。	18	中継貿易と関連した監督統制事業は、地帯管理機関及び地帯税関が行う。
24	地帯税関の監督統制内容は、次の各号に掲げる通りである。 1. 搬入が禁止された中継貿易品が搬入されないかを監督する。 2. 搬入された中継貿易品の品種及び数量が正確に搬出されるかを監督する。 3. 中継貿易品を指定された場所に正確に保管しているかを監督する。 4. 中継貿易品を地帯税関に申告した内容に即して加工し移動するかを監督する。		
25	次の各号に掲げる場合には、1,000～1,500ウォンの罰金を科し、又は中継貿易品を没収する。 1. 地帯内に搬入することができなくなっている物資を搬入する場合 2. 中継貿易品を指定された場所に保管しない場合 3. 中継貿易品を小売する場合(見本販売は除く。) 4. 地帯税関に申告せずに、中継貿易品を加工する場合	19	本規定に違反した場合には、程度により、罰金の適用、中継貿易品の没収、中継貿易業の中止等の制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
26	中継貿易品と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。 申訴と請願は、受理した日から20日以内に処理しなければならない。	20	中継貿易事業と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。 申訴と請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

4. 羅先經濟貿易地帯請負建設規定

チュチェ85（1996）年7月15日 政務院決定として承認

チュチェ89（2000）年10月27日 内閣決定第59号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
1	本規定は、自由經濟貿易地帯内の請負建設に対する制度と秩序を確立し、請負建設を円満に保障するために制定する。	1	本規定は、羅先經濟貿易地帯において請負建設と関連した制度と秩序を確立し、請負建設を円満に保障するために制定する。
2	外国人投資企業、外国企業、外国人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、建設主とする。）は、自由經濟貿易地帯（以下、地帯とする。）の建設対象に対する設計の注文又は建設の委託をすることができる。	2	羅先經濟貿易地帯（以下、地帯とする。）において、外国人投資企業、外国人、海外朝鮮同胞（以下、建設主とする。）は、この規定に従い、請負建設を施行する共和国の建設企業所又は外国の建設会社（以下、施行主とする。）に請負建設を委託することができる。
3	注文設計、委託建設（以下、請負建設とする。）は、共和国の設計企業所又は建設企業所が行う。 外国人投資企業と外国投資家も、請負建設を行うことができる。	3	請負建設は、建設主と施行主の間で請負建設契約を締結し、委託して行う建設である。
		4	請負建設には、主請負建設及び下請負建設（労働力下請負建設を含む）が含まれる。 主請負建設は、建設主と施行主の間に締結した契約に従い、施行主が対象建設を独自に担当する建設である。下請負建設は、主請負建設契約を締結した施行主が建設主の承認の下で、他の施行主と下請負契約を締結し、自己の契約の一部又は全部を委託して行う建設である。 労働力下請負建設は、主請負又は下請負建設施行主の負担で、その施行主が建設に必要な設備、装備、機工具、建設資材等を保障する条件で当該対象建設を担当する建設である。
4	建設対象には、建物と施設物を新しく建設する対象と建設物を改築、移改築、増築、復旧、改造、拡張する対象が含まれる。	5	請負対象には、建物と施設物を新しく建設し、又は改築、移改築、増築、復旧、改造、拡張、補修する対象が含まれる。
5	対象設計を注文される企業所（以下、設計企業所とする。）は、注文設計又は請負建設を行うことができる技術能力と現代的な装備を所有していなければならない。	6	施行主は、地帯において請負建設を行うことができる技術能力と現代的な装備を所有していなければならない。独自の経営単位で活動し、自ら採算を合わせなければならない。
6	施工主は、独自の経営単位として活動し、自ら採算を合わせなければならない。		
		7	請負建設労働力は、地帯労働力斡旋期間を通じて保障され、外国の建設主又は施行主機関は請負建設に必要な労働力の80%以上を共和国の労働力で採用しなければならない。 特殊な請負対象である場合には、中央貿易指導機関の承認を受けて、その比率を異なって定めることもできる。
7	請負建設と関連した物資の価格及び運賃は、当該時期の国際市場価格に準じる。		
8	建設対象に対する設計の注文、請負建設、建設労働力及び建設資材、建設機械の保障等の必要なサービスは、自由經濟貿易地帯当局（以下、地帯当局とする。）を通じて提供を受ける		
9	請負建設事業に対する統一的な掌握及び監督統制は、国家建設監督機関が行う。 国家建設監督機関には、中央建設監督機関及び地帯建設監督機関が含まれる。	8	請負建設事業に対する掌握及び指導は、中央貿易指導機関の指導の下に、地帯建設監督機関が行う。
10	本規定は、建設主、設計事業所及び施工主をはじめとする請負建設と関連した機関、企業所に適用する。		
		9	本規定に規制されない事項は、共和国の当該法規範に準ずる。
<b>第二章 建設対象の注文設計</b>			
11	建設対象の注文設計は、建設明示書に基づいて作成する。 建設主は、対象建設のための設計を注文又は作成する前に、建設明示書を受け取らなければならない。		
12	建設明示書を受け取るようとする場合には、建設明示書発給申請書を地帯建設監督機関に提出しなければならない。 建設明示書発給申請書には、建設主名、国籍、建設対象名、建設位置、建設敷地面積並びに水、電気及び熱の所要量並びに物資の輸送量並びに建設対象の規模及び能力を明らかにし、土地利用証写本を添付しなければならない。		
13	地帯建設監督機関は、建設明示書発給申請書を受理した日から30日以内に検討し、該当する対策を立てなければならない。 建設総投資額が2,000万ウォン以上の建設対象に対する建設明示書は、中央建設監督機関の合意を得なければならない。 建設明示書は、地帯建設監督機関の承認なしに修正することができない。		
14	建設主及び施工主は、建設対象の設計を自ら行うことができ、又は共和国若しくは外国の設計事業所に注文することができる。 対象建設の設計には、課題設計（形成設計）及び技術設計（基本設計）が含まれる。		

旧条	旧条文	新条	新条文
15	建設対象の設計を注文しようとする建設主又は施工主は、設計事業所と注文設計契約を締結しなければならない。 注文設計契約書には、注文者名、国籍、建設対象名、建設位置、建設対象の能力及び規模、建設対象の着工年度、設計段階、建設物の構造及び形式、設計変動及び中止、設計費の支払、設計文書の部数、設計文書の譲渡日、契約違反に対する責任、紛争解決等の必要な内容を明らかにし、建設明示書を添付しなければならない。		
16	設計企業所は、契約された建設対象の設計の中から、建設測量地質調査、非規格設備設計等の一部の対象の設計を他の設計事業所に委託することができる。この場合、建設対象の注文設計契約に即して、委託設計契約を締結しなければならない。		
17	建設対象に対する注文設計の一部の内容は、当事者間で協議して修正することができる。		
18	やむを得ない事情で、建設対象の注文設計を中止しようとする場合には、相手方当事者に通知した後、建設対象に対する注文設計契約の履行対策を協議しなければならない。		
19	設計事業所は、他の設計事業所に委託する建設対象の委託設計を総合し、建設対象の注文設計を完成しなければならない。 建設対象の注文設計は、注文者と合意しなければならない。		
20	課題設計は、国家建設監督機関と合意しなければならない。 建設総投資額が2,000万ウォン以下の建設対象の課題設計に対する合意は地帯建設監督機関が、建設総投資額が2,000万ウォン以上の建設対象の課題設計に対する合意は中央建設監督機関が、各々行う。		
21	建設対象の設計費は、設計文書を引き渡された日から10日以内に、清算しなければならない。 設計費は、契約当事者が協議して定める。		
<b>第三章 対象建設</b>		<b>第二章 請負対象の建設</b>	
22	建設対象に対する請負建設を行おうとする場合には、地帯当局の承認を受けなければならない。 この場合、施工主名、所在地、建設能力等の内容を明らかにした請負建設業申請書を地帯当局に提出しなければならない。	10	建設主は、請負建設を行おうとする場合、請負対象により建設明示申請文書を国家建設監督機関に提出し、承認を受けなければならない。 国家建設監督機関には、中央建設監督機関及び地帯建設監督機関が含まれる。
23	地帯当局は、請負建設業申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決しなければならない。	11	国家建設監督機関は、建設明示申請文書を受理した日から15日以内に検討した後、承認又は否決しなければならない。
		12	請負対象の設計は、建設明示書に合わせて行わなければならない。 建設主は、請負対象の設計を共和国の設計機関又は外国の設計会社に注文して行うことができる。
		13	請負建設は、建設主と施行主間に締結された請負建設契約に従って行わなければならない。
		14	請負建設契約は、入札又は合意の方法で行うことができる。 入札の方法で請負建設を行おうとする場合には、地帯建設監督機関の合意を受けなければならない。
		15	建設主は、主請負又は下請対象の施工主を選定した後、地帯建設監督機関の合意を受けなければならない。
		16	施工主は請負建設を行おうとする場合、請負建設契約文書を地帯建設監督機関に登録しなければならない。
24	請け負った対象を建設しようとする場合には、建設許可を受けなければならない。 建設許可は、地帯建設監督機関が行う。	17	建設主は、請負対象を着工する前に請負建設許可申請文書を地帯建設監督機関に提出し請負建設許可を受けた後、施工主に建設明示文書、請負対象の設計文書、請負建設許可文書等を引き渡さなければならない。
25	建設許可を受けようとする場合には、建設許可申請書を地帯建設機関に提出しなければならない。 建設許可申請書には、申請者名、国籍、建設対象名及び能力、建設位置、建設総投資額並びに建設着工年度及び竣工年度を明らかにし、企業創設承認書若しくは投資承認書又は居住確認書、建設明示書、建設対象の設計文書等を添付しなければならない。		
26	地帯建設監督機関は、建設許可申請書を受理した日から10日以内に検討し、建設許可を承認又は否決しなければならない。 建設許可を受けた場合には、建設許可証を発給する。 建設許可を受けない建設対象は、着工することができない。	18	請負建設許可を受けない対象は着工することができない。
		19	地帯に登録されていない施工主は、地帯企業登録機関に申請文書を提出し、企業を臨時登録しなければならない。
		20	地帯企業登録機関は、企業の臨時登録申請文書を受理した日から20日以内に検討した後、施工主を登録し、又は否決しなければならない。 企業の臨時登録を承認した場合には、臨時企業登録証を発給しなければならない。
		21	臨時企業登録証の有効期間は、請負建設契約に定められた機関に準ずる。
		22	施工主は、企業を臨時登録した日から、共和国の法人となる。

旧条	旧条文	新条	新条文
		23	臨時企業登録証の有効期間内に契約を履行することができなかった場合には、地帯企業登録機関に申請書を提出し、臨時企業登録証の有効期間延長を受けなければならない。臨時企業登録証の有効期間延長は6ヶ月の範囲で行うことができる。
		24	施工主は企業を臨時登録した日から10日以内に地帯税務機関と税関に該当する手続きを行わなければならない。
		25	建設主と施工主は地帯の当該銀行に口座を開設しなければならない。
		26	施工主は請負建設履行状況と関連した資料を建設主の確認を受け、毎月地帯建設監督機関に提出しなければならない。請負対象の建設物が完成した場合には、決算書を地帯税務機関に提出しなければならない。
		27	建設主と施工主は定められた国家納付金を納めなければならない。
		28	請負建設に必要な外国人建設監督員、特殊な職種の外国人技術者と高級技能工は地帯に連れてこようとする場合には、地帯建設監督機関を通じて、中央貿易指導機関の合意を得なければならない。
		29	請負建設のために地帯に入ろうとする外国人は、外国人出入り及び滞在と関連した法規範に従い滞留及び居住手続きを行わなければならない。
		30	請負対象の施工過程で地下施設物、歴史遺跡、遺物等が発見された場合には、工事を中止した後、地帯建設監督機関の指示に従い処理しなければならない。
		31	施工主は請負対象の建設現場周辺に対する住民の安全及び環境保護と関連した対策を立てなければならない。
27	建設主は、建設許可を受けた後、当該建設対象に対する建設明示測量を地帯建設監督機関に依頼しなければならない。		
28	建設主は、建設対象の設計に基づいて建設総投資額を決定した後、対象建設を注文しなければならない。		
29	施工主は、対象建設と関連した水文地質、気象気候の資料と建設作業量、物資輸送量、工事条件等の資料を了解しなければならない。		
30	請負建設は、建設主と施工主の間に、対象建設と関連した契約を締結する。請負建設契約書には、次の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。 1. 建設対象名及び能力 2. 建設総投資額又は工事作業量単価 3. 建設着工時期及び竣工時期（段階別竣工時期を含む。） 4. 建設資金の支払時期及び方法 5. 建設工事の変更、中止及びその処理方法 6. 保障又は貸与する建設資材、建設機械、設備、備品の明細、引渡時期、方法 7. 建設物の質の保証期間及び方法 8. 契約違反に対する責任 9. 建設敷地内にある建物及び施設物の撤去並びに移設費用及びその負担関係 10. 準拠法及び紛争解決方法 11. その他必要な内容		
31	建設主は、請負建設契約を締結した後、建設明示書、建設対象の設計文書、建設許可文書、土地利用証等を施工主に引き渡さなければならない。		
32	施工主は、建設対象の一部の建設を他の施工主に委託することができる。この場合、建設主と合意し、請負建設契約に即して下請負建設契約を締結しなければならない。		
33	施工主は、建設主が保障できない建設資材、対象設備及び備品を自身で又は貿易機関に委託して輸入し、又は地帯当局を通じて解決し、対象設備の組立を外国の企業に委託することができる。		
34	対象建設は、自由経済貿易地帯建設と関連した法規範に従って行う。		
35	建設主は、直接又は地帯当局の斡旋を受けて、建設監督員を選定することができる。この場合、施工主に、選定された建設監督員を通知しなければならない。		
36	建設監督員は、請負建設契約書及び設計文書の範囲内で、建設主に代わって対象建設を監督し、それについて建設主に責任を負う。		
37	施工主は、建設現場代理人を定め、建設主に通知しなければならない。建設現場代理人は、対象建設に対する施工指導及び技術管理を担当する。		
38	建設主は、施工主に対象建設竣工を保証する保証金及び工事完成保証人を立てることを要求することができる。		
39	施工主は、建設対象の設計文書及び請負建設契約書の要求に即して、対象建設を竣工しなければならない。		
40	建設主は、請負建設契約を締結した日から10日以内に、建設総投資額の30%に該当する先払金を施工主に与えなければならない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
41	先払金は、請負建設対象の資材、設備、労働報酬、賃貸料、動力費、輸送費及び仮設費とその他に、建設主が認定する項目にのみ使用しなければならない。		
42	施工主は、建設現場総計画図に基づいて建設現場を準備し、建設場を外部と遮断し、地帯当局の環境保護対策及び建設場周辺にいる人員に対する安全対策を立てなければならない。		
43	設計文書と工事現場状態に差異が生じ、若しくは設計文書に誤差がある場合又は予定しない工事をしなければならない場合には、建設監督員と協議して処理する。		
44	建設主は、次の各号に掲げる場合、工事を一時又は完全に中止させ、対策を施工主と協議しなければならない。 1. 施工主の責任で対象建設を定められた期間内に竣工することができないと認められる場合 2. 着工期日が経過した場合又は正当な理由なしに、工事に着手できなかった場合 3. 建設対象を設計通りに完成できないと認められる場合		
45	施工主は、不可抗力的な事由で、定められた工事期間に対象建設を完成することができない場合、それについて建設主に通知しなければならない。		
46	施工主は、建設主の責任で建設工事を行うことができない場合又は被る損害が増大するものと認定される場合、建設工事を一時又は完全に中止し、建設主と協議して解決しなければならない。		
47	施工主は、次の各号に掲げる場合、対象建設に現れた欠陥について、責任を負わない。 1. 建設監督員の施工指導に従い施工した場合又は建設主若しくは建設監督員が要求する施工方法、建設資材及び対象設備で施工した場合 2. 建設監督員が検査又は試験した建設資材で施工した場合 3. 建設主又は建設監督員の責任によって建設が進められた場合		
48	施工が終了した工程は、建設監督員の検査を受けなければならない。		
49	施工主は、施工が終了した工程に使用した資金を建設主に請求することができる。この場合、建設主は、施工主が請求する資金を支払わなければならない。		
50	建設主は、施工主の責任で対象建設を竣工することができない場合、建設工事完成保証人に建設を完成することを要求することができる。		
51	対象建設を完全に中止する通知がある場合、請負建設契約は取り消される。この場合、建設物、建設資材及び対象設備、備品は、建設主及び施工主が協議して処理する。		
52	施工主は、従業員並びに建設物、対象建設に使用する設備及び物資の安全及び損害を保証する保険に加入しなければならない。	32	施工主は共和国保険機関の保険に加入しなければならない。
<b>第四章 建物及び施設物の竣工及び引渡</b>		<b>第三章 請負対象建設物の竣工検査と引渡</b>	
53	施工主は、建設対象の請負建設が終了した場合、総合的な検査を行い、対象建設の竣工通知書を建設主に送付しなければならない。	33	施工主は請負対象の建設が終了した場合、総合的な自己検査を行った後、請負対象建設物の完工通知書を建設主に送付しなければならない。
54	建設主は、対象建設の竣工通知書を受け取った後、竣工検査員として、建築、生産技術工程、電気、通信、暖房、上下水道等の専門部門の検査員を地帯当局に依頼することができる。 地帯当局は、建設主の依頼に従い、当該専門部門の検査員を保障しなければならない。	34	建設主は、請負対象建設物の完工通知書を受理した場合、当該国家建設監督機関に竣工検査申請書を提出しなければならない。
55	建設主は、建設対象に対する竣工検査を終了した日から20日以内に、当該建設物の引渡を受けた後、その結果を地帯建設監督機関に通知しなければならない。この場合、地帯建設監督機関は、竣工した建設物の技術状態を確認しなければならない。	35	国家建設監督機関は、竣工検査申請書を受理した日から15日以内に竣工検査を行った後、竣工検査証を発給し、又は発見された欠陥を修正するようにしなければならない。
56	建設主は、建設物の引渡を受けた日から30日以内に、請負建設資金を清算しなければならない。	39	建設主は、完工した請負対象の建設物を引き渡された日から30日以内に請負建設資金を精算しなければならない。
57	建設主は、工事の一部の対象が竣工された後、あるいは竣工される前でも、施工主と協議し、それを利用することができる。	36	請負対象建設物の引渡は、請負建設契約に従って一度に最終引渡をすることを原則としつつ、請負対象の規模と特性により段階別に分けて請負対象建設物を引き渡すこともできる。
58	建設物の質保証期間は、1年とする。 質保証期間は、建設主と施工主が協議して延長することができる。 対象設備の質保証期間は、対象設備製作者が定めたところに従う。 建設物の質保証期間に生じた事故は、国家建設監督機関の技術鑑定結果に従い、責任のある当事者が補修又は補償を行う。	37	請負対象建設物の質保証期間は1年とする。 質保証期間に生じた事故と関連した補償は、責任のある当事者が行う。
59	建設主は、完成された建設物の引渡を受けた日から10日以内に、地帯当局に建設物を登録しなければならない。	38	請負対象建設物は、竣工検査証を受けた後、請負対象建設物の引渡を受けた日から利用できる。
60	専門請負建設企業ではない地帯外の共和国領域内にいる施工主は、請け負った建設対象がない場合、地帯内から撤回しなければならない。		
<b>第五章 建設監督及び紛争解決</b>		<b>第四章 請負対象の建設監督及び紛争解決</b>	
61	国家建設監督機関は、施工主及び建設主が建設部門の法及び規定を正確に守り、建設物の質を保障するように、監督統制しなければならない。	40	請負対象の建設監督は、国家建設監督機関が行う。 国家建設監督機関は、請負建設と関連して偏向が生じないように監督統制事業を強化しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
62	本規定に反した場合には、1,000～1万ウォンの罰金を科し、あるいは弁償、没収等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には、行政的又は刑事的責任を負う。	41	本規定に反した場合には、違反の程度により工事中止、罰金適用、追放等の行政的制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
63	請負建設と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の仲裁又は民事訴訟手続で解決する。 当事者の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起し、紛争問題を解決することもできる。	42	請負建設と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の裁判又は仲裁機関が該当する手続により処理する。

## 5. 羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定

チュチェ84(1995)年7月13日 政務院決定として承認

チュチェ88(1999)年3月21日 内閣決定第27号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	本規定は、外国の貨物を自由経済貿易地帯を経て外国に中継輸送しようとする荷主の便宜を保障し、外国の中継貨物輸送を円満に行うために制定する。	1	本規定は、外国の貨物を羅先経済貿易地帯を経て外国に中継輸送しようとする荷主の便宜を保障し、外国の中継貨物輸送を円満に行うために制定する。
2	機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)は、自由経済貿易地帯の港及び空港並びに地帯外の自由貿易港に外国の荷主代理機関(以下荷主代理機関とする。)を設け、外国の荷主代理業務(以下代理業務とする。)を行うことができる。 代理業務には、荷主の委託に従い、中継する貨物の受領、発送、作業及び保管手続、税関手続、検査及び検疫手続、費用清算、事故処理、輸送組織等の業務が含まれる。	2	中継荷主代理業務(以下、代理業務とする。)には、外国の荷主の委託に従い、中継する貨物の受領、発送、作業及び保管手続、税関手続、検査及び検疫手続、費用清算、事故処理、輸送組織等の業務が含まれる。
		3	羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする)対外運輸機関は、地帯国境通過地点、港、空港に外国荷主代理機関(以下、荷主地帯代理機関とする。)を置き、代理業務を行うことができる。
3	代理業務事業に対する統一的な掌握及び指導は、政務院対外経済機関が行う。	4	代理業務と関連した事業の統一的な掌握及び指導は、地帯内の市人民委員会(以下、地帯管理機関とする。)が行う。
		5	本規定は、荷主地帯代理機関及び外国荷主に適用される。
4	荷主代理機関を設置しようとする場合には、荷主代理機関設立申請書を自由経済貿易地帯を管轄する市行政経済委員会(以下、地帯当局とする。)又は地帯外の自由貿易港がある道行政経済委員会を通じて、政務院対外経済機関(以下、審査承認機関とする。)に提出しなければならない。 申請書には、申請機関名、荷主代理機関名、所在地、設立根拠、代理業務の内容等を明らかにし、代理業務を行うことに対する外国の荷主の意向書等を添付しなければならない。	6	荷主代理機関を設置しようとする場合には、荷主代理機関創設申請書を企業創設審査承認機関(以下、審査承認機関とする。)に提出しなければならない。荷主地帯代理機関創設申請書には、申請者名、荷主代理機関名、所在地、創設根拠、代理業務の内容等を明らかにし、代理業務を行うことに対する外国の荷主の意向書等を添付しなければならない。
5	審査承認機関は、荷主代理機関設立申請書を受理した日から30日以内に検討し、荷主代理機関設立を承認又は否決しなければならない。 荷主代理機関の設立を承認する場合には、荷主代理機関設立承認書を発給しなければならない。	7	審査承認機関は、荷主代理機関創設申請書を受理した日から30日以内に検討し、荷主代理機関創設を承認又は否決しなければならない。 荷主代理機関の創設を承認する場合には、荷主代理機関創設承認書を発給しなければならない。
6	荷主代理機関は、地帯当局又は地帯外の自由貿易港がある道行政経済委員会に、荷主代理機関を登録しなければならない。 荷主代理機関を登録しようとする場合には、荷主代理機関登録申請書を提出しなければならない。 申請書には、荷主代理機関名、所在地、責任者名、人員数等を明らかにし、荷主代理機関設立申請書写本を添付しなければならない。	8	荷主代理機関は、地帯管理機関に荷主代理機関を登録しなければならない。 荷主代理機関を登録しようとする場合には、荷主代理機関登録申請書を提出しなければならない。 荷主代理機関申請書には、荷主代理機関名、所在地、責任者名、人員数等を明らかにし、荷主代理機関創設申請書写本を添付しなければならない。
7	地帯当局又は道行政経済委員会は、荷主代理機関登録申請書を受理した日から10日以内に登録し、荷主代理機関登録証を発給しなければならない。	9	地帯管理機関は、荷主代理機関登録申請書を受理した日から10日以内に検討し、荷主代理機関を登録した後、登録証を発給し、又は荷主代理機関登録を否決しなければならない。 荷主代理機関を登録した場合には、登録手数料を納めなくてはならない。
8	荷主代理機関は、国境通過中継地点に支社又は出張所を設けることができる。 支社、出張所の設立申請、審査承認、登録手続は、荷主代理機関設立申請、審査承認、登録手続と同じである。		
9	荷主代理機関は、外国の荷主と代理業務契約を締結しなければならない。 代理業務契約には、契約当事者の氏名、契約日、代理業務の内容、外国の荷主の任務、荷主代理機関の任務、中継貨物輸送連係方法、事故処理及び制裁並びに紛争解決、契約履行期間並びにその他に必要な内容を明らかにしなければならない。 代理業務契約は、地帯当局(地帯外に設立された荷主代理機関の代理業務契約は政務院対外経済機関)の合意がなければ、効力がない。	10	荷主代理機関は、外国の荷主と代理業務契約を締結しなければならない。 代理業務契約には、契約当事者名、契約日、代理業務の内容、荷主代理機関の任務、中継貨物輸送連係方法、費用及びその清算方法、文書送達及び通信連携方法、事故処理及び制裁並びに紛争解決、契約履行期間並びにその他に必要な内容を明らかにしなければならない。
10	荷主代理機関は、中継貨物を当該輸送手段に積み換えようとする場合、荷積の5日前までに、船積証券又は運送状を作成することができる資料を荷主から受け取らなければならない。	11	荷主代理機関は、中継貨物を当該輸送手段に積み換えようとする場合、荷積の5日前までに、船積証券又は運送状を作成することができる資料を荷主から受け取らなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
11	<p>荷主代理機関は、荷役機関、貨物保管機関、貨物輸送機関と該当する貨物作業契約、貨物保管契約、貨物輸送契約を各々締結しなければならない。</p> <p>依頼書又は申告書は、当該機関と合意し、契約書に置き換えることができる。</p> <p>契約書には、次の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <p>1. 貨物作業契約書には、貨物の名称、数量、作業の種類、包装の種類、一個当たりの重量、輸送手段名、到着予定日、作業の開始日及び時間、作業の終了日及び時間、作業費、貨物取扱と関連した注意事項、その他の必要な内容</p> <p>2. 貨物保管契約書には、貨物の名称、数量、包装の種類、1個当たりの重量、到着日、保管機関、保管費、貨物の保管と関連した注意事項、その他の必要な内容</p> <p>3. 貨物輸送契約書には、貨物の名称、送料、包装の種類、1個当たりの重量、貨物発送地点、貨物到着地点、経由地点、荷送人と荷受人、輸送手段別種類と要求数量、輸送期間、輸送費、貨物輸送と関連した注意事項、その他の必要な内容</p>	12	<p>荷主代理機関は、荷役機関、貨物保管機関、貨物輸送機関と該当する貨物作業契約、貨物保管契約、貨物輸送契約を各々締結しなければならない。</p> <p>契約書には、次の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <p>1. 貨物作業契約書には、貨物の名称、数量、作業の種類、包装の種類、一個当たりの重量、輸送手段名、到着予定日、作業の開始日及び時間、作業の終了日及び時間、作業費、貨物取扱と関連した注意事項、その他の必要な内容</p> <p>2. 貨物保管契約書には、貨物の名称、数量、包装の種類、1個当たりの重量、到着日、保管機関、保管費、貨物の保管と関連した注意事項、その他の必要な内容</p> <p>3. 貨物輸送契約書には、貨物の名称、送料、包装の種類、1個当たりの重量、貨物発送地点、貨物到着地点、経由地点、荷送人及び荷受人、輸送手段別種類と要求数量、輸送期間、輸送費、貨物輸送と関連した注意事項、その他の必要な内容</p>
		13	<p>荷主代理機関は、荷役機関、貨物保管機関、貨物輸送機関に貨物の作業、保管、輸送と関連した依頼文書又は申告文書を提出し、合意した場合、合意した依頼文書又は申告文書を契約に代替することができる。</p>
12	<p>荷主代理機関は、中継貨物を汽車に積み換えようとする場合、輸送が開始される前月20日までに、月次貨車要求書を鉄道運輸機関に、中継貨物を飛行機に積み換えようとする場合には、中継貨物搬出入申告書を空港に提出しなければならない。</p>	14	<p>荷主代理機関は、中継貨物を汽車に積み換えようとする場合、輸送が開始される前月20日までに、月次貨車要求文書を鉄道運輸機関に、中継貨物を飛行機に積み換えようとする場合には、中継貨物搬出入申告文書を空港に提出しなければならない。</p>
13	<p>外国の荷主は、中継貨物を自身の自動車に積み換えようとする場合、直接又は代理機関を通して、国境通過5日前に、国境通過出入証及び自動車通行証の発給を受けなければならない。</p>	15	<p>外国の荷主は、中継貨物を自身の自動車に積み換えようとする場合、直接又は代理機関を通して、国境通過5日前に、国境通過出入証及び自動車通行証の発給を受けなければならない。</p>
14	<p>共和国領域を通過できないようになっている貨物、国際的に禁止されている貨物は、中継貨物として輸送することができない。</p>	16	<p>共和国領域を通過できないようになっている貨物、国際的に禁止されている貨物は、中継貨物として輸送することができない。</p>
15	<p>荷主代理機関は、中継貨物が中継地点に到着した場合、輸送機関から輸送文書の引渡を受け、輸送手段に荷積み状態を確認した後、貨物保管機関に貨物を引き渡し、貨物保管証の発給を受けなければならない。</p>	17	<p>荷主代理機関は、中継貨物が中継地点に到着した場合、輸送機関から輸送文書の引渡を受け、輸送手段に荷積み状態を確認した後、貨物保管機関に貨物を引き渡し、貨物保管証の発給を受けなければならない。</p>
16	<p>荷主代理機関は、保管された中継貨物を外国の荷主に発送しようとする場合、貨物保管証及び税関の手続をすませた出庫依頼書を貨物保管機関に提出し、貨物の引渡を受けなければならない。</p>	18	<p>荷主代理機関は、保管された中継貨物を外国の荷主に発送しようとする場合、貨物保管証及び税関の手続をすませた出庫依頼書を貨物保管機関に提出し、貨物の引渡を受けなければならない。</p>
17	<p>荷主代理機関は、外国に中継貨物輸送のための荷積み作業が終了次第、船積証券又は運送状等の必要な文書を輸送機関から受け取り、外国の荷主に送付しなければならない。</p>	19	<p>荷主代理機関は、外国に中継貨物輸送のための荷積み作業が終了次第、船積証券又は運送状等の必要な文書を輸送機関から受け取り、外国の荷主に送付しなければならない。</p>
18	<p>中継貨物を積みおろすときの数量は、共和国の当該機関が検数、検量した数量に準ずる。</p>	20	<p>中継貨物を積みおろすときの数量は、共和国の当該機関が検数、検量した数量に準ずる。</p>
19	<p>荷主代理機関は、中継貨物に事故が発生した場合、速やかに外国の荷主に通知しなければならない。</p> <p>外国の荷主は、できる限り速やかに、事故に遭遇した貨物に対する処理対策を荷主代理機関に通知しなければならない。</p>	21	<p>荷主代理機関は、中継貨物に事故が発生した場合、速やかに外国の荷主に通知しなければならない。</p> <p>外国の荷主は、早期に、事故に遭遇した貨物に対する処理対策を荷主代理機関に通知しなければならない。</p>
20	<p>荷主代理機関は、事故に遭遇した中継貨物に対する調書を作成し、当該機関の確認文書と共に、外国の荷主に送付しなければならない。</p>	22	<p>荷主代理機関は、中継貨物の事故と関連した調書を作成し、当該機関の確認文書を添付した後、外国の荷主に送付しなければならない。</p>
21	<p>中継貨物輸送文書に指摘された数量より超過した貨物は、外国の荷主と合意した後、税関の承認の下に、荷主代理機関が処理しなければならない。</p>	23	<p>中継貨物輸送文書に指摘された数量より受け取った貨物の数量が多い場合は、外国の荷主と合意した後、税関の承認の下に、荷主代理機関が処理しなければならない。</p>
22	<p>荷主代理機関は、外国の荷主の要求に従い、中継貨物の検査及び検疫を当該機関に依頼して受けることができる。</p> <p>中継貨物に対する検査及び検疫は、その貨物を積みおろす場所で行う。</p> <p>検査及び検疫機関は、中継貨物の検査及び検疫が終了した場合、該当する確認文書を発給しなければならない。</p>	24	<p>荷主代理機関は、外国の荷主の要求に従い、中継貨物の検査及び検疫を当該機関に依頼して受けることができる。</p> <p>中継貨物に対する検査及び検疫は、その貨物を積みおろす場所で行う。</p> <p>検査及び検疫機関は、中継貨物の検査及び検疫が終了した場合、該当する確認文書を発給しなければならない。</p>
23	<p>荷主代理機関は、中継貨物の検査及び検疫過程に提起された問題を直ちに荷主に通知しなければならない。</p>	25	<p>荷主代理機関は、中継貨物の検査及び検疫過程に提起された問題を直ちに荷主に通知しなければならない。</p>
24	<p>中継貨物輸送及び取扱過程に生じた費用に対する精算は、契約に従い、当該機関及び荷主代理機関の間で行う。</p> <p>荷主代理機関は、当該機関と費用精算を行った後、総合計算書を作成し、外国の荷主に送付しなければならない。</p>	26	<p>中継貨物輸送及び取扱過程に生じた費用に対する精算は、契約に従い、当該機関及び荷主代理機関の間で行う。</p> <p>荷主代理機関は、当該機関と費用精算を行った後、総合計算書を作成し、外国の荷主に送付しなければならない。</p>
25	<p>中継貨物の取扱と関連した料金基準、作業量基準は、当該機関が定める。</p>	27	<p>中継貨物の取扱と関連した料金基準、作業量基準は、当該機関が定める。</p>
26	<p>中継貨物の取扱と関連した料金計算は、朝鮮ウォンで行う。</p> <p>外貨による朝鮮ウォンの換算は、当該時期の国際為替相場により、外貨管理機関が定めた比率に従う。</p>	28	<p>中継貨物の取扱と関連した料金計算は、朝鮮ウォンで行う。</p> <p>外貨による朝鮮ウォンの換算は、当該時期の国際為替相場により、地帯内の共和国外国為替銀行が発表した交換相場に従う。</p>
27	<p>外国の荷主は、中継貨物の取扱と関連した料金を代理業務契約に従い、荷主代理機関に支払わなければならない。</p>	29	<p>外国の荷主は、中継貨物の取扱と関連した料金を代理業務契約に従い、荷主代理機関に支払わなければならない。</p>
28	<p>代理業務と関連した意見の相違は、当事者間で協議して解決する。協議して解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国裁判機関又は仲裁機関に提起し、審議解決する。</p>	30	<p>代理業務と関連した意見の相違は、当事者間で協議して解決する。当事者間で協議して解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国裁判機関又は仲裁機関が処理する。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
29	本規定に反した機関、企業所及び外国の荷主は、違反行為に応じて、損害を弁償し、又は法的責任を負う。	31	本規定に反した場合には、程度により罰金適用等の行政的制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。

## 6. 羅先経済貿易地帯統計規定

チュチエ88(1999)年3月6日 内閣決定第19号として承認

### 第一章 一般規定

第1条 本規定は、羅先経済貿易地帯の社会経済実態に対する統計を正確に掌握し、統計資料の管理及び利用秩序を正しく確立するために制定する。

第2条 統計は、社会経済実態及び事業の結果を総合的に、量的に反映し、社会経済的現象を認識し、実践活動を目的指向性のあるように行う手段である。

統計には、経済文化の発展水準と関連した資料及び天然資源、人口、生態系と関連した資料等が含まれる。

第3条 羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)にある共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)及び外国人投資企業の統計事業は、本規定に従い行う。

第4条 機関、企業所及び外国人投資企業は、統計の科学性、客観性及び時間性を保障しなければならない。

第5条 地帯内の統計事業に対する掌握及び指導は、中央統計機関の統一的な指導下に、地帯統計機関が行う。

地帯統計機関は、地帯の社会経済実態に合わせて、統計事業を掌握し、指導しなければならない。

第6条 統計初期計算単位は、地帯内の機関、企業所及び外国人投資企業である。

統計初期計算単位は、専任又は兼任統計員を置かなければならない。

第7条 地帯内の経済活動と関連した統計資料は、地帯総生産額で計算し作成する。

第8条 地帯内の統計事業は、中央統計機関が定めた統計方法論に従い行わなければならない。

統計方法論は、地帯の特性に合わせて不断に完成しなければならない。

第9条 統計文書の表記は朝鮮語で行う。  
朝鮮語表記の下には、外国語表記を行うこともできる。

### 第二章 統計の掌握

第10条 統計の掌握を正確に行うことは、統計事業の成果をあげるための基本条件である。

地帯統計機関、機関、企業所及び外国人投資企業は、統計の掌握事業を責任を持って行わなければならない。

第11条 統計の掌握は、統計報告及び統計調査の方法で行う。  
統計報告には、月報、四半期報、半年報、季節報、年報が含まれ、統計調査には同時調査、一切調査、選択調査、単一調査が含まれる。

第12条 統計の掌握は、中央統計機関が定めた手続、方法及び指標目録に従い行わなければならない。

中央統計機関が定めた手続、方法、指標目録は恣意的に変更できない。

第13条 経営活動と関連した統計資料は、統計報告の方法で掌握し、社会経済実態、人口、生態系、物価と関連した統計資料は、統計調査の方法で掌握する。

第14条 自然災害、事故と関連した統計資料は、地帯統計機関が直接掌握する。

第15条 地帯統計機関は必要な統計資料を機関、企業所及び外国人投資企業に要求することができる。

機関、企業所及び外国人投資企業は、地帯統計機関が要求する統計資料を定められた期間内に保障しなければならない。

第16条 統計指標目録以外の統計を掌握しようとする場合には、地帯統計機関の承認を受けなければならない。

第17条 機関、企業所及び外国人投資企業は、掌握した統計を地帯統計機関及び当該上級機関に提出しなければならない。

統計指標目録以外の統計は、当該機関にのみ提出しなければならない。

第18条 統計資料は文書で提出しなければならない。  
電気通信手段を利用した方法でも統計を提出できる。

第19条 機関、企業所及び外国人投資企業は、地帯統計機関及び当該上級機関に提出した統計を恣意的に修正することができない。

第20条 機関、企業所及び外国人投資企業は、企業登録を行った日から10日以内に、企業登録状況を地帯統計機関に通知しなければならない。

### 第三章 統計初期計算

第21条 統計初期計算を正しく行うことは、正確な統計を掌握するための必須的要求である。

機関、企業所及び外国人投資企業は、統計初期計算単位、計算対象及び計算方法を合理的に定め、計量計測事業を正確に行わなければならない。

第22条 統計初期計算は、標準初期計算様式に合わせて行わなければならない。

標準初期計算様式は、地帯統計機関が定める。

機関、企業所及び外国人投資企業は、標準初期計算様式を実情に合わせて具体化し、統計初期計算を行わなければならない。

第23条 機関、企業所及び外国人投資企業は、統計初期計算指標の統一性及び計算方法の唯一性を保障しなければならない。

第24条 地帯総生産額は、生産額及びサービス収入額で計算する。

第25条 投資額実績は、地帯内に投資した実績額で計算する。

第26条 生産額実績は、商品を生産し、販売した製品別販売量に販売実現価格を適用して計算する。

第27条 サービス収入実績は、各種サービスを提供した後、実際に受け取ったサービス額で計算する。

第28条 輸出額実績は、税関を通過し地帯外に搬出された製品別数量に、当該製品の搬出価格で計算し、輸入額実績は地帯内に搬入される製品別数量に、製品別運賃、保険料を含んだ価格で計算する。

第29条 流通額実績は、商品を販売した後、実際に受け取った金額で計算する。

第30条 税金納付実績は、企業所得、個人所得等の所得により、実際に納付した金額で計算する。

第31条 統計の初期計算と関連した実績掌握は、当該統計機関の初日の0時より最終日の24時までで行われたものとする。

第32条 統計計算の貨幣単位は朝鮮ウォンとする。  
朝鮮ウォンに対する外貨の交換相場は、当該時期の外貨管理機関が定める為替レートによる。

第33条 機関、企業所及び外国人投資企業は、統計初期計算段階において、虚偽の統計資料を提出し、又は計量計測していない統計資料を計算することができない。

### 第四章 統計資料の管理及び利用

第34条 統計資料は秘密文書として取り扱う。

地帯統計機関、機関、企業所及び外国人投資企業は、統計資料の管理及び利用において制度及び秩序を厳格に確立し、統計資料の秘密を徹底的に保障しなければならない。

第35条 地帯統計機関、機関、企業所及び外国人投資企業は、掌握した統計を適時に登録し、定められた期間まで保存しなければならない。

統計資料の保存期間は、中央統計機関が定める。

第36条 地帯統計機関は、統計資料を部門別、年度別に体系的に総合し、整理しなくてはならない。

総合的に整理された統計資料は、当該文献指導機関に送付しなければならない。

第37条 地帯統計機関の統計資料は閲覧することができる。

地帯統計機関の統計資料を閲覧しようとする場合には、閲覧目的、統計指標並びに閲覧者の職位及び氏名を明らかにした閲覧申請文書を地帯統計機関に提出し、承認を得なければならない。

統計資料は定められた場所でのみ閲覧、抜粋又は複写でき、抜粋、複写した統計資料は定められた目的のみ利用しなければならない。

第38条 機関、企業所及び外国人投資企業と関連した統計資料は承認なく公開することができない。

機関、企業所及び外国人投資企業の統計資料を公開しようとする場合には、当該機関、企業所及び外国人投資企業の合意を得なければならない。

第40条 地帯内の労働力源泉、天然資源、地帯総生産額等の統計資料は、中央統計機関の承認を受けてはじめて公開できる。

第41条 機関、企業所及び外国人投資企業は、統計資料を分析して、生産及び経営活動を改善しなければならない。

第42条 地帯統計機関は、地帯開発、投資状況並びに地帯内の社会、経済及び文化発展実態資料等を全面的、総合的に分析して中央統計機関に報告しなければならない。

### 第五章 監督統制

第43条 地帯統計機関は、機関、企業所及び外国人投資企業が本規定を徹底的に守るように監督統制しなければならない。

第44条 機関、企業所の人民経済計画実行に対する評価は、地帯統計機関が担当する。

機関、企業所は、毎月計画実行に対する統計を定められた日までに地帯統計機関提出し、計画実行評価を受けなければならない。

地帯統計機関は、人民経済計画遂行状況を、毎月現地に出かけて客観的に正確に検証確認して、評価を下さなければならない。

第45条 地帯計画機関は、機関、企業所に示達した人民経済計画本を地帯統計機関に渡さなければならない。

機関、企業所は、計画実行評価周期に従い中央計画、地帯計画、企業所計画を地帯統計機関に登録しなければならない。計画実行機関が終了した後に調節した計画は認定されない。

第46条 地帯統計機関は、機関、企業所及び外国人投資企業の統計資料及び

現物を検閲できる。この場合、機関、企業所及び外国人投資企業は必要な条件を保障しなければならない。

第47条 本規定に反した場合には、程度により没収、罰金の適用等の行政的制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負わせる。

## 7. 羅先経済貿易地帯観光規定

チュチェ85(1996)年7月15日 政務院決定として承認

チュチェ89(2000)年4月29日 内閣決定第33号として承認

旧条文	旧条文	新条文	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	本規定は、自由経済貿易地帯で観光を行ううえで有利な環境と条件を保障し、世界各国と観光を通じて親善協力関係をいっそう拡大発展させるために制定する。	1	本規定は、羅先経済貿易地帯で観光を行ううえで有利な環境と条件を保障し、世界各国と観光を通じて親善協力関係をいっそう拡大発展させるために制定する。
2	外国人、共和国領域外に居住している朝鮮同胞(以下、観光客とする。)は、自由経済貿易地帯(以下、地帯とする。)で観光を自由に行うことができる。 観光客は、定められた秩序に従い、地帯外の共和国領域内でも観光を行うことができる。 観光には、旅行を通じた見物、教育、休養、研究、娯楽等が含まれる。	2	羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)の観光は、外国人、海外朝鮮同胞(以下、観光客とする。)が行うことができる。 地帯の観光(以下、観光とする。)には、旅行を通じた見物、教育、休養、研究、娯楽と関連した観光等が含まれる。
3	観光は、朝鮮民主主義人民共和国と外国の間に締結された観光協定又は自由経済貿易地帯で観光旅行を組織する会社(以下、地帯観光旅行社とする。)と外国の観光会社、機関、企業所、団体及び個人との間に締結された観光契約に従い行う。	3	観光は、朝鮮民主主義人民共和国と外国の間に締結された観光協定又は羅先経済貿易地帯で観光旅行を組織する会社(以下、地帯観光旅行社とする。)と外国の観光会社、機関、企業体、団体の間に締結された観光契約に従い行わなければならない。
4	観光は、自主、平和、親善の理念の下に、国籍、民族、政見、信仰に関係なく、国、地域及び個人の間で相互に理解し、協力、交流する原則に基づいて行う。	4	観光は、自主、平和、親善の理念の下に、個人の間で相互に理解し、協力、交流する原則で行う。
5	観光客の地帯への出入は、自由経済貿易地帯観光旅行承認文書に従い行う。 観光旅行承認文書には、自由経済貿易地帯観光管理機関(以下、地帯観光管理機関とする。)又は当該の権限のある機関が発給した観光証又は観光旅行証等の証明文書が含まれる。	5	観光客の地帯への出入は、外国にある共和国の外交及び領事代表部観光事務所又は地帯出入国事業機関が発給した観光旅行承認文書に従い行う。 観光旅行承認文書には、観光証又はそれに代わる証明文書が含まれる。
6	観光客の身辺安全は、法的に保証される。 観光客は、観光旅行サービス、生活サービス、医療サービス等の必要なサービスを保障される。	6	観光客の身辺安全は、共和国の法的な保証を受ける。 観光客は、観光旅行サービス、生活サービス、医療サービス等の必要なサービスを受けることができる。
7	国家観光指導機関及び地帯観光管理機関は、国際的な観光の趨勢に即して諸外国、世界及び地域的協力機構、国際機構及び観光分野において交流及び協力を発展させる。	7	国家観光管理機関及び地帯観光管理機関は、国際的な観光の趨勢に即して諸外国、世界及び地域的協力機構、国際機構及び観光分野において交流及び協力を発展させる。
8	共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)外国人投資企業及び外国投資家は、合併、合作の形式で投資し、地帯で観光地及び観光対象を開発し、又は観光サービス業を行うことができる。	8	地帯内にある共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)外国人投資企業及び外国投資家は、合併、合作の形式で投資し、地帯で観光地及び観光対象を開発し、又は観光サービス業を行うことができる。
9	地帯観光事業に対する統一的な掌握及び管理は、国家観光指導機関の指導の下に、地帯観光管理機関が行う。	9	観光事業は、国家観光管理機関の指導の下に、地帯観光管理機関が担当しなければならない。
	<b>第二章 観光旅行</b>		<b>第二章 観光旅行</b>
10	観光旅行は、団体別又は個別的に行うことができ、また観光客の意思及び要求に応じ、さまざまな形式及び方法で行うことができる。	10	観光旅行は、団体別で行うことを原則とし、契約された観光サービス日程及び観光路程でのみ行わなければならない。
11	観光客は、滞留地の観光会社又は観光を直接組織する当該国の機関、企業体、団体を通じて、地帯観光旅行社に観光旅行申請文書を提出しなければならない。 観光旅行申請文書には、氏名、性別、生年月日、民族別、国籍、居住地、職場、地位、旅券の種類及び番号、観光期間、観光地、観光証の発給を受ける場所(国名又は代表部名)等の内容を明らかにしなければならない。	11	観光旅行をしようとする場合には、滞留地の観光会社又は観光を直接組織する当該国の機関、会社等の組織を通じて、地帯観光旅行社に観光旅行申請文書を提出しなければならない。 観光旅行申請文書には、申請者名、性別、生年月日、民族別、国籍、居住地、職場、地位、旅券の種類及び番号、観光期間、観光地、観光証の発給を受ける場所(国名又は代表部名)等の内容を明らかにしなければならない。
12	地帯観光旅行社は、観光旅行申請文書を受け付けた日から3日以内に検討し、処理しなければならない。 観光旅行の同意は、書面又はファックス、テレックスで行うことができる。	12	地帯観光旅行社は、観光旅行申請文書を受け付けた日から24時間以内に検討し、同意し、又は否決した状況を申請者に通知しなくてはならない。
13	観光客が地帯外の共和国領域への観光旅行を希望する場合には、地帯観光旅行社に申請しなければならない。この場合、地帯観光旅行社は、24時間以内に手配しなければならない。		
14	地帯観光管理機関、地帯観光旅行社、地帯観光サービス企業、旅館、食堂、運輸、参観対象、商店、遊戯娯楽施設等を運営する企業は、観光客の生命と財産を徹底して保護しなければならない。	13	地帯観光管理機関、地帯観光旅行社及び地帯観光サービス機関(旅館、食堂、運輸、参観対象、商店、遊戯娯楽施設等を運営する企業)は、観光客の生命と財産を徹底して保護しなければならない。
15	観光客は、地帯の開発、投資、企業の創設及び運営、科学技術交流及び経済取引と関連した問題を当該機関、企業所、外国人投資企業及び外国人と協議し、又はそれと関連した契約を締結することができる。	14	観光客は、制定された秩序に従い、地帯の開発、投資、企業の創設及び運営、科学技術交流及び経済取引と関連した問題を当該機関、企業所、外国人投資企業及び外国人と協議し、又はそれと関連した契約を締結することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
16	観光客は、観光旅行期間に、共和国の法、規定及び社会秩序を守り、住民の礼儀道徳及び生活風習等を尊重しなければならない。観光旅行をそのいかなる不純な目的にも利用してはならない。	15	観光客は、観光旅行期間に、共和国の法、規定及び社会秩序を徹底的に守り、住民の礼儀道徳及び生活風習等を尊重しなければならない。観光旅行をそのいかなる不純な目的にも利用してはならない。
17	観光客は、観光対象、観光資源を利用不能にし、又は観光環境を汚染する行為をしてはならない。	16	観光客は、観光対象、観光資源を利用不能にし、又は観光環境を汚染する行為をしてはならない。
<b>第三章 観光サービス及び料金</b>		<b>第三章 観光サービス及び料金</b>	
		17	観光サービスは、地帯観光旅行社及び地帯観光サービス機関が行う。
18	地帯観光サービス企業は、地帯観光旅行社又は観光客と契約を締結し、それに従いサービスを行わなければならない。	18	地帯観光旅行社は地帯観光サービス企業と契約を締結した後、該当する観光サービスを整えなければならない。地帯観光サービス機関は、契約に従い、該当する観光サービスを行わなければならない。
		19	地帯観光サービス機関は、外国人が観光と関連した個別サービスを要求する場合、定められた観光サービス基準に従い、その外国人と契約を締結した後、該当する個別サービスを提供しなければならない。
19	地帯観光旅行社及び地帯観光サービス企業は、観光サービス施設及び設備を観光需要に応じて整え、サービス水準を向上させなければならない。 観光客は、観光サービスを契約通りに行うように要求することができる。	20	地帯観光旅行社及び地帯観光サービス企業は、観光サービス施設及び設備を観光需要に応じて整え、サービス水準を向上させなければならない。 観光客は、観光サービスを契約通りに行うように要求することができる。
20	地帯観光旅行社は、観光客が TENT を持参してくる場合又は宿泊施設を備えた自動車でくる場合、それに宿泊用地を保障しなければならない。		
21	地帯観光旅行社は、観光以外の目的で地帯にきた外国人、共和国領域外に居住している朝鮮同胞が観光を申請する場合、観光サービスを組織しなければならない。	21	地帯観光旅行社は、観光以外の目的で地帯にきた外国人、海外朝鮮同胞が観光を申請する場合、観光サービスを組織することができる。
22	観光客に生命の危急を要する事態が発生した場合には、必要な救急対策を講じなければならない。この場合、治療に要した費用は、当事者の合意に従い処理する。	22	地帯観光旅行社及び地帯観光サービス機関は、生命の危急を要する観光客が発生した場合には、必要な救急対策を講じなければならない。 救急患者治療に要した費用は、当事者の合意に従い処理する。
23	観光料金は、契約当事者が互いに協議して定め、観光客が入国前に支払わなければならない。やむを得ない場合には、最初の案内地点で支払うこともできる。	23	観光料金は、国家価格制定機関が定めた基準価格に準じて定め、観光客が入国前に支払わなければならない。 必要な場合には、最初の案内地点で支払うこともできる。
24	地帯観光旅行社は、地帯観光サービス企業とサービス契約を締結した場合、契約に従い、該当するサービス費を支払わなければならない。	24	地帯観光旅行社は、地帯観光サービス企業とサービス契約を締結した場合、契約に従い、該当するサービス費を支払わなければならない。
<b>第四章 観光管理</b>		<b>第四章 観光管理</b>	
25	観光管理と関連した事業は、地帯観光管理機関、地帯観光旅行社、地帯観光サービス企業が行う。		
26	地帯観光管理機関は、地帯観光開発計画の作成及び実行、対外観光市場の調査及び拡大、対外観光宣伝、観光サービス活動に対する調節及び監督、観光旅行の承認、観光サービス員の養成、観光業の許可、その他に観光と関連した事業を行う。	25	地帯観光管理機関は、地帯観光開発計画の作成及び実行、観光需要の調査、対外観光宣伝、観光サービス活動に対する調節及び監督、観光サービスに関連した合意又は承認、観光サービス員の養成、その他に観光と関連した事業を行う。
		26	地帯観光管理機関は、地帯の特性に合わせて、国家観光管理機関と対外サービス機関が送ってくる観光案内通訳員資格審査指導書及び対外サービス指導書に従い、地帯観光奉仕員の資格審査を担当する。
27	地帯観光旅行社は、観光客の受け入れ、案内、サービス接待等の観光サービスを組織し、観光サービス状況を総合し、四半期に一度、地帯観光管理機関に提出しなければならない。	27	地帯観光旅行社は、観光日程の作成、対外交渉、観光サービス契約の締結、観光客の受け入れ及び案内、サービスの調整等の観光サービスの組織を行い、毎月観光サービス状況を総合し、地帯観光管理機関に提出しなければならない。
28	地帯観光サービス企業は、観光客に対するさまざまな観光サービスを行い、それを通じて得られた収入状況、サービス施設利用状況等の資料を毎月一回、地帯管理機関に提出しなければならない。	28	地帯観光サービス企業は、該当する資格を持った職員で観光サービスを組織しなければならない。
		29	地帯観光サービス機関は、定められた観光サービス基準に従った観光サービス及び追加サービスを組織し、それを通じて実現した収入状況、サービス施設利用状況等の資料を毎月、地帯観光管理機関に提出しなければならない。
<b>第五章 観光開発</b>		<b>第五章 観光開発</b>	
		30	地帯の観光開発は、地帯国土建設総計画及び観光サービス開発計画に従い行わなければならない。 観光サービス開発計画には、観光市場の開発、観光サービス職員の養成及び再教育が含まれる。
		31	地帯観光管理機関は、総合的な観光開発計画を確立し、執行しなければならない。
29	地帯内の機関、企業所及び外国人投資企業、外国人が地帯内で専門に観光サービスを行うことを希望する場合には、地帯観光管理機関と合意しなければならない。	32	観光開発に投資し、又は観光開発対象と関連した紹介を行おうとする場合には、地帯観光管理機関と合意しなければならない。 観光開発対象には、歴史遺跡及び自然観光地、遊技娯楽施設、地上及び海上遊覧施設、治療及び休息施設、商談施設、宿泊施設等の対象が含まれる。
30	地帯外の共和国領域内にある機関、企業所及び外国人投資企業、外国投資家が地帯内で観光業を行うことを希望する場合には、地帯観光管理機関と事前に合意した後、共和国の外国人投資企業と関連した法規範に従い、観光企業を創設しなければならない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
31	機関、企業及び外国人投資企業、外国投資家が地帯内の観光地及び観光対象を開発し、又はそれに対する紹介を行おうとする場合には、地帯観光管理機関と合意しなければならない。		
32	地帯観光管理機関は、必要な場合、地帯観光旅行社及び地帯観光サービス企業の観光サービス状況を検閲することができる。この場合、当該機関は、検閲に必要な条件を保障しなければならない。		
		33	観光対象を開発する場合には、観光地の都市化及び汚染を防ぎ、革命史跡、名所古跡、歴史遺跡を保護しなければならない。
		34	思想的に不健全又は美風良俗に反する観光開発は行うことができない。
		35	地帯観光管理機関は、地帯観光開発基金を作り、利用することができる。
<b>第五章 制裁及び紛争解決</b>		<b>第六章 紛争解決及び制裁</b>	
33	地帯観光旅行社及び地帯観光サービス企業は、契約条件通りに観光サービスを行わない場合、該当する違約金又は損害補償金を支払わなければならない。	37	地帯観光旅行社及び地帯観光サービス企業は、契約条件通りに観光サービスを行わない場合、該当する違約金を支払わなければならない。
34	本規定に反した場合には、その程度に応じて原状復旧、損害補償等の民事的責任を負い、又は500～1万ウォンの罰金を納め、違反行為が重大な場合には、行政的又は刑事的責任を負う。	38	本規定に反した場合には、その程度に応じて原状復旧又は損害補償、罰金適用等の制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
35	観光事業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の仲裁又は裁判機関において該当する手続によって解決する。当事者の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して紛争問題を解決することもできる。	36	地帯観光事業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の裁判機関又は仲裁機関が処理する。

## 8. 羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定

チュチェ89(2000)年5月13日 内閣決定第35号として承認

### 第一章 一般規定

第1条 本規定は、羅先経済貿易地帯内に創設し運営される外国人投資企業の財政管理秩序を確立するために制定する。

第2条 財政管理は、経営活動に必要な財産と貨幣資金を自らの計画に従い独自に造成して合理的に利用する経済管理活動である。

第3条 外国人投資企業には、羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)内の合作企業、合併企業、外国人企業が含まれる。

第4条 外国人投資企業は、本規定に従い、財政管理を行わなければならない。

地帯内にある外国企業も本規定に従い財政管理を行うことができる。

第5条 外国人投資企業は、地帯内にある共和国の外国為替業務を行う銀行に内貨口座及び外貨口座を置き、企業活動を行わなければならない。

外国人投資企業が外国にある銀行に口座を置こうとする場合には、外貨管理機関の合意を受けなければならない。

第6条 外国人投資企業は、企業の財政計画に従い、資金を支出し、税金等の貨幣資金を納付し、企業に網羅された投資当事者の権利及び利益を保障する原則で財政管理を行わなければならない。

第7条 外国人投資企業は、企業の統合、分離、破産等の財政管理と関連した変動事由がある場合、該当する変動手続を行わなければならない。

第8条 外国人投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業、外国人投資銀行の簿記計算と関連した法規範の要求通りに行い、中央財政機関又は中央銀行機関が定めた様式に従って行わなければならない。

第9条 地帯財政機関は、外国人投資企業の財政簿記計算体系を正確に確立しなければならない。

第10条 財政簿記文書は朝鮮語で作成しなければならない。

外国語で作成する場合には、朝鮮語により翻訳文を添付しなければならない。

第11条 財政簿記文書の保存は国家の法規範に従い行わなければならない。

企業の統合、分離、破産等の場合、財政簿記文書の保存は、地帯財政機関の合意に従い行わなければならない。

第12条 外国人投資企業の財政管理事業に対する掌握及び指導は、中央財政機関の指導下で地帯財政機関が行う。

### 第二章 資本の造成

第13条 資本は企業の経営活動に必要な源泉である。

外国人投資企業の資本には、投資当事者が出資した資本、企業運営過程で増加した資本、借入資本等の資本が含まれる。

第14条 投資当事者が出資した資本は、企業の登録資本であり、借入資本は外国人投資企業が外部から導入した資本である。

第15条 登録資本の構成とその規模は、外国人投資企業創設承認文書に定められたとおり行わなければならない。

第16条 外国人投資企業の創設及び運営に必要な資本は登録資本で保障することを原則とする。

第17条 登録資本の出資は、契約に従い操業準備及び正常な企業活動に必要な貨幣資産、現物資産、財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。財産権の出資は登録資本の20%を超えることができない。

第18条 登録資本の出資は企業創設承認文書に定めた期間内に行わなければならない。

第19条 外国人投資企業の登録資本は、契約当事者の合意により増やすことができるが、減らすことはできない。

第20条 投資当事者が出資する財産は、次の各号に掲げる場合のみ外国人投資企業の財産として認定される。

1. 貨幣資産は、外国人投資企業が取り引きする銀行の口座に入金し、又は送金された場合
2. 不動産は当該機関に不動産の所有権又は利用権の移転手続が終了した場合
3. 不動産以外の現物資産は資産が外国人投資企業の構内に移転された後、所有権又は利用権の移転手続が終了した場合
4. 財産権は所有権証書が外国人投資企業の管轄に引き渡された場合
5. ノー・ハウは契約に定められた技術移転条件が実現した場合

第21条 出資する現物資産及び財産権は、国際市場価格に準じて投資当事者が合意して定めた価格で計算する。

第22条 外国人投資企業の投資当事者は自己の出資分の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は相続させることができる。

出資分を第三者に譲渡し、又は相続させる場合には、簿記検証機関の検証を受けなければならない。

第23条 外国人投資企業の登録資本として出資する財産は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。

簿記検証機関の検証を受けない財産は、企業の登録資本として計算することができない。

第24条 外国人投資企業の資本は、国有化し、又は地帯で取用しない。

第25条 外国人投資企業は借入資本を定められた期間内に償還しなければならない。やむを得ない事情(償還を受ける対象がなくなり、又は探すことができない等の場合に限る)で償還できない借入資本は企業の収入金として処理しなければならない。

### 第三章 財政計画

第26条 外国人投資企業の財政計画は、財政計画を自身で立てた後、それを理事会又は共同協議会(以下、理事会とする。)で討議し決定しなければならない。

第27条 外国人投資企業は、営業許可機関の合意を得て操業準備期間を定めることができる。

操業準備期間には、地方税のみを納付する。

第228条 操業準備期間の財政計画には操業準備と関連した支出のみ見込まなければならない。

操業準備と関連した支出には、行政管理費、設備組立費、建物の建設及び管理費、建物賃料、試作品生産費、技能工養成費等の支出が含まれる。

第29条 財政計画（四半期別となる年間計画）は、工業、農業、建設、運輸、通信、商業、貿易、給養等の分野別に立てなければならない。

第30条 財政計画の項目には、資本金計画、販売（サービス）収入金計画、原価（流通費、運営費）計画、固定資産減価償却金計画、利潤及び分配計画、国家納付金計画等の項目が含まれる。

第31条 財政計画は次の各号に掲げる通りに立てなければならない。

1. 資本金計画は、出資し、又は借り入れた資本を財産形態別に承認された業種にのみ使用するように見積もらなければならない。
2. 販売（サービス）収入金計画（以下、販売収入金計画とする。）は、計画期間に販売（サービス）する品種別数量及び単位あたりの国際市場価格に従い予見しなければならない。
- 販売収入金計画には、工業部門の販売収入、建設部門の建設工事引渡収入、サービス部門の収入（運送、通信部門の運賃、料金、収入、作業量収入、サービス料収入、加工費収入、その他の収入）等の収入を予見しなければならない。
3. 原価計画は生産計画に合わせて生産原価、流通費、運営費計画に分けて立てなければならない。
4. 固定資産減価償却金計画は、積立計画及び利用計画に分けて立てなければならない。

固定資産減価償却金の積立計画は、減価償却方法に従い立て、利用計画は積み立てられた減価償却金を源泉として立てなければならない。

5. 利潤及び分配計画は、利潤造成計画、決算利潤計画、利潤分配計画に分けて立てなければならない。

利潤造成計画は、販売収入から原価を引いた金額で立て、決算利潤計画は利潤計画から、取引税及びその他の支出を引いた金額で、利潤分配計画は決算利潤から企業所得税、企業の基金等を引いた金額で立てなければならない。利潤を分配することとなった外国人投資企業は、出資比率又は契約に定めた比率に合わせて分配するように計画を立てなければならない。

6. 国家納付金計画は、計画年度に国家に納付することとなっている企業所得税、取引税、地方税等の税金及び社会文化施策金、社会保険料、手数料、土地賃料等の納付金を国家が定めたところに従い予見しなければならない。

7. 流動資金計画は、保有基準計画及び源泉計画に分けて立てなければならない。

資金保有基準計画は、工業、農業、建設、運送、商業、貿易、給養等の部門別に従い、貯蔵品、未完成品、完成品、代金未納商品等の支出要素別の一日の支出額に保有日数を適用する方法で立てなければならない。

流動資金源泉計画は、投資家の出資金、企業の借入金、自己資金、不変債務で保証するように立てなければならない。

不変債務には支払った労賃、固定資産減価償却金、国家に納付した税金、分配した利潤、物資取引債務等を予見しなければならない。

第32条 外国人投資企業は、翌年の財政計画を12月25日までに地帯財政機関に登録しなければならない。

第33条 財政計画を修正しようとする場合には、地帯財政機関と合意した後、変更登録を行わなければならない。

#### 第四章 流通資産

第34条 流通資産は、一度生産過程に完全に消費され、新たに生産される生産物にその価値を移転させる財産である。

流通資産には、原料、資材、燃料、容器及び包装材、小工具、未完成品、半製品、完成品等の現物資産及び現金、預金等の貨幣資産が含まれる。

第35条 外国人投資企業は現金、預金に対する管理体制を確立しなければならない。現金は取引銀行に入金しなければならない。

第36条 外国人投資企業は、小切手金額の決済手数料、その他の債権損失金、為替差損等を支出に含まなければならない。

第37条 外国人投資企業が貸付を受けようとする場合には、取引銀行に貸付状況を保証する文書を提出しなければならない。

第38条 外国人投資企業は、投資当事者が契約の通りに出資を終えた後、営業許可を受ける条件で貸付を受けることができる。

第39条 賃加工を行って受け取った製品の価格を賃加工原料、半製品、部品の購入価格に積み下ろし費、運賃、加工費等の支出をあわせた金額で計算しなければならない。

第40条 投資した流動資産の価格は、当該時期の国際市場価格に準じて投資当事者が合意した価格で計算した後、簿記検定機関の検証を受けてはじめて効力を持つ。

第41条 外国人投資企業は、流動資産の在庫調べを毎月行わなければならない。

在庫調べの結果、流動資産が余り、又は不足している場合には、その原因を明らかにした後、該当する対策を講じなければならない。

第42条 外国人投資企業は、必要な場合、流動資産に対する評価、再評価を行うことができる。

流動資産の評価、再評価価格は、簿記検定機関の検証を受けなければならない。

#### 第五章 固定資産

第43条 固定資産は、使用年限が1年以上であり、かつ当初価値が500ウォン以上の財産である。

固定資産には、投資当事者が出資した固定資産、企業の資金で準備した固定資産及び譲渡を受けた固定資産が含まれる。

第44条 外国人投資企業は、固定資産を固定資産登録台帳に形態別に登録し、

管理しなければならない。

固定資産登録台帳には、登録日、登録番号、固定資産名、規格、初期価格、内容年限、設置場所、生産年月日、生産地、取得年月日等を明らかにしなければならない。

第45条 外国人投資企業は、固定資産を取得した日から1ヶ月以内に地帯財政機関に登録しなければならない。

第46条 固定資産の種類、価値の計算並びに減価償却金の計算、積立及び利用は、外国人投資企業の固定資産減価償却金と関連した法規範に従う。

第47条 外国人投資企業は、毎年1回以上、固定資産の在庫調べを行った後、再評価しなければならない。

在庫調べの結果、固定資産が余り、又は不足している場合には、その原因を明らかにした後、該当する対策を講じなければならない。

第48条 外国人投資企業は、登録された固定資産を理事会の決定に従い、破棄、譲渡、抵当に入れることができる。

固定資産を廃棄、譲渡、抵当に入れ、又は再評価した場合には、簿記検定機関の検証を受けた後、固定資産登録機関に変更登録を行わなければならない。

#### 第六章 生産費

第49条 外国人投資企業は、生産費を計算しなければならない。

生産費には、原価、その他の支出等が含まれる。

賃加工費も生産費に含むことができる。

第50条 原価には次の各号に掲げる項目が含まれる。

1. 工業生産原価  
工業生産原価項目には、原料及び資材費、燃料費、動力費、物資購入経費、新製品生産費、労賃及び社会保険料、固定資産減価償却金、職場及び企業管理費、販売費、財産保険料等が含まれる。
2. 農業生産原価  
農業生産原価項目には、労賃及び社会保険料、種子費（卵、苗木を含む）燃料費、動力費、飼料及び寝わら費、農業及び除草剤費、貿易及び獣医薬品費、その他の資材費、灌漑使用料、固定資産減価償却金、家畜の子購入費、物資購入経費、補助部門利用費、作業班一般費、その他の管理費、販売費、財産保険料等が含まれる。

3. 建設原価  
建設原価項目には、資材費、労賃及び社会保険料、建設機関運営費、固定資産減価償却金等の直接費及び間接費が含まれる。

4. 輸送原価  
輸送原価項目には、運営資材費、燃料費、動力費、労賃及び社会保険料、固定資産減価償却金、一般費、財産保険料等が含まれる。

5. 流通原価  
流通原価項目には、商業、給養部門の商品購入費、流通費等が含まれる。流通費には、輸送費、保管費、包装費、容器損耗及び修理費、営業用燃料及び電力費、物資財産減耗費、労賃及び社会保険料、加工及び修理費、委託販売手数料、建物管理費、水道及び照明使用料、備品費、固定資産減価償却金、事務通信費、旅費、職業同盟資金、出退勤バス費、財産保険料、その他の支出が含まれる。

第51条 その他の支出には、為替差損、企業が破産して受け取ることができない債権、販路に行き詰まり滞りとなった製品を販売するために再び加工、包装するために支出した費用、各種利子、資金借入れに支出した費用、滞り商品の価格引き下げにより損失等の正常な企業活動と関連なく発生した費用が含まれる。

第52条 外国人投資企業は、次の決算期に入れる費用として計算していた操業準備費を、原価に入れて補償しなければならない。

第53条 外国人投資企業は、共和国従業員からの労賃を原価に入れて計算した後、社会文化施策金を控除した金額を従業員に計算し支払わなければならない。

第54条 外国人投資企業は、対外事業費を原価に入れて支出することができる。

対外事業費には、代表団迎接費、交際費、代表団派遣費が含まれる。

対外事業費支出基準は、地帯財政機関が中央財政機関の合意を受けて定める。

第55条 外国人投資企業が負担する社会保険料は、国家予算に納付しなければならない。

第56条 対外事業費、社会保険料の支出基準は、当該法規範に従い、又は地帯財政機関が当該中央機関と合意して定めなければならない。

第57条 営業を開始する前に支出した建設資金は、操業準備費に入れてはならず、別に計算した後、建設工事が完成した後、処理しなければならない。

第58条 外国人投資企業は、従業員のための構内食堂の食事費、厚生事業等の支出を原価に入れてはならず、文化厚生基金から支出しなければならない。

第60条 外国人投資企業は、取引銀行に転換性外貨の種類別により口座を複数保有している場合、為替相場の差異を經常計算して損失を生産費に入れて処理しなければならない。

第61条 外国人投資企業は、職業同盟組織の活動資金を原価に入れ、保障しなければならない。

第62条 年金を支払わなければならない退職者及び季節労働者に対する労賃は、地帯財政機関と合意して計算し支払わなければならない。

#### 第七章 財政収入

第63条 財政収入には、企業活動を行って得た収入及び企業活動と関連がないその他の収入が含まれる。

第64条 操業準備期間の試作品販売収入金、その他の収入金は、操業準備資金の源泉として利用し、販売収入金に入れなければならない。

第65条 生産及び経営活動に必要な固定資産、流動資産、技術の輸出入と関連した財政収入は国際市場の価格、料金、運賃に準じて合意価格で計算しなければならない。

第66条 外国人投資企業、外国人と関連して提起される手数料の基準は、地帯財政機関が中央財政機関と合意して定めなければならない。

第67条 賃加工と関連した財政収入は、注文者から受け取った加工費として計算しなければならない。

第68条 外国人投資企業が生産した製品を地帯内に販売した代金として、代替物資を受け取って輸出する場合には、代替物資の販売収入金を財政収入とし、生産費は、代替物資販売収入金から保障しなければならない。

第69条 取引税は、課税対象の生産物を販売し、又はサービス（以下、販売とする。）した後得た収入金に定められた税率を適用して計算しなければならない。

第70条 外国人投資企業は、税金、手数料等の国家納付金を地帯財政機関に納付しなければならない。

## 第八章 財政決算及び利潤分配

第71条 外国人投資企業は、四半期、年間別に財政決算を行わなければならない。

第72条 外国人投資企業の四半期財政決算文書は、決算四半期が終了した翌月の15日までに、年間財政決算文書は決算年度が終了した翌年の2月までに地帯財政機関に提出しなければならない。

第73条 外国人投資企業の年間財政総括は、理事会で行わなければならない。

第74条 外国人投資企業の財政決算文書は、簿記検定機関の検証を受けなければならない。

第75条 外国人投資企業の所得は、利潤、決算利潤、分配する利潤に分けて計算しなければならない。

第76条 利潤は、販売収入金から原価を控除した所得である。

外国人投資企業は、利潤を企業活動を行って得た利潤及びその他の利潤に分けて計算しなければならない。

第77条 外国人投資企業は、利潤から取引税、その他の支出を控除した後、決算利潤を、決算利潤から基金、企業所得税等の金額を控除した後、分配する利潤を確定しなければならない。

第78条 外国人投資企業は、決算利潤から、予備基金（登録資本の25%に該当する金額が造成されるまで毎年決算利潤の5%に該当する金額）を積み立てなくてはならない。

予備基金は、企業損失を補填し、又は登録資本を増やしことに利用することができる。

第79条 外国人投資企業は、予備基金ですべて補填できなかった前年の損失を、当該年度の決算利潤から企業所得税を納付して残った利潤から連続して4年間補填することができる。

第80条 外国人投資企業は、利潤の10%までの範囲内で、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の基金を造成し、理事会の決定に従い複数年度にまたがって使用することができる。

外国人投資企業の基金は、次の各号に掲げる対象に利用することができる。

1. 生産拡大及び技術発展基金

発明、創意思案、新技術導入、現代的科学技術及び先進的な作業方法の導入、設備の更新

2. 賞金基金

職場、作業班の優待制賞金、管理及び間接補助部門の職員に支払う賞金、生産競争副賞品

3. 文化厚生基金

寮、アパート、託児所、幼稚園、食堂棟の文化厚生施設の建設並びに補修及び更新、文化娯楽機材の準備、従業員のための追加的供給物資の購入、社会的支援

4. 養成基金

技能工養成、技術人材の養成

第81条 外国人投資企業は、分配する利潤を投資家に分配し、又は投資分を償還することに利用しなければならない。

第82条 外国側投資家は、償還を受けた投資分及び分配を受けた利潤の一部又は全部を地帯に再投資することができる。

分配を受けた利潤を地帯に再投資した場合には、再投資分に該当する企業所得税の一部又は全部の返還を受けることができる。

第83条 合作企業は、外国投資家の投資分償還及び利潤分配を生産製品で行うことを基本とし、契約に従い、生産製品以外の財産で投資分を償還し又は利潤分配を行うこともできる。

投資分として償還し又は利潤分配を行う生産製品の価格は、国際市場価格に準じて投資者が合意して定めなければならない。

第84条 外国側投資家は、投資分の償還及び利潤分配として受け取った資金又は製品、その他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に搬出できる。

## 第九章 財政清算

第85条 外国人投資企業は、解散される場合、財政清算を行わなければならない。

第86条 外国人投資企業の財政清算は、清算委員会が行わなければならない。

第87条 清算委員会の任務及び権限は次の各号に掲げる通りである。

1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。

2. 企業の財産及び印鑑を譲り受け、それを管理する。

3. 解散する日現在での企業の財産を確定する。

4. 債権、債務を確定した後、明細表を作成し、処理方法を合意し、終了させる。

5. 解散する日現在で確定された貸借対照表及び財産目録を作成する。

6. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。

7. 未決の業務を処理する。

8. 取引銀行、税務機関、企業登録機関、税関に企業の解散を通知する。

9. 税金を納めた後、債権、債務を清算し、残った財産を処理する。

10. 清算人の労賃、旅費、事務費等を清算費用に入れて支出する。

11. その他の外国人投資企業の解散と関連して提起される問題を処理する。

第88条 清算財産の処理は、清算費用、従業員の労働報酬、国家納付金、保証債権が付された債務、一般債務の清算等の順位で行わなければならない。

処理して残った財産は、投資当事者に出資分に応じて分配し、又は償還することに利用しなければならない。

第89条 投資当事者が契約義務を履行せず企業が解散した場合、被った損失は責任ある当事者が補償しなければならない。

第90条 清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算と関連した報告文書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算の場合は当該裁判機関）に提出しなければならない。

第91条 清算委員会は、清算事業が終了した場合、企業登録証、営業許可証、税務機関登録証を当該機関に返納した後、取引銀行に置いた口座を閉じなければならない。

## 第十章 監督統制

第92条 地帯財政機関は、地帯内にある外国人投資企業の財政管理事業状況を日常的に監督統制しなければならない。

第93条 地帯財政機関は、地帯内にある外国人投資企業の財政管理事業と関連して必要な対象を呼び出し、又は資料を要求することができ、また調書を取ることができる。

第94条 本規定に違反した場合には、程度により延滞料、罰金の適用、営業中止等の制裁を科し、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任を負う。

9. 羅先經濟貿易地帯外国人出入および滞留規定

チュチェ82 (1993) 年11月29日 政務院決定として承認

チュチェ83 (1994) 年6月14日 政務院決定として承認

チュチェ89 (2000) 年2月19日 内閣決定第8号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国自由經濟貿易地帯法』に従い、自由經濟貿易地帯に対する出入秩序を正しく確立し、同地帯へ出入りする外国人に便宜をはかり、国の安全を保障することを目的とする。	1	本規定は、外国人の羅先經濟貿易地帯出入及び滞留と関連した秩序を確立するために制定する。
2	外国人の自由經濟貿易地帯に対する出入は、本規定に従い行う。 共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本規定に従い、自由經濟貿易地帯に出入りすることができる。	2	外国人の羅先經濟貿易地帯（以下、地帯とする。）に対する出入及び滞留は、本規定に従い行う。 外国に居住している朝鮮同胞も、本規定に従い、地帯に出入、滞留することができる。 本規定に規定されていない事項は、外国人出入及び滞留と関連した共和国の法規範に従う。 共和国政府と外国政府間に締結した協定に、外国人の地帯出入及び滞留と関連した規制内容が本規定と異なっている場合には、その協定に従う。
3	外国人の自由經濟貿易地帯出入と関連した事業は、地帯当局の出入国事業部署が行う。	3	外国人の羅先經濟貿易地帯出入及び滞留と関連した事業は、中央出入国事業機関の指導の下に、地帯出入国事業機関（以下、出入国事業機関とする。）が行う。
4	外国人は、外国の当該機関において発給した旅券またはそれに代わる証明書を所持して、自由經濟貿易地帯に出入りすることができる。	4	地帯出入及び滞留する外国人は、地帯出入及び滞留を確認することができる証明書を所持して、往来しなければならない。 地帯出入及び滞留を確認することができる証明文书証明文书には、外国若しくは地域の当該機関又は国際機構から発給された旅券若しくはその代わりとなる証明文书及び、共和国の当該機関が発給した招請状、出入証、自動車通行証、観光証、査証、滞留証、居住登録証、旅行証等が含まれる。
5	自由經濟貿易地帯に対する出入は、国家が定めた通路でのみ行う。	5	地帯出入は、国家が定めた出入通路でのみ行わなければならない。 出入通路には、国境鉄道駅、国境道路、貿易港、空港、地帯境界出入地点等の通路が含まれる。 地帯出入は、昼間にのみ行い、日曜日及び祝日には地帯出入を禁止（船、飛行機、列車を利用する場合及び緊急の用務がある場合の地帯出入は除く）する。
		6	国際テロ犯、麻薬中毒者、麻薬密輸業者、伝染病患者、精神病患者とこの他に歓迎することができない人物は、羅先經濟貿易地帯に入ることができない。
6	共和国の他の地域を経ずに直接、自由經濟貿易地帯に入ろうとする外国人は、地帯内の機関、企業所、団体または外国人投資企業が招請した文書を所持して査証なしで入ることができる。 この場合、当該招請機関は、外国人が自由經濟貿易地帯に到着する5日前までに、地帯当局出入国事業部署に出入者の名簿を提出しなければならない。	7	地帯外の共和国領域を経ずに直接、地帯に入ろうとする外国人は、地帯内にある共和国の機関、企業所、団体又は外国人投資企業、外国企業の支社、代表事務所（以下、招請機関とする。）の招請を受けた場合、査証なしで地帯に入ることができる。この場合、招請機関は、地帯出入者名簿をあらかじめ作成し、地帯対外事業機関（以下、対外事業機関とする。）の確認を受けた後、それを出入国事業機関に提出しなければならない。
7	共和国の他の地域を経て自由經濟貿易地帯に入ろうとする外国人は、外国にある朝鮮民主主義人民共和国外交および領事代表部において発給した査証を所持しなければならない。	8	地帯外の共和国領域を経て地帯に入ろうとする外国人は、外国にある朝鮮民主主義人民共和国外交又は領事代表部において査証の発給を受けなければならない。
8	外国から自動車を利用して直接、自由經濟貿易地帯に出入りしようとする外国人は、地帯に到着する5日前までに、書面またはファックスもしくはテレックスで、地帯当局の出入国事業部署に自動車通行証の発給を申請し、承認を受けなければならない。 自動車通行証の有効期間は、15日とする。		
9	自由經濟貿易地帯に対する出入を一定の期間に幾度もくりかえそうとする外国人は、地帯当局出入国事業部署に申請し、30日を有効期間とする数次出入証の発給を受けることができる。	10	地帯出入を幾度もくりかえそうとする外国人は、出入国事業機関に申請し、数次出入証（自動車を利用する場合には、自動車通行証）の発給を受けることができる。 数次出入証、自動車通行証の有効期間は、30日までの範囲とする。
10	『朝鮮民主主義人民共和国観光証』を所持した外国の観光客は、査証なしに自由經濟貿易地帯に出入りすることができる。 自由經濟貿易地帯を観光しようとする外国人は、わが国の当該機関または外国にある朝鮮民主主義人民共和国外交および領事代表部において観光証の発給を受けなければならない。 自由經濟貿易地帯に来ている外国人が共和国の他の地域を観光しようとする場合には、地帯内の観光サービス機関で観光証の発給を受けなければならない。	9	朝鮮民主主義人民共和国観光証又は観光旅行承認文書を所持した外国の観光客は、査証なしに地帯に出入りすることができる。 観光証又は観光旅行承認文書は、共和国の当該機関又は外国にある朝鮮民主主義人民共和国外交又は領事代表機関及び当該観光代表機関が発給する。 羅先經濟貿易地帯に来ている外国人が地帯外の共和国領域を観光しようとする場合には、地帯内の観光サービス機関で観光証の発給を受けなければならない。
11	自由經濟貿易地帯に出入りしようとするわが国駐在の外国の外交代表部、經濟貿易代表部、国際機構代表部の成員は外交部に、領事代表部成員は当該道行政經濟委員会に、この他の外国人はわが国の当該機関に提起し、出入証と自動車通行証の発給を受けなければならない。	11	地帯外の共和国領域に滞留、常駐する外国人が、地帯に出入しようとする場合には、共和国の当該機関に地帯出入申請文書を提出した後、出入証（自動車を利用する場合には自動車通行証）の発給を受けなければならない。
12	自由經濟貿易地帯に入り、共和国の他の地域を経ずに直接、外国へ行く外国人は、査証なしに出国することができる。	12	地帯内から、地帯外の共和国領域を経ずに直接、外国へ行く外国人は、査証なしに出国することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
13	自由経済貿易地帯に査証なしに入り、共和国の他の地域を経て出国しようとする外国人は、出国5日前に、地帯当局出入国事業部署に申請し、査証の発給を受けなければならない。	13	地帯に査証なしに入り、地帯外の共和国領域を経て出国しようとする外国人は、出国5日前に、該当する申請文書を作成し、対外事業機関の確認を受けた後、それを出入国事業機関に提出するとともに、査証の発給を受けなければならない。
14	自由経済貿易地帯に來ている外国人が共和国の他の地域に行こうとする場合には、出発の5日前に、地帯当局の出入国事業部署に申請し、旅行証または査証の発給を受けなければならない。	14	地帯に來ている外国人が地帯外の共和国領域に旅行又は観光しようとする場合には、5日前に、該当する申請文書を作成し、対外事業機関の確認を受けた後、それを出入国事業機関に提出するとともに、旅行証又は観光証の発給を受けなければならない。
15	自由貿易港を通じて中継される貿易貨物を自由経済貿易地帯外の共和国領域を経て、貨物自動車で運搬しようとする外国人は、自動車が国境を通過する5日前に、当該地域の出入国事業部署に申請し、出入証と自動車通行証の発給を受けなければならない。 出入証と自動車通行証の有効期間は、30日とする。 出入証と自動車通行証を所持した外国人は、定められた道路のみを往来しなければならない。	15	中継貿易貨物を地帯外の共和国領域を経て、自動車で運搬しようとする外国人は、運搬5日前に、出入国事業機関に該当する申請文書を提出した後、出入証と自動車通行証の発給を受けなければならない。 出入証と自動車通行証の有効期間は、30日までの範囲内とする。出入証と自動車通行証を所持した外国人は、定められた道路のみを往来しなければならない。
16	自由経済貿易地帯出入と関連した旅行証、出入証、自動車通行証の発給を受ける場合には、定められた手数料を支払わなければならない。	32	地帯出入及び滞留と関連した出入証、観光証、査証、旅行証、自動車通行証、滞留証、居住登録証の発給、その有効期間の延長、出生及び死亡登録、職場職位並びに滞留又は居住地の変更登録を行う 경우에는、地帯財政機関が定めた手数料を支払わなければならない。
17	旅行証、出入証、自動車通行証の有効期間を延長しようとする場合には、その期間の終了5日前に、当該発給部署に申請し、期間延長の承認を受けなければならない。	16	出入証、観光証、査証、自動車通行証、旅行証の有効期間を延長しようとする場合には、その期間の終了5日前に、出入国事業機関に該当する申請文書を提出した後、期間延長の承認を受けなければならない。
18	旅行証、出入証、自動車通行証は、その有効期間が終了した日から一週間以内に、当該機関に返還しなければならない。	17	出入証、自動車通行証、旅行証は、その有効期間が終了した日から5日以内に、当該機関に返還しなければならない。
19	自由経済貿易地帯出入と関連した旅行証、出入証、自動車通行証を紛失した場合または当該期限内に返還しなかった場合には、罰金を納めなければならない。 紛失した証明文書の再発給を受ける場合には、定められた料金の10倍に該当する手数料を支払う。	33	出入証、観光証、査証、旅行証、自動車通行証、滞留証、居住登録証の再発給を受けようとする場合には、定められた手数料の10倍に該当する金額を支払わなければならない。
20	国際テロ犯、麻薬中毒者、麻薬密輸業者、伝染病患者、精神病患者とこの他に歓迎することができない人物は、自由経済貿易地帯に入ることができない。		
21	証明文書を偽造した場合または定められた通路で往来しない場合には、当該証明文書を回収し、罰金を科する。その行為が重大な場合には、追放し、再入国を禁止することができる。		
3	外国人は、地帯に短期滞留又は長期滞留することができる。 短期滞留は90日までの滞留、長期滞留は90日以上の滞留である。 1年以上長期滞留する外国人は、地帯に居住することができる。	18	外国人は、地帯に短期又は長期滞留することができる。 短期滞留は90日まで、長期滞留は90日以上である。
4	地帯内の外国人滞留及び居住と関連した事業は、地帯当局の出入国事業部署（以下、出入国事業部署とする。）が行う。 出入国事業部署には、滞留地出入国事業部署が含まれる。		
5	地帯に滞留する外国人は、到着した翌日から48時間以内に、出入国事業部署に滞留登録申請書を出し、滞留登録を行わなければならない。 申請書には、申請者の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、職場職位、居住地、滞留しようとする場所、期間、滞留理由等を明らかにし、旅券若しくはそれに代わる証明書又は査証を添付しなければならない。	19	地帯に滞留する外国人は、到着した翌日まで、出入国事業部署に滞留登録申請書を作成し提出した後、滞留登録を行ない、帰っていく場合には、削除登録を行わなければならない。 滞留登録申請書には、申請者名、性別、生年月日、国籍、民族別、居住地、職場職位、招請機関、宿舍、滞留期間、滞留目的等を明らかにし、旅券若しくはそれに代わる証明書又はそれに代わる証明文書及び地帯出入及び滞留と関連して、共和国の当該機関が発給した確認文書等を添付しなければならない。
6	滞留登録手続は、本人が行わなければならない。やむを得ない事情で本人が直接行うことができない場合には、当人を招請した機関、企業所、団体又は外国人投資企業が代わって行うことができる。	20	滞留登録及び削除登録は、本人が行わなければならない。 やむを得ない事情で本人が直接行うことができない場合には、招請機関又は他人が代わって行うことができる。
7	地帯内に入り、その翌日から48時間以内に出る外国人、地帯内の貿易港に入った外国船船員、外国の高位級代表団成員、わが国に駐在する外国代表部に常駐する外国人は、滞留登録を行わない。	21	地帯内に入り、その翌日中に帰っていく外国人、地帯内の貿易港に入った外国船船員、外国の高位級代表団成員、共和国駐在外国及び国際機構代表機関の成員は滞留登録を行わない。
8	外国人が旅館、宿舍、招待所に宿泊しようとする場合には、宿泊登録を行わなければならない。 当該旅館、宿舍、招待所は、外国人の宿泊状況を出入国事業部署に当日内に知らせなければならない。	22	滞留する外国人は、地帯管理機関が定める旅館、宿舍に宿泊登録を行った後、宿泊しなければならない。
		23	短期滞留期日を延長しようとする場合には、滞留期日が終了する2日前までに滞留期日延長申請文書を作成し、対外事業機関の確認を受けた後、出入国事業機関に提出し、承認を受けなければならない。 短期滞留期日延長は、外国人が入国した時から3ヶ月までの範囲内で承認しなければならない。
9	長期滞留しようとする外国人は、滞留登録を行った日から7日以内に、滞留証又は居住登録証の発給手続を行わなければならない。	24	長期滞留しようとする外国人は、滞留証又は居住登録証の発給を受けなければならない。 居住登録証は、地帯に創設された外国人投資企業の管理運営と関連して長期滞留する外国人に発給する。

旧条	旧条文	新条	新条文
10	<p>滞留証又は居住登録証の発給を受けようとする場合には、出入国事業部署に滞留証又は居住登録証の発給申請書を提出しなければならない。</p> <p>申請書には、申請者の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、職場職位、滞留又は居住する場所、期間、滞留又は居住理由等を明らかにし、90日以内に、帽子及び眼鏡をとって写した写真（4 x 3 cm）4枚を添付しなければならない。</p>	25	<p>滞留証又は居住登録証の発給を受けようとする場合には、出入国事業部署に滞留証又は居住登録証の発給申請書を提出しなければならない。</p> <p>滞留証又は居住登録証発給申請書には、申請者名、性別、生年月日、国籍、民族別、居住地、職場職位、旅券の種類及び番号、滞留又は居住期間、滞留又は居住する場所、滞留又は居住理由等を明らかにし、写真4枚とあわせて旅券複写資料、共和国の当該機関が発給した確認文書等を添付しなければならない。</p>
11	<p>滞留証又は居住登録証は、17歳以上の外国人に対して発給する。17歳未満の外国人は、父母又は後見人の滞留証又は居住登録証に同伴者として登録しなければならない。</p>	26	<p>滞留証又は居住登録証は、17歳以上の外国人に対して発給する。17歳未満の外国人は、父母又は後見人の滞留証又は居住登録証に同伴者として登録しなければならない。</p>
12	<p>滞留証又は居住登録証を汚損した場合又は紛失した場合には、その再発給を受けなければならない。</p> <p>滞留証又は居住登録証の再発給を受けようとする場合には、それを汚損又は紛失した翌日から5日以内に、該当する理由書を出入国事業部署に提出して発給を受けなければならない。理由書には、写真2枚を添付しなければならない。</p>	29	<p>滞留証又は居住登録証を汚損した場合又は紛失した場合には、その再発給を受けなければならない。</p> <p>滞留証又は居住登録証の再発給を受けようとする場合には、それを汚損又は紛失した日から5日以内に、該当する理由書に写真（2枚）を添付して、出入国事業機関に提出しなければならない。</p>
13	<p>滞留証又は居住登録証の有効期間は、1年を超えることができない。</p> <p>滞留証又は居住登録証の有効期間を延長しようとする場合、有効期間の終了する10日前までに、有効期間延長申請書を出入国事業部署に提出しなければならない。</p> <p>申請書には、滞留証又は居住登録証及び招請機関の期間延長確認書を添付しなければならない。</p>	27	<p>滞留証の有効期間は6ヶ月まで、居住登録証の有効期間は、1年までとする。</p> <p>滞留証又は居住登録証の有効期間を延長しようとする場合、有効期間の終了する10日前までに、有効期間延長申請書を作成し、対外事業機関の確認を受けた後、出入国事業機関に提出しなければならない。</p> <p>有効期間延長申請書には、該当する内容を明らかにし、滞留証又は居住登録証及び共和国の当該機関が発給した確認文書等を添付しなければならない。</p>
14	<p>子供が生まれた場合、本人又は同伴者が死亡した場合並びに職業及び居住地が変更した場合には、その日から7日以内に、該当する申請書及びそれを確認することができる文書を出入国事業部署に提出しなければならない。</p>	28	<p>子供の出生、本人又は同伴者が死亡した場合並びに職業職位、滞留、居住地が変動した場合には、その日から7日以内に、該当する申請書を作成し、対外事業機関の確認を受けた後、出入国事業機関に提出し、必要な手続を行わなければならない。</p> <p>申請書には、該当する内容を明らかにし、共和国の当該機関が発給した確認文書等を添付しなければならない。</p>
15	<p>出入国事業部署は、出生、死亡、変更と関連した申請書を受理した翌日から10日以内に、検討して処理しなければならない。</p>		
16	<p>地帯内の外国人は、身分を確認することができる証明書を携帯して往来しなければならない。</p> <p>身分を確認することができる証明書には、旅券又はそれに代わる証明書及び共和国の当該機関が発給した滞留証、居住登録証、旅行証、観光証、出入証等が含まれる。</p>		
17	<p>地帯内に滞留して完全に出国する場合には、出入国事業部署に滞留証又は居住登録証を返却し、該当する手続を行わなければならない。</p>	30	<p>地帯内に滞留した後、完全に出国する場合には、出入国事業機関に税金納付と関連した確認文書を提示した後、滞留証又は居住登録証を返却するとともに、該当する手続を行わなければならない。</p>
18	<p>地帯内に滞留する外国人は、地帯外にある共和国の他の地域を経ずに外国に旅行して地帯に再び入る場合、有効な滞留証又は居住登録証を持たなければ入国することができない。</p>	31	<p>地帯内に滞留する外国人は、地帯外の共和国領域を経ずに外国に旅行して地帯に再び入る場合、有効な滞留証又は居住登録証を所持して入国することができる。</p>
19	<p>滞留証又は居住登録証の発給及びその有効期間の延長並びに出生及び死亡登録、職業又は居住地の変更登録を行おうとする場合には、該当する手数料を支払わなければならない。</p> <p>手数料は、中央財政機関が定める。</p> <p>汚損又は紛失した滞留証又は居住登録証の再発給を受けようとする場合には、定められた手数料の10倍に該当する料金を納めなければならない。</p>		
20	<p>地帯出入国事業部署は、本規定に違反した外国人に対して、その程度に応じて2,000ウォンまでの罰金を支払わせ、又は滞留証若しくは居住登録証を回収して再入国を禁止することができる。</p>		
21	<p>本規定に違反した行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。</p>	34	<p>本規定に違反した場合には、程度により、共和国の当該機関が発給した証明文書の回収、罰金適用、追放、入国の禁止等の行政的制裁を科し、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。</p>

10. 羅先經濟貿易地帯税関規定

チュチェ84（1995）年6月28日 中央人民委員会政令として承認

チュチェ89（2000）年9月23日 内閣決定第52号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	<p>本規定は、朝鮮民主主義人民共和国税関法に基づいて、自由經濟貿易地帯に相応する税関通過秩序及び特惠関税制度を徹底して確立し、対外經濟協力及び交流を拡大発展させ、國家の利益を保護することを目的とする。</p>	1	<p>本規定は、羅先經濟貿易地帯に相応する税関秩序及び特惠関税制度を徹底して確立し國家の利益を保護するために制定する。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
2	本規定は、自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）に設置された税関通路を通じて搬出入する貨物、運輸手段、国際郵便物を管理し、又は地帯で企業活動を行う機関、企業所、団体、合弁企業、合作企業、外国人企業、常駐代表機関（以下、機関、企業所とする。）及び地帯に常駐し、若しくは出入りする公民、外国の公民、共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、個人とする。）に適用する。		
3	地帯税関は、国境駅及び自由貿易港をはじめとする地帯境界線の通路並びに地帯内の飛行場及び地帯内の重要地点に設ける。	2	羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)において税関は、地帯境界線の税関通過地点、保税區、保税工場、保税倉庫、保税展示場（以下、保税区域とする。）飛行場、郵便局等の場所に設置する。 地帯境界線には、国境境界線、国内境界線、港境界線が含まれる。
4	地帯税関は、地帯の税関通路を通過する貨物、運輸手段、国際郵便物及び個人の貨物に対する税関手続及び検査を、地帯の実情に即して簡便に行なわなければならない。	3	地帯税関（以下、税関とする）は、税関通過地点を通過する共和国の機関、企業所、団体（以下、機関、企業所とする。）外国人投資企業、外国企業（以下、外国投資企業とする。）外国企業常駐代表事務所（以下、常駐代表機関とする。）共和国公民及び外国公民（以下、個人とする）の貨物、運送手段、郵便物、携帯品に対する税関手続及び検査を行い、地帯搬入物資の保管及び利用、処理状況に対して監督しなければならない。 機関、企業所、外国投資企業、常駐代表機関及び個人は、税関事業に必要な条件を保障しなければならない。
5	地帯税関は、保税工場、保税倉庫及びその他の税関管轄地域に税関員を常駐させ、又は派遣し、監督任務を正常に遂行しなければならない。 機関、企業所は、自己負担で事務所及び検査所の場所を地帯税関に提供しなければならない。		
6	機関、企業所及び税関申告代理機関は、税関申告員を置き、税関事業に協力しなければならない。		
7	地帯税関は、国の安全及び社会道徳生活並びに住民の健康及び動植物の成長に有害な文書及び麻薬、武器をはじめとする禁止品を搬出し、又は密輸行為を行う等の違法現象を厳格に取り締まり、統制しなければならない。 地帯税関は、地帯内で本規定に違反した現象があらわれた場合には、それに対する調査を適宜に行い、対策を立てなければならない。	4	税関は、国の安全及び社会道徳生活並びに住民の健康及び動植物の成長に有害な文書及び麻薬、武器をはじめとする禁止品を搬出し、又は密輸行為を行う等の違法現象を厳格に取り締まり、統制しなければならない。 税関は物資の搬出入、開税の納付と関連した文書を調査し、又は検閲でき、密輸行為の疑いがある場所、輸送手段、個人の身体に対する検察を行うことができる。
8	本規定で規制されない税関秩序は、朝鮮民主主義人民共和国税関法規定及び地帯関係法規定に準ずる。	5	地帯において、税関登録及び手続、税関検査及び監督、開税及び税関料金の賦課は本規定に従って行わなければならない。 本規定で規制されている内容以外の税関事業と関連して提起される問題は共和国の税関事業に関連した法規範及び地帯関係法規範に準ずる。
		6	本規定は、地帯の貨物、運送手段、郵便物、携帯品を搬出入する機関、企業所、外国投資企業、常駐代表機関及び個人に適用する。
<b>第二章 税関登録及び受理</b>		<b>第二章 税関登録及び手続</b>	
9	機関、企業所及び税関申告代理機関は、地帯税関に企業登録申請書を提出し、税関登録を行わなければならない。 企業登録申請書には、企業登録証（写本）税関申告員推薦書をはじめとして地帯税関が要求する文書を添付しなければならない。	7	地帯内の機関、企業所、外国投資企業及び常駐代表機関は、税関登録を行わなければならない。税関申告員を定めて税関事業に協力しなければならない。 物資の搬出入業務を専門として行わない場合には、税関登録を行わない。
		8	税関登録を行おうとする場合には、税関に税関登録申請文書を提出しなければならない。 税関登録申請文書には、企業登録証（写本）、税関申告員申請文書等の必要な文書を添付しなければならない。
10	地帯税関は、企業登録申請書を受理したときから15日以内に、税関登録を行い、税関申告員証を発給しなければならない。 保税工場、保税倉庫の運営機関には、保税工場又は保税倉庫登録証及び税関申告員証を発給しなければならない。	9	税関は、企業登録申請文書を受理したときから15日以内に、税関登録、税関申告員登録を行った後、税関登録証及び税関申告員証を発給しなければならない。登録した税関申告員を交代しようとする場合にも、あらかじめ税関と合意しなければならない。
		11	保税物資取扱場所に搬入する保税物資及び中継輸送する物資、地帯に常駐する個人のが搬入する生活必需品に対する搬出入承認は、税関が行う。 保税物資を搬入しようとする場合には、保税物資四国文書を、中継輸送物資を搬入しようとする場合には、中継輸送物資申告文書及び契約文書（写本）を税関に提出しなければならない。
		12	地帯内の外国投資企業が地帯又は地帯外に搬出入使用とする物資の税関手続は中央貿易指導機関の承認を得た業種範囲内でのみ行うことができ、他の企業の搬出入物資に対する税関手続は行うことができない。
		13	常駐代表機関は営利を目的とする搬出入物資の税関手続を行うことができない。 常駐代表機関が本企業の委任に従い物資を搬入しようとする場合には、地帯管理機関の承認を受けた後、税関申告文書を提出しなければならない。
		14	物資の搬出入と関連した税関手続文書は搬出入物資が税関通過地点に到着するまでに提出しなければならない。
		15	地帯外の機関、企業所が計画にかみ合わせた輸出貨物を地帯に搬入し、又は輸入物資を地帯を経由して地帯外の共和国領域に搬出する場合には、中央貿易指導機関の承認を受けた後、税関手続を行わなければならない。
		16	国家の物資供給計画及び契約に従い、物資を地帯に搬入し、又は地帯から地帯外の共和国領域に搬出しようとする場合には、税関が要求する文書を提出した後、税関手続を行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		17	貿易港に出入港する船及び船に積む貨物に対する税関申告は、その船の船長が行わなければならない。
		18	税関通過地点を通過する列車に対する税関申告は、当該鉄道駅が行わなければならない。 鉄道駅又は荷主は、列車が駅に到着後速やかに税関が要求する文書を提出しなければならない。
		19	飛行機で搬出入する貨物に対する税関申告は、空港又は飛行機の責任飛行士が行わなければならない。 空港又は飛行機の責任飛行士は、飛行機の離陸前と着陸後に、税関が要求する文書を提出しなければならない。
		20	中継輸送する貨物に対する税関申告は、荷主又は代理人が行わなければならない。
		21	飛行機、船がやむを得ない事情で、税関が設置されていないところに着陸し、又は停泊した場合並びに飛行機及び船の安全のために貨物を投棄又は放棄した場合には、該当する輸送手段の運営機関又は運送手段の責任者が速やかに税関に申告しなければならない。
		22	郵便物に対する税関申告は、郵便局又は荷主が行わなければならない。送られてきた郵便物の場合は郵便局が、送ろうとする郵便物の場合には、荷主が税関に申告しなければならない。
		23	保税区域から保税物資を搬出しようとする場合には、貨物を包装し、又は出荷する24時間前に、保税物資を搬出しようとする機関が当該税関に申告しなければならない。
11	税関手続は、地帯税関に登録された税関申告員が行わなければならない。 税関申告員を交替しようとする場合には、当該地帯税関と合意しなければならない。 機関、企業所及び税関申告代理機関は、税関申告員の申告行為に対して、法的に責任を負う。		
12	税関申告員の任務は次の各号に掲げる通りである。 1. 物資の輸出入、税関事業と関連した法及び規定を正確に理解し、それを徹底して守らなければならない。 2. 税関申告文書を事実即して正確に作成し、地帯税関に提出しなければならない。 3. 地帯税関の要求に従い、貨物を開封し、あるいは再包装する事業をはじめとして、税関検査に必要な条件を保障し、税関検査に協力しなければならない。 4. 関税及び税関料金を定められた期間内に納付しなければならない。	10	税関申告員は、物資の搬出入と関連した税関申告文書を作成し、税関手続を担当しなければならない。 税関申告文書には、地帯内の市人民委員会(以下、地帯管理機関とする。)が発給した輸出入許可文書又は搬出入承認文書、商品計算書等の文書を添付しなければならない。 税関申告員の申告行為と関連した法的な責任は、当該機関、企業所、外国投資企業又は常駐代表機関が負う。
13	機関、企業所及び税関申告代理機関は、輸出入物資が地帯税関通過地点に到着する前に、輸出(入)申告書を当該地帯税関に提出しなければならない。やむを得ない事情で、事前に申告することができない場合には、物資が当該地帯税関通過地点に到着次第、申告しなければならない。 輸出(入)申告書には、地帯当局が承認した輸出入許可文書、商品計算書、契約書等の証拠文書を添付しなければならない。本規定第39条に規定された物資を搬入しようとする場合には、関税免除申請書も添付しなければならない。		
14	保税工場、保税倉庫、保税展示場から地帯外に搬出する輸出品及びその他の保税物資は、貨物の包装又は出荷24時間前に、発送機関が当該地帯税関に申告しなければならない。		
15	地帯を通じて中継輸送する貨物に対する税関手続は、荷主又はその代理人が行う。 地帯を通じて鉄道で直接輸送する通過貨物に対しては、税関手続を別途に行わない。		
16	機関、企業所が保税物資を輸入に転換しようとする場合には、事前に地帯当局及び地帯税関に申告し、該当する手続を行わなければならない。	24	保税区域に搬入する保税物資を輸入物資として転換しようとする場合には、地帯管理機関の承認を受けた後、必要な税関手続を行わなければならない。
17	保税物資を修理、加工、組立、実験、包装等を目的に、地帯外に臨時に搬出入する期間は6ヵ月とする。 臨時に搬出した保税物資を定められた期間内に搬入することができない場合には、保証期間の終了20日前に、当該地帯税関に保証期間延長申請書を提出することができる。 地帯税関は、保証期間を6ヵ月の範囲内で更に延長することができる。	25	保税物資を修理、加工、組立、実験、包装等の目的で保税区域外に臨時に搬出してから搬入しようとする場合には、税関手続を行わなければならない。保税区域外に臨時に搬出してから搬入する期間は6ヵ月とする。 やむを得ない事情で臨時に搬出した保税物資を定められた期間内に搬入できない場合には、3ヵ月の範囲内でその期間の延長を税関に提起することができる。
		26	税関の監督下にある貨物に対する作業を行おうとする場合には、荷主又は貨物作業を行う期間が税関の承認を受けなければならない。
		27	税関通過地点を通過する個人(運輸手段の乗務員を含む)は携帯品に対する税関申告を行わなければならない。
		28	物資の搬出入と関連した税関手続文書は5年間保管しなければならない。 観光業、旅館業、商業、食堂業を行う企業の輸入した物資の税関手続文書は、10年間保管しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第三章 税関の監督及び検査</b>		<b>第三章 税関検査及び監督</b>
18	<p>地帯に搬入し、又は地帯から搬出する貨物及び国際郵便物並びに地帯に出入りする運輸手段及び個人は、地帯税関のある通路のみを通過することができ、税関検査を受けなければならない。</p> <p>やむを得ない事情で、地帯税関のない所を出入りしようとするときには、地帯当局の事前承認を受けなければならない。また最寄りの地帯税関に移動検査申請書を提出し、検査を受けなければならない。</p>	29	<p>地帯に搬入する貨物及び郵便物並びに運輸手段及び個人は、税関通過地点でのみ通過することができ、税関検査を受けなければならない。</p> <p>やむを得ない事情で、税関が設置されていない所で貨物、郵便物及び運輸手段を出入りしようとするときには、当該機関の承認を受けなければならない。最寄りの税関に移動検査申請文書を提出し、移動税関検査を受けなければならない。</p>
		30	<p>搬入物資に対する税関検査は、税関通過地点にある税関統制区域又は保税区域若しくは指定された到着地、出荷地で行う。</p> <p>税関通過地点にある税関統制区域で税関検査を行うことができない搬入物資は、地帯内の税関の間で監督移送しなければならない。</p> <p>税関は、必要な場合、搬入物資に対する監督護送を組織しなければならない。</p>
19	<p>運輸手段運営機関又はその代理人は、税関検査に支障がないように、飛行機、船舶、汽車、自動車の到着及び出発の予定時間を事前に、当該地帯税関に通知しなければならない。</p>		
20	<p>地帯に出入りする飛行機、船舶、汽車、自動車が地帯税関通過地点に到着すれば、当該運輸機関若しくはその代理人又は運輸手段の責任者が地帯税関に申告し、検査を受けなければならない。</p> <p>地帯税関通過地点に到着した運輸手段は、当該地帯税関の承認なく離れることができない。</p>	35	<p>地帯に搬入する運輸手段に対する税関検査は、税関通過地点の税関統制区域で行う。</p> <p>税関統制区域に到着した運輸手段は、税関の承認なく税関統制区域を離れることができない。</p> <p>運輸手段運営機関又は代理人は、税関検査に支障を来さないよう、運輸手段の到着と離れる予定時間をあらかじめ税関に通知しなければならない。</p>
21	<p>地帯に入る飛行機、船舶がやむを得ない事情で、地帯税関が設置されていない所に降り、又は停泊した場合及び飛行機と船舶の安全のために、貨物をおろし、又は投棄した場合には、その運輸手段の運営機関又は運輸手段の責任者が直ちに最寄りの地帯税関に通知しなければならない。通知を受け取った当該地帯税関は、適宜に必要な対策を立てなければならない。</p>		
22	<p>地帯で輸出入される貨物に対する税関検査は、地帯税関の通過地点又は保税工場、保税倉庫もしくは指定された到着地、出荷地で行う。</p>		
23	<p>地帯に搬入し、又は地帯から搬出する貨物が地帯外の共和国の他の地域を通過する場合には、国境又は港口税関では検査をせず、地帯税関及び国境又は港口税関の間で監督移送する。</p> <p>税関が監督移送する貨物は、輸送途中にその目的地を変更し、又は運輸手段から貨物をおろし、若しくは運輸手段に他の貨物を積み重ねることができない。</p>	31	<p>地帯外の共和国領域を通過する地帯搬入物資である場合、地帯外の税関では税関検査を行わず、地帯の税関と地帯外の税関の間で監督移送しなければならない。</p> <p>バラ荷である場合には、地帯外の税関で税関検査を行わなければならない。</p>
		32	<p>税関が監督移送する貨物は、輸送途中に目的地を変更し、又は貨物を積み下ろすことができない。</p>
24	<p>地帯に搬入し、又は地帯から搬出する貨物を地帯と共和国の他の地域の間の道路を通じて、貨物自動車で輸送する場合には、税関が監督移送するうえで便利な設備及び条件を整えた自動車で輸送しなければならない。</p> <p>バラ荷の場合には、一般貨物自動車で輸送することができる。</p>	33	<p>地帯搬入物資を貨物自動車で輸送する場合には、税関が監督移送するのに便利な設備と条件を備えた自動車で行わなければならない。</p> <p>バラ荷である場合には、一般貨物自動車で輸送することもできる。</p>
25	<p>次の各号に掲げる貨物は、検査を行わず、監督のみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中継貨物及び通過貨物</li> <li>2. 追加的な加工をせずに再輸出する貨物</li> </ol>	41	<p>中継輸送物資を搬入する場合には、税関検査を行わず、監督のみを行う。</p> <p>外国の荷主が要求し、又は税関が必要であると認定する場合には、中継輸送物資に対する税関検査を行うこともできる。</p>
26	<p>地帯税関は、地帯に搬入した原料、資材で生産し、又は加工若しくは組立て生産した製品を国家が特別に、別途に承認したものを除いては、地帯内で処理しないように監督統制しなければならない。</p>	34	<p>貿易港に搬入する物資に対する税関検査は、貿易港で行う。</p>
27	<p>地帯税関の監督統制下にある貨物の包装を開封する場合又は包装の記号標識を修正しようとする場合には、地帯税関の承認を受けなければならない。</p> <p>地帯税関が運輸手段、貨物又は倉庫にした封印は、当該税関の承認なしに解くことができない。</p>		
28	<p>共和国の他の地域を経ずに地帯に直接出入りする個人は、税関申告なしに、携帯品（別送した貨物を含む。）を持ち歩くことができる。</p> <p>共和国の他の地域を経て地帯に出入りする個人（運輸手段の乗務員を含む。）は、地帯税関に携帯品に対する税関申告を行わなければならない。</p>		
29	<p>地帯に出入りする個人は、自身の事業及び生活に必要な数量の範囲で、物品及び記念品を持ち歩き、又は郵便物として搬入することができる。</p> <p>引越し貨物又は相続財産は、それを証明することができる当該機関の確認文書に従い、制限なく通過させる。</p>	38	<p>個人は、自身の事業及び生活に必要な数量の範囲で、物品を持ち歩き、又は郵便物として搬入することができる。</p> <p>引越し貨物又は相続財産は、それを証明することができる当該機関の確認文書に従い、制限なく搬入することができる。</p>
30	<p>地帯に出入りする個人が持ち歩く外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、次の各号に掲げる通り通過させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共和国の他の地域を経ずに、地帯に直接出入りする個人の外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、当該銀行の証明文書及び税関申告なしに通過させる。</li> <li>2. 共和国の他の地域を経て、地帯に出入りする個人の外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、当該銀行の証明文書又はわが国に持ち込むときに、税関が確認した税関申告書によって通過させる。</li> <li>3. 地帯に直接持込み、共和国の他の地域に旅行する個人の外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、地帯税関が本人の税関申告書を受け取って通過させる。</li> </ol>		

旧条	旧条文	新条	新条文
31	地帯から外国又は共和国の他の地域と交流する郵便物は、当該郵便局又は荷主が地帯税関に申告し、検査を受けなければならない。 郵便局は、地帯税関の検査を受けない郵便物を荷主に渡し、又は地帯外に発送してはならない。	36	郵便局は税関検査を受けない郵便物を荷主に引き渡し、又は地帯外に発送してはならない。 小包の中には、手紙、印刷物、現金、有価証券等を入れてはならない。
32	機関、企業所及び個人は、地帯に持ち込まれたり、又は地帯から持ち出されたりする小包の中に、手紙、印刷物、現金、有価証券等を入れてはならない。		
		37	地帯と貿易港に入る個人は、携帯品（別送品を含む）に対する税関検査を受けなければならない。
		39	朝鮮ウォンは、外国に搬出し、又は外国から搬入することができない。 国内境界線の税関通関地点には、中央銀行機関が定めた限度範囲内でのみ朝鮮ウォンを携帯することができる。
		40	個人の外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、次の各号に掲げるとおり通関させる。 1．外国から搬入し、又は外国に搬出する外貨現金、外貨有価証券は、税関申告なしで通過させる。 2．外国から搬入する貴金属及び宝石は、本人の申告に従い通過させる。 3．地帯外の共和国領域を経て地帯に入る外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、当該銀行機関の証明文書又は共和国領域に入るときに税関が確認した文書に従い通過させる。 4．外国に搬出する貴金属及び宝石は、当該銀行機関の証明文書又は地帯に入るとき税関が確認した文書に従い通過させる。 5．地帯から地帯外の共和国領域に搬出する外貨現金、外貨有価証券、貴金属及び宝石は、本人の申告に従い通過させる。
		42	国内搬入を制限する物資は、地帯の国境界線及び港界線に設置した税関通過地点でのみ搬入することができ、国内搬入を制限する物資の保管及び輸送は税関の監督下で行わなければならない。
		43	税関は関税を免除されて搬入される物資及び関税を免除された物資を利用して生産した製品を地帯において非合法的に処理しないように監督しなければならない。
		44	税関は、貿易港において貨物を積み卸し、又は貨物の運搬及び保管、分別、混合、包装等の作業を行う場合並びに地帯において税関の監督下にある貨物と関連した作業を行う場合には、現場で監督しなければならない。
33	保税工場で輸入原料、資材、半製品と国内原料、資材、半製品を混合して製品を加工及び組み立てた場合には、その比率及び生産量を地帯税関に書面で通知しなければならない。	45	保税工場で免税で入ってきた原料、資材、半製品と国内原料、資材、半製品を混合して製品を加工及び組み立てた場合には、その比率及び生産量を地帯税関に書面で通知しなければならない。
34	保税工場は、輸入原料、資材、半製品の接受、消費、在庫の実態及び完成品の生産、輸出、国内販売、在庫実態等を次の四半期の初月の10日以内に、地帯税関が書面で報告し、対照確認を受けなければならない。	46	保税工場は、四半期の原料、資材、半製品の接受、消費、在庫の実態及び完成品の生産、輸出、在庫等の実態資料を次の四半期の初月の10日までに、税関に書面で報告した後、対照確認を受けなければならない。
35	保税倉庫には、保税物資ではない一般輸出入物資を保管することができない。 保税倉庫管理機関は、地帯税関が承認した貨物のみ受け取って保管し、又は引き渡さなければならない。毎月5日以内に、前月の保税物資の接受、出庫及び在庫実態を書面で地帯税関に報告し、対照確認を受けなければならない。	47	保税倉庫には、保税物資ではない一般輸出入物資を保管することができない。 保税倉庫管理機関は、地帯税関が承認した貨物のみ受け取って保管し、又は保管した貨物を引き渡さなければならない。毎月5日以内に、前月の保税物資の接受、出庫及び在庫実態を書面で地帯税関に報告し、対照確認を受けなければならない。
36	保税倉庫では、保税物資に対する加工又は組立を行うことができない。 保税倉庫で貨物を移動し、又は再包装若しくは包装の記号標識を修正し、商品を選別しようとする場合には、税関員の立会いの下に行なわなければならない。	48	保税倉庫では、保税物資に対する加工又は組立を行うことができない。 保税倉庫で貨物を移動し、又は再包装若しくは包装の記号標識を修正し、商品を選別しようとする場合には、税関の監督の下に行なわなければならない。
37	保税倉庫管理機関は、物資を保管する過程に数量が不足し、又は破損、変質、汚損された場合には、地帯税関に書面で報告し、確認を受けなければならない。 不可抗力的な事故による損害を除き、物資の数量不足及び破損等が生じた場合には、倉庫管理機関が責任を負う。	49	保税倉庫管理機関は、保税物資を保管する過程に数量が不足し、又は破損、変質、汚損した場合には、地帯税関に書面で報告し、確認を受けなければならない。 保税物資の数量不足、破損等の事故（不可抗力的な事情により生じた事故を除く）が生じた場合には、保税倉庫管理機関が責任を負う。
		50	再輸出物資、中継輸送物資は、地帯に入ってきた日から3ヶ月以内に外国に搬出しなければならない。 不可抗力的な事情により、再輸出物資、中継輸送物資を定められた期間内に処理することができない場合には、税関の承認を得てその期間を1ヶ月の範囲内で延長することができる。
		51	税関は、税関通関地点に設置した当該検査機関との連携を強化しなければならない。
<b>第四章 関税</b>		<b>第四章 関税及び税関料金</b>	
38	地帯税関は、地帯で輸入する物資に対して、特惠関税を適用する。	52	税関は、地帯で輸入する物資に対して、特惠関税を適用する。
39	次の各号に掲げる物資には、関税を免除する。 1．生産及び経営のために搬入する物資 2．地帯建設のために搬入する物資 3．地帯で加工輸出するために搬入する物資 4．地帯内の非生産機関が自身の需要のために、合理的な数量の範囲で搬入する事務用品、事務用器具、設備、備品、運輸手段 5．地帯で生産し、外国に輸出する物資 6．地帯に常駐する個人に必要な一定の数量の事務用品、生活必需品 7．中継貿易、再輸出を目的として搬入する物資及び通過貨物	53	関税を適用しない物資は次の各号に掲げる通りである。 1．地帯に搬入する投資物資 2．生産及び経営のために搬入する物資 3．地帯で加工した後、輸出するために搬入する物資 4．自身の需要のために、合理的な数量の範囲で搬入する事務用品、事務用器具、設備、備品、運輸手段、生活必需品 5．地帯で生産し、外国に輸出する物資 6．再輸出物資、中継輸送物資 7．その他国家が別に定めた物資

旧条	旧条文	新条	新条文
40	次の各号に掲げる場合には、関税を適用する。 1. 外国から地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2. 地帯内で生産又は輸入した商品を地帯内で又は地帯外の共和国領域で販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を地帯内で又は地帯外の共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出しなかった場合 5. 個人の携帯品及び郵便物として持ち込む物件が自身の需要量を超過する場合	54	関税は次の各号に掲げる場合に適用する。 1. 地帯内で販売するために物資を搬入する場合 2. 地帯内で生産又は地帯内で使用するのために搬入した物資を地帯内で又は地帯外の共和国領域で販売する場合 3. 賃加工、再輸出、中継輸送を目的として地帯に搬入した物資を、国家の承認を得て地帯内又は地帯外の共和国領域で販売する場合 4. 自身の需要を超過して搬入する事務用品、事務用器具、運輸手段、生活必需品である場合 5. 個人の携帯品及び郵便物として搬入する物が免税限度を超過する場合
		55	貿易港に出入港する外国船にはトン税を賦課しない。
41	地帯で観光業、旅館業、商業、サービス業のために搬入する生活必需品及び食料品に対しては、営業を始めたときから5年間、当該関税の50%を軽減し、その翌年からは30%を軽減する。 営業を開始したときから10年以内に企業を解散する場合又は撤収する場合には、すでに軽減された関税を納めなければならない。	56	観光業、旅館業、商業、食堂業のために搬入する商品に対しては、営業を始めたときから5年間、当該関税の50%の範囲内で、その翌年からは30%を軽減する。 営業を開始したときから10年以内に企業を解散する場合又は撤収する場合には、すでに軽減された関税を返還しなければならない。
42	地帯で販売するために、酒、ビール、タバコ及び国家が輸入を制限するように、別途に定めた商品を搬入する場合には、当該機関の許可を受けた限度数量の範囲内で、当該関税の50%を軽減し、限度数量を超過して搬入する場合には、超過した数量に対して関税を適用する。		
43	機関、企業所が免税で搬入した原料、資材、付属品及び部品を利用し、地帯で生産した製品は、必ず輸出しなければならない。 前項の製品を国家の当該機関の承認を受けて、地帯又は地帯外の共和国の他の地域で販売する場合には、地帯税関に申告し、当該製品生産に利用される原料、資材、付属品と部品に対する輸入関税を納めなければならない。 当該申告機関、企業所が製品生産に消費された輸入原料、資材、付属品及び部品に対する数量及び価格を正確に申告しなかった場合には、地帯税関が当該製品の輸入価格を参酌し、輸入関税を適用する。	57	関税を納付せずに搬入した原料、資材、付属品及び部品を利用した生産した製品は必ず輸出しなければならない。 輸出することになっている製品を国家の当該機関の承認を受けて、地帯又は地帯外の共和国の他の地域で販売する場合には、税関に申告した後、当該製品生産に利用した輸入原料、資材、付属品及び部品に対する関税を納付しなければならない。 製品生産に消費された輸入原料、資材、付属品及び部品に対する数量及び価格を正確に申告しなかった場合には、税関が当該製品の搬入数量と輸入価格に従い関税を適用する。
		58	外国投資企業が、地帯外の共和国の領域から物資を購入し、又は地帯で生産した製品を地帯外の共和国領域に販売しようとする場合には、共和国の当該貿易機関を通じて実現しなければならない。外国投資企業と共和国の当該ばえ危機感には物資を売買する場合には、関税を納付しなければならない。
44	機関、企業所が、地帯外の共和国の他の地域の貿易機関から、国家が輸出を制限するように別途に定めた品種を委託されて輸出する場合又は物資を購入し、そのまま輸出する場合には、輸出関税を納めなければならない。 前項で指摘された経路を利用して原資材価値より20%以上増加した製品を生産し、輸出する場合には、地帯生産品と同じく証明文書に従い、輸出関税を免除する。	59	地帯又は地帯外の共和国領域から物資を購入し、加工せずにそのまま輸出する場合には、輸出関税を納付しなければならない。 購入した物資を利用してその価値が20%以上増加した製品を生産し、輸出する場合には、地帯生産品と認定し、輸出関税を適用しない。
		60	自身の需要のために外国から搬入した事務用品、事務用器具、設備、備品、生活必需品及び運輸手段は地帯が今他は地帯内の共和国領域に販売することができない。 やむを得ない事情で外国から搬入した事務用品、事務用器具、設備、備品、生活必需品及び運輸手段を販売使用とする場合には、税関に申告した後、該当する関税を納付しなければならない。
45	保税期間には、関税を適用しない。 保税期間は、保税工場及び保税倉庫では2年とし、保税展示場では地帯税関が定めた期間とする。	61	保税期間には、関税を適用しない。 保税期間は、保税工場及び保税倉庫では2年とし、保税展示場では地帯税関が定めた期間とする。 やむを得ない事情で、保税期間の延長を受けようとする場合には、保税期間の終了10日以前に、保税期間延長申請書を税関に提出しなければならない。税関は受理した保税期間延長申請書を検討した後、その期間を6カ月の範囲内で延長し、又は否決しなければならない。
46	やむを得ない事情で、保税期間の延長を受けようとする機関、企業所は、保税期間の終了10日以前に、保税期間延長申請書を当該地帯税関に提出しなければならない。 地帯税関は、保税期間を6カ月まで更に延長することができる。		
47	保税物資を修理、加工、組立、試験、包装等のために、臨時に地帯外に搬出しようとする機関、企業所は、関税に相当する担保物又は保証金を地帯税関に預けなければならない。 地帯税関は、物資が定められた期間内に搬入されれば、担保物又は保証金を当該機関、企業所に返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されなければ、地帯税関は、担保物又は保証金を関税として処理することができる。	62	保税物資を修理、加工、組立、試験、包装のために、臨時に地帯外に搬出しようとする場合には、関税に相当する担保物又は保証金を地帯税関に預けなければならない。搬出された保税物資が定められた期間内に搬入されれば、担保物又は保証金を返還し、定められた期間内に搬入されなければ、担保物又は保証金を関税として処理することができる。
		63	税関は、地帯に搬入される物資が腐敗変質、破損、流失したことが税関検査過程で発見された場合には、その程度に応じて該当する関税の一部または全部を免除することができる。
48	地帯で輸入物資に関税を賦課する基準価格は、国境到着価格とし、輸出物資に対しては、国境引渡価格とする。 個人の携帯品及び郵便物に関税を賦課する基準価格は、地帯で取り引きされる商品の小売価格とする。	64	関税を賦課する基準価格は、輸入物資である場合国境到着価格とし、輸出物資に対しては、国境引渡価格とする。 個人の携帯品及び郵便物に関税を賦課する基準価格は、地帯で取り引きされる商品の小売価格とする。
49	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、当該時期の外貨管理機関が発表する外貨換算率に従う。	65	関税の計算は、当該物資が搬出入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行い、関税の適用は朝鮮ウォンまたは外貨で行う。 朝鮮ウォンと外貨の換算は、当該時期の地帯内貿易銀行機関が発表する外貨交換レートに従う。

旧条	旧条文	新条	新条文
50	機関、企業所及び個人は、地帯税関が発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に関税を納めなければならない。	66	関税は税関が発給した関税納付通知文書に従い納付しなければならない。関税を納付しない搬出入物資は地帯に搬入し、又は搬出することができない。
		67	税関は脱税を目的として搬出入物資の価格を実際の価格よりも低く申告した場合、当該機関を通じて搬出入物資の価格を再評価し、関税を適用することができる。
51	地帯税関は、地帯を通じて搬入する物資に対する税関手続及び監督管理に関連した税関料金を徴収する。 税関料金の適用対象及び比率は、国家価格制定機関が定めるところに従う。	68	税関は、税関登録及び中継輸送物資に対する税関手続及び監督、移動税関検査と関連した税関料金を徴収する。 税関料金は、税関が発給した税関料金納付通知文書に従い税関に納付しなければならない。 税関料金の適用対象及び比率は、国家価格制定機関が定めるところに従う。
52	関税を超過して納付した機関、企業所及び個人は、関税を納めたときから一年以内に、超過分の関税の返還を当該地帯税関に申請することができる。この場合、地帯税関は、15日以内に処理しなければならない。	69	関税及び税関料金を超過して納付した場合には、関税及び税関料金を納付した日から1年以内に、超過分の関税及び税関料金の返還を当該地帯税関に要求することができる。
53	地帯税関は、関税及び税関料金を少なく徴収した場合、又は徴収することができなかった場合には、当該物資を通過させた日から1年以内に、少なく徴収し、又は徴収することができなかった関税及び税関料金を徴収することができる。機関、企業所及び個人の故意的な行為によって、関税及び税関料金を誤って計算して少なく徴収した場合又は徴収することができなかった場合には、当該物資を通過させた日から3年以内に、少なく徴収し、又は徴収することができなかった関税及び税関料金を徴収することができる。	70	地帯税関は、関税及び税関料金を少なく徴収した場合、当該搬入物資を通過させた日から3年以内に、少なく徴収した関税及び税関料金を徴収することができる。
		71	外国人投資企業が企業を解散しようとする場合には、企業創設審査承認機関が企業の解散を承認した日から5日以内に、外国人投資企業の解散に対して税関に通知しなければならない。 外国人投資企業の解散に対して通知を受けた税関は、清算委員会にすでに減免した関税と未納の税関料金を計算した後、該当する請求文書を送付しなければならない。清算委員会は税関の再建請求を優先的に清算しなければならない。
<b>第五章 制裁及び申訴、請願</b>		<b>第五章 清算及び申訴</b>	
		72	中央税関指導機関は、税関事業と関連して偏向が生じないように監督統制事業を強化しなければならない。
54	地帯税関は、保税工場、保税倉庫に搬入した保税物資を定められた保税期間に処理しないことに対して督促したが、対策を立てなかった場合には、当該物資を競売処理する。	73	保税物資を定められた保税期間に処理しなかった場合には、当該機関に引き渡し売却処理させた後、売却処理した金額の中から関税に該当する金額は関税として処理し、残りの金額は保税倉庫管理機関に引き渡し、処理するようにしなければならない。 保税物資を売却処理することができない場合には、関税に相当する保税物資を引き受けて関税として処理することができる。
55	地帯税関は、機関、企業所が本規定に反して違法行為を行なった場合には、その情状に応じて、税関登録証を回収する。	74	本規定に反した場合には、その程度に応じて税関申告員証を回収し、又は搬入物資に対する税関手続を注し、税関登録の取消、搬入物資に又は運輸手段の抑留、罰金適用等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的責任を負わせる。
56	地帯税関は、税関申告員が本規定に反して違法行為を行なった場合には、その情状に応じて、税関申告員証を回収し、当該機関、企業所の輸出入品に対する税関手続を停止させる。		
57	地帯税関は、機関、企業所及び個人が定められた期間内に、関税又は税関料金を納めなかった場合には、納付期間が経過した日から毎日、当該関税又は税関料金の0.3%に該当する延滞料を徴収する。		
58	本規定に反して地帯に搬入し、又は地帯から搬出する物資及び運輸手段に対しては、罰金を科し、又は抑留若しくは没収し、その情状が重大な場合には、責任者に行政的又は刑事的責任を負わせる。		
		75	密輸品はそれを発見した時期に関係なく没収し、密輸行為の程度に応じて、密輸行為を行うのに利用した当該物資と運輸手段を没収する。 密輸品を没収することができない場合には、密輸行為を行い、又は密輸行為に協力した機関、企業所及び外国投資企業、個人から密輸品価格に相当する金銭を徴収する。
		76	国家の安全及び社会道徳生活並びに人の健康及び動植物の生長に害のある物、武器、麻薬等の禁止品、外国へ搬出され、又は外国から搬入される朝鮮ウォンは没収する。
		77	没収品は没収財産処理と関連した法規範に従い処理しなければならない。
59	税関手続及び検査、関税及び税関料金の納付等と関連して意見がある機関、企業所及び個人は、それに対して当該地帯税関に提起することができる。 地帯税関は、意見を受理した日から15日以内に、協議の方法で、正確に解決しなければならない。 地帯税関の処理に対して意見がある場合には、処理された日から15日以内に、上級税関機関に申訴、請願を提起することができ、上級税関機関は、それを受理した日から20日以内に処理しなければならない。	78	税関手続及び検査並びに関税及び税関料金の納付に関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。 申訴請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。
60	申訴、請願に対する税関機関の処理結果に再び意見がある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。		

# *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (6) (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last five articles have dealt with brief descriptions of the investment climate and modes of foreign direct investment (FDI), drawn comparisons between the systems of FDI in the DPRK and the People's Republic of China (hereafter China), and introduced each law and regulation that has recently been revised or enacted.

This article will focus on the following laws and regulations: Insurance Law of the DPRK, Regulations on Resident Representative Offices of Foreign Enterprises in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on Entrepot Trade in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on Contract Construction in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on a Forwarding Agency in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on Statistics in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on Tourism in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in Rason Economic and Trade Zone, Regulations on Foreigners' Immigration and Residence in Rason Economic and Trade Zone and Custom Regulations for the Rason Economic and Trade Zone. Some of these regulations, mainly focusing on Rason Economic and Trade Zone, have undergone significant revision. This is mainly because of the advance of the open-door policy and of the development of methods for dealing with foreign-related business.

The Insurance Law of the DPRK was enacted on April 6, 1995 and revised on February 4, 1999. This law is the basic law governing insurance in the DPRK. In the DPRK, insurance is classified into two categories: personal insurance and property insurance. Other than in Rason ETZ, the state insurance body conducts insurance business in the DPRK. In Rason ETZ, foreign investors and "overseas Korean compatriots" may also engage in insurance business.

The Regulations on Resident Representative Offices of Foreign Enterprises in Rason Economic and Trade Zone were enacted on February 21, 1994 and revised on October 27, 2000. In the Rason ETZ, the term of residence of a representative office is up to three years and the number of officers shall not exceed five, except for administrative, technical or service staff such as interpreters, typists, bookkeepers and drivers.

The Regulations on Entrepot Trade in Rason Economic and Trade Zone were enacted on July 15, 1995 and revised on October 27, 2000. The definition of entrepot trade was expanded by adding the provisions of "repackaging" and "some processing" in the most recent revision. A provision that prohibits businesses labeling

goods with a DPRK certificate of origin or its trademark was also added.

The Regulations on Contract Construction in Rason Economic and Trade Zone were enacted on July 15, 1996 and revised on October 27, 2000. After the revision, a chapter regulating the planning (of buildings) and provisions that should be regulated by contracts were deleted. In the DPRK, the guarantee period of a structure built under contract is one year.

The Regulations on a Forwarding Agency in Rason Economic and Trade Zone were enacted on July 13, 1995 and revised on March 21, 1999. In these regulations, the activities of forwarding agents are defined as "acceptance, dispatch, arrangements for cargo handling and storage, customs clearance, inspection and quarantine, settlement of costs, dealing with mishaps, arrangement of transport and the like, for transit cargoes in a foreign shipper's consignment." An external transportation body in the Rason ETZ may engage in these activities. When a shipper intends to transship cargoes under this regulation, it must notify one of the forwarding agencies of the information needed to fill in the bill of landing or the invoice five days before transshipment. In the case of transshipment to/from railroads, prior notice to the railroad organization should be made by the 20<sup>th</sup> day of the previous month.

The Regulations on Statistics in Rason Economic and Trade Zone were enacted on March 6, 1999. These new regulations were formulated "with a view to taking proper statistics on social and economic situations and establishing a proper order for the management and use of statistical data." (Art. 1) Statistics, defined in this regulation, includes "data with respect to the level of economic and cultural development, information related to natural resources, population and livelihoods and so on." (Art. 2) The statistical data relating to operational activities are to be compiled through statistical reports, while those relating to social and economic situations, population, livelihoods and prices are to be gathered through statistical research. (Art. 13) In this regulation, statistical data are treated as secret documents. This is not to protect foreign invested enterprises but to protect the secrets of the Rason ETZ.

The Regulations on Tourism in Rason Economic and Trade Zone were enacted on July 15, 1996 and revised on April 29, 2000. These regulations are intended to regulate sightseeing in the Rason ETZ by foreigners and overseas Korean compatriots. Sightseeing is defined as "tours for the proposes of sightseeing, education, recuperation, study, entertainment and so on." In the event that a foreigner or an overseas Korean enters the Rason ETZ directly from a foreign country for sightseeing purpose, she or he does not need to obtain a visa. Instead, she or he must obtain a

document of approval of sightseeing, such as a tourist certificate, etc. In principle, sightseeing tours must be arranged in groups. Before the revision, there was an article allowing tourists to bring with them a camping car or a tent, but this has been deleted from the new regulation.

The Regulations on Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in Rason Economic and Trade Zone were enacted on May 13, 2000. These form a kind of basic law in the field of the financial management of foreign-invested enterprises in the Rason ETZ. The DPRK also has the Regulations on Financial Management of Foreign-Invested Enterprises for areas other than the Rason ETZ. Compared with these, the Regulations for the Rason ETZ have more specific and effective measures relating to the creation and utilization of capital, financial planning, assets, the calculation of production costs, financial settlements, profit distribution and fund management. Regarding financial liquidation, the Implementing Regulation for the Law on Equity Joint Venture, the Implementing Regulation for the Law on Contractual Joint Venture and the Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises have provisions for setting up orders for claims to be paid. The three implementing regulations give priority to state levies,

while these regulations prioritize the remuneration of employees for their labor. This discrepancy may lead to a conflict when a foreign-invested enterprise in the Rason ETZ is dissolved.

The Regulations on Foreigners' Immigration and Residence in Rason Economic and Trade Zone were revised on February 19, 2000, when the two related regulations were merged. In this regulation, the stay of a foreigner is divided into two types; short stays (up to 90 days) and long stays (more than 90 days). A foreigner should report his or her arrival by the day following entry to the zone, except for those who will leave the day after they arrive in the zone. A revision in 2000 led to this regulation being supplemented with exhaustive provisions for landing/exiting and residential formalities.

The Custom Regulations for the Rason Economic and Trade Zone were enacted on June 28, 1995 and revised on September 23, 2000. These are the only regulations adopted by the Decree of the Central People's Committee. They originally comprised sixty articles, but this increased to seventy-four after the revision. The provisions concerning customs registration and clearance, and customs inspection and control were thoroughly revised.